

# 松江市文化財保存活用地域計画

～誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、

こころ豊かになれるまちを目指して～

令和3年12月認定

令和5年3月変更

令和6年3月変更

令和7年3月変更

松 江 市



# 目 次

序章	4
1. 計画作成の背景と目的	
2. 計画期間	
3. 地域計画の位置付けと今後の松江市の施策全体への反映	
4. 文化財保存活用地域計画作成の流れ・体制	
5. 文化財保存活用地域計画の構成	
第1章 松江市の概要	16
1. 自然的・地理的環境	
2. 社会的状況	
3. 歴史的背景	
第2章 松江市の文化財の概要	37
1. 代表的な既存の文化財調査	
2. 今後の文化財調査について	
3. 指定等文化財の概要	
4. 指定等がされていない文化財	
第3章 松江市の歴史文化の特徴	49
1. 4つの地域と12のゾーン（小地域）	
2. 8つの視点	
第4章 文化財保護行政の現状	61
1. 文化財保護行政の現状	
第5章 文化財の保存・活用に関する方針	67
1. 文化財の適切な保存と指定等の推進	
2. 調査研究の推進	
3. 文化財の積極的な活用	
4. 歴史文化を生かしたまちづくりの一層の推進	
5. 文化財の担い手の支援と育成	
6. 文化財を守り伝えるための財源の確保	
第6章 「ヒストリー」とその概要	96
1. 「ヒストリー」の考え方	
2. 「ヒストリー」の構成	
3. これまでの調査研究成果から紡がれる「ヒストリー」	
4. 今後の調査研究とそこから紡がれる「ヒストリー」（案）	

第7章 文化財の保存・活用を推進するための体制整備 -----	109
1. 所有者・市民（支援団体等）・行政それぞれが担う役割	
2. 松江市の体制	
第8章 文化財の保存・活用のための具体的取組 -----	117
1. 文化財の適切な保存と指定等の推進の措置	
2. 調査研究の推進の措置	
3. 文化財の積極的な活用の措置	
4. 歴史文化を生かしたまちづくりの一層の推進の措置	
5. 文化財の担い手の支援と育成の措置	
6. 文化財を守り伝えるための財源の確保の措置	
第9章 文化財保存活用地域計画を実効あるものとするために -----	134
1. 見直し・改訂	
2. 計画の進捗管理と自己評価の手法	
3. 「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」の実現に向けて	

## 序章

### 1. 計画作成の背景と目的

#### 1) 作成の背景

松江市は古代から現代に至るまで、出雲地域、島根県の政治権力の中核機能が置かれ、政治、経済、文化の中心地としての歴史を歩んできました。

市内には、古代出雲の優れた文化を裏付ける豊富な遺跡群が存在し、近世においては城下町「松江」として現在の松江のまちづくりの基盤が形成され、現在にその面影を残しています。島根半島・宍道湖中海ジオパークで認められた美しく、学術的価値の高い地質・地形遺産も有しています。そうした各時代の豊富な文化財・文化・伝統が市民の皆様の手を継ぎ、現在まで残されてきました。

昭和26年(1951)には、松江市が明媚な風光とわが国の歴史文化等を正しく理解するため欠くことのできない多くの文化財を有し、小泉八雲の文筆を通じて世界的に著名であることに鑑みて、京都、奈良に次いで3番目に「国際文化観光都市」となり、長い歴史と伝統文化、景観に恵まれた観光都市として知られることとなりました。

また、平成の市町村合併を通じて、松江市は、幅広い文化財類型の優れた文化財を数多く有することとなりました。松江市では、これらの文化財、歴史文化を生かしたまちづくりをより一層進めるため、平成26年度に「歴史まちづくり部」を創設しました。その後、松江城天守の国宝指定、新松江市史の編纂等を通じて、市民の皆様の間においては、松江の歴史や文化財に対する誇りや愛着が高まりました。令和3年には、国際文化観光都市70周年を迎えるにあたり、誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまちにしていくための指針として、「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」を制定しました。

一方、全国的にみられる人口減少、高齢化、中心市街地の空洞化などの問題は松江市でも同様であり、また、近年では空き家の増加による景観の悪化や、後継者不在による歴史的建造物の消失、伝統文化や祭礼行事、工芸などの担い手不足による地域活力の低下が危惧され、文化財を取り巻く周辺環境や、未指定文化財も含めた伝統的な行事や祭礼などの一体的な保護や維持継承への取組が求められるようになりました。

こうした中、国においても、未指定も含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要との認識から、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進や、地方文化財保護行政の推進力強化を図ることを目的に、平成30年に文化財保護法が改正され、都道府県については、総合的な施策の大綱「文化財保存活用大綱」の策定が、市町村については、地域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として、「文化財保存活用地域計画」の作成が規定されました。

#### 2) 作成の目的

歴史に彩られたまちなみと景観、数多くの文化財、そして市民の皆様の文化力こそが、松江市の大きな魅力です。

歴史文化を生かしたまちづくりを推進し、総合計画に謳う「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の創造を目指すことは益々重要になってきています。

これらの地域資源が今なお残っているのは、先人の取組はもとより、市民の皆様と共に、計画的

な土地利用や、開発行為と文化財保護との調整、歴史資料の調査・研究、文化財の適切な保存修理、景観の保全継承などを進めてきた成果でもあります。

一方で松江市の豊かな歴史文化の価値について、市民の皆様への理解が十分には広がっていないことも事実です。それが、国内外への情報発信やピーアールの支障の一つになっている面もあります。この地域計画では、まず身近な文化財を調べ、市民の皆様へ周知し、その価値について理解を広めることを目指します。その実現に向けては、複数の文化財を結び付け「ストーリー」（「ストーリー」については、第6章で詳述）を紡いでいきます。そして、市民の皆様へ郷土への愛着と誇りを高めてもらい、観光や定住、産業など地域振興につながる歴史文化を生かしたまちづくりを進めるために、文化財行政の将来ビジョンとアクションプランを示した「松江市文化財保存活用地域計画」を作成します。

その上で、本計画の作成及び推進を通じて目指す松江市の将来像を定めます。

～本計画の作成及び推進を通じて目指す松江市の将来像～  
**誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち**

## 2. 計画期間

### 令和4年度（2022）～令和11年度（2029）の8年間

本計画は、その進捗状況に応じて時点修正を行うとともに、概ね10年周期で改訂することとします。なお、今回作成計画の終期は、関連計画である「松江市歴史的風致維持向上計画（第2期）」の計画期間と同様とします。また、令和4年（2022）3月に策定した「松江市総合計画－MATSUE DREAMS2030－」の終期とも同様とします。

## 3. 地域計画の位置付けと今後の松江市の施策全体への反映

「松江市文化財保存活用地域計画」は、松江市の総合計画を上位計画とし、松江の文化力を生かしたまちづくり条例の理念に基づいた計画です。総合計画に掲げる「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の創造に資するための計画とし、文化財行政版総合計画として位置づけます。また、上位計画及び先行する既存の関連行政計画と整合性を図っています。また、島根県内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「島根県文化財保存活用大綱」との整合を図ったうえで作成しています。

松江市の歴史文化を生かしたまちづくりをより一層進めるため、本市が遂行する各部局のあらゆる事業や施策について、地域の歴史や文化の特性を反映させていくよう本計画によって強く働きかけていきます。

### 1) 松江市総合計画－MATSUE DREAMS 2030－【令和4年度（2022）～令和11年度（2029）】

令和4年（2022）3月、「松江市総合計画－MATSUE DREAMS 2030－」を策定し、8年後の松江の将来像、それに向かうための基本理念を定めました。将来像である「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を実現するため、5つの柱と18の基本施策を掲げ、市民と一緒に取組を進めており、「文化力を生かしたまちづくり」を「人口減少対策の推進」、「デジタル技術の活用（DX）」とともにすべての行政分野で推進することとしています。

本計画では、基本目標「Ⅲ つながりづくり」の基本施策において、2030年に「まちそのものが

アート」といった市民の実感が得られるように、松江のチャレンジとして、市民の創作活動を応援する環境づくりや、国宝松江城の世界文化遺産登録に向けた取組をきっかけとした松江の魅力の世界へのアピール、中海・宍道湖・大山圏域の地域資源を歴史や共通するテーマでつないだ住民の交流やマイクロツーリズムの推進を掲げています。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画としています。



## 2) 松江の文化力を生かしたまちづくり条例【令和3年(2021)3月制定】

### 松江市伝統文化芸術振興計画【令和3年度(2021)～令和14年度(2032)】

松江の伝統文化や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまわないよう、「誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち」にしていくため、市民の暮らしの根底にあり、市民の誇りとなりうる力を「松江の文化力」と定義し、松江の文化力を支える七つの柱や六つの取組の視点、役割等をまとめたものです。

特にこの条例の基本計画に当たる『松江市伝統文化芸術振興計画』の柱の一つ ①「古代から近代までの豊富な文化財の目指すべき姿」として取り上げられている「有形・無形を問わず数多く存在する「文化財」への理解を深め、保存・管理を行うとともに、新たな活用の推進を図り、継承していくまち」という考え方の元、新たな取組が必要と考えられる次の3つの基本施策を、この地域計画としても、新たに取り組むべき課題として検討していきます。

#### ☆ “人財”の育成

専門的な知識や経験を持つ専門家や技術者、文化財の魅力的な利活用を総合的に推進できるコーディネーター等の人財を育成する。

#### ☆ デジタルデータ化と情報発信の推進

調査・研究により得られた各種情報をデジタルデータ化し、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、情報発信を推進し、有形無形を問わず文化財について情報共有できる環境を整備する。

#### ☆ 文化財の適切で計画的な保存・管理

文化財を適切に保存・管理するとともに、文化財を保存するための収蔵施設についても、計画的に管理・修繕する。

### 3) 松江市茶の湯条例【平成31年(2019)4月制定】

茶の湯文化及び茶の湯文化に関する産業の振興について、基本理念を定め、市民、茶道団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、茶の湯文化等の振興に関する基本的な施策を定めています。

不昧公200年祭を契機に生まれた市民、民間団体、松江市一体の気運をさらに高め、様々な取組を継続することで、茶の湯の文化と産業を守り、育み、将来へ発展的につなげていくことを目的にしています。

### 4) 松江市歴史的風致維持向上計画(第2期)【令和2年度(2020)～令和11年度(2029)】

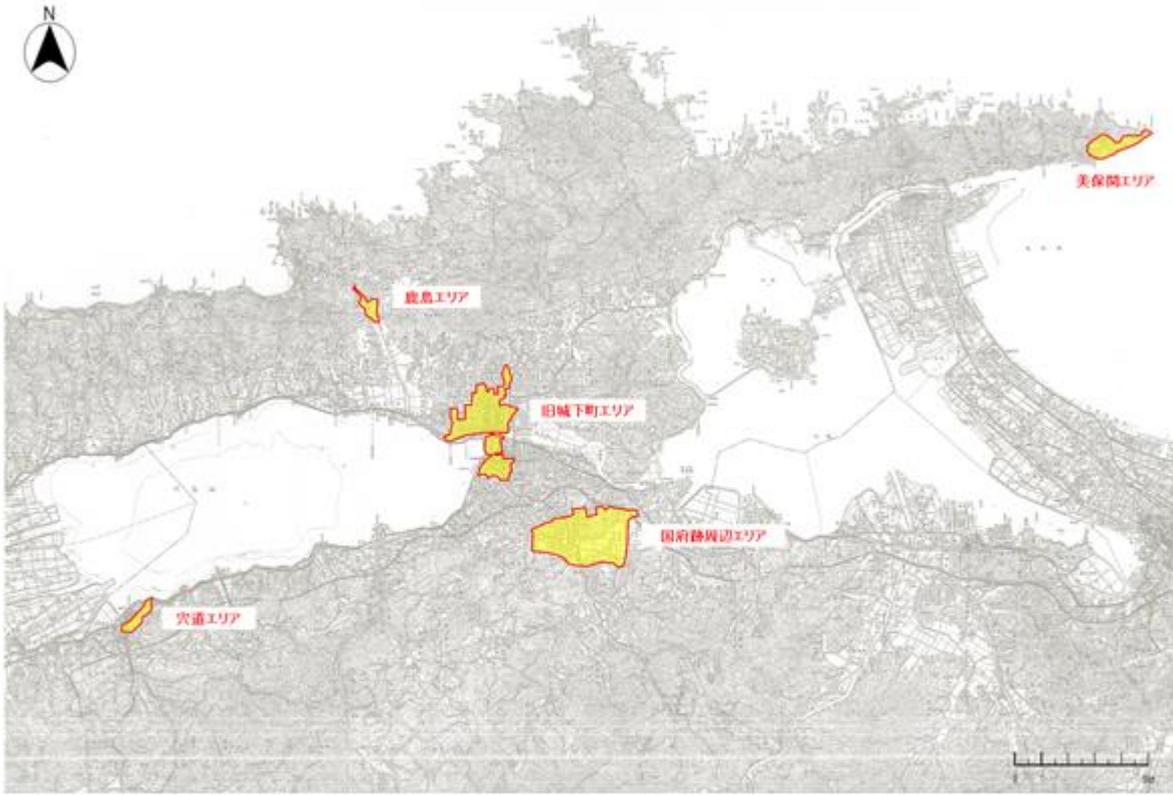
本計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)に基づき、歴史文化を生かした景観形成による住環境の向上、伝統行事などの伝統文化の保存継承等、文化財を生かしたまちづくりを目指し策定したものです。維持向上すべき歴史的風致として9つの歴史的風致を、区域として5つの重点区域を設定しています。

歴史的風致は、古代「出雲」と近世「松江」の2つの時代区分により設定しています。Ⅰ 古代「出雲」に見られる歴史的風致としては、「1. 出雲国府跡周辺に見られる歴史的風致」、「2. 神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致」、「3. 美保関のみなど文化に見られる歴史的風致」の3つの歴史的風致を設定しています。Ⅱ 近世「松江」に見られる歴史的風致では、「1. 堀川に見られる歴史的風致」、「2. ホーランエンヤに見られる歴史的風致」、「3. 鑿行列に見られる歴史的風致」、「4. 茶の湯文化に見られる歴史的風致」、「5. 近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致」、「6. 宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致」の6つの歴史的風致をそれぞれ設定しています。

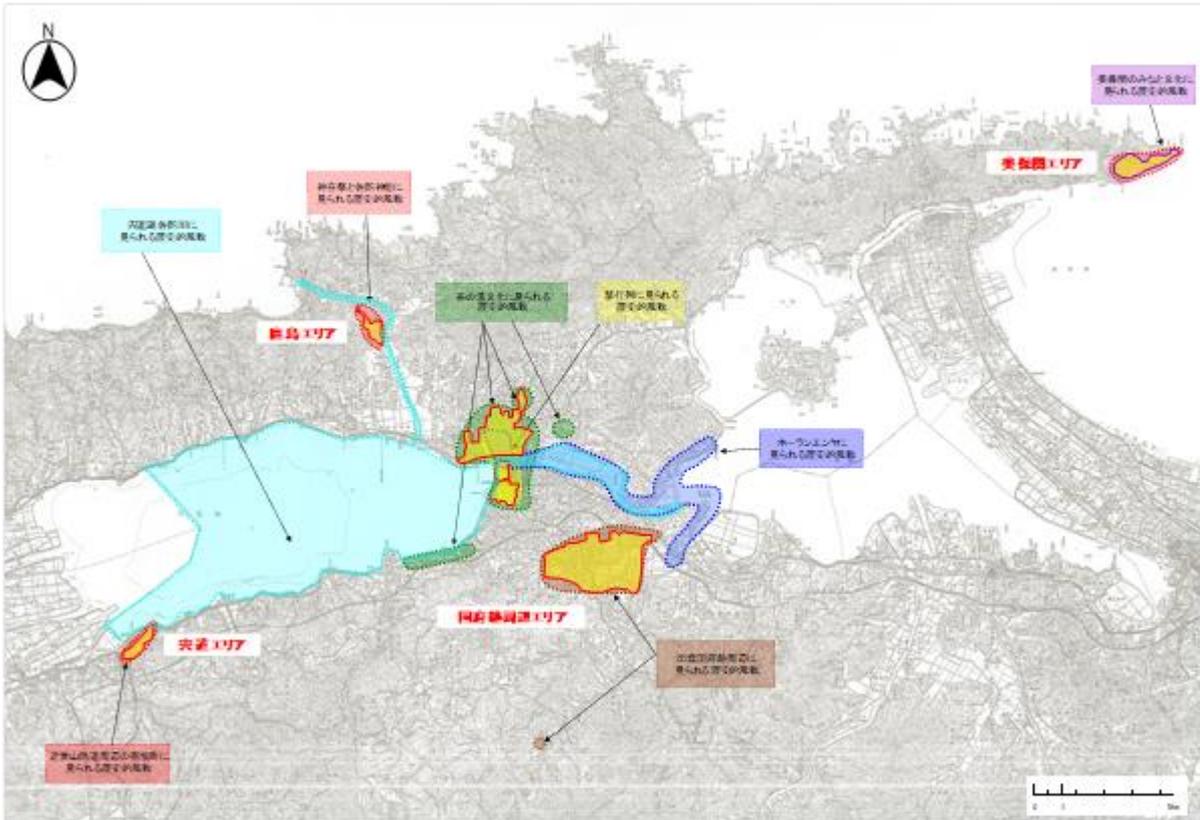
また、5つのエリアを重点区域として設定し、建造物や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に展開することとしています。(1) 旧城下町エリアは、松江城を中心として江戸時代に形成された堀割りや道筋、町割りやまちなみが今も良く残っているエリアで、寺社建築や武家屋敷、茶室などの歴史的な建造物が集中しています。(2) 国府跡周辺エリアは、茶臼山の裾に広がる意宇平野に奈良時代に置かれた出雲国府を中心として条里制が良く残るほか、『出雲国風土記』(733)に記載のある建造物や登場地に比定される遺跡や、国府が置かれる背景ともなった豪族の存在を示す古墳なども集中しています。(3) 美保関エリアは、海に面した小さな湾に美保神社を核とした伝統的なみなど町のまちなみが良好に保存され、歴史的建造物が残るまちなみのなかで伝統的な祭礼が今も受け継がれています。(4) 鹿島エリアは、神名火山に比定される朝日山の麓に佐太神社が立地し、佐陀神能が今も受け継がれています。(5) 宍道エリアは、近世に整備された山陰道沿いに江戸時代に本陣として使われた木幡家住宅を中心として宿場町として形成された町割りが現在でも良く残り、小路も当時の道幅で残っています。

重点区域と歴史的風致の位置は次ページのとおりです。

なお、本計画では、以下において「歴史的風致維持向上計画」を「歴まち計画」と略称で記載します。



重点地区位置図



歴史的風致と重点区域の関係図

## 5) 松江市都市マスタープラン【平成30年度(2018)～令和9年度(2027)】

本計画は、松江市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となるものです。

本計画では、「定住と交流による活力あるまちづくり～豊かな自然や水辺を大切にした歴史まちづくりの推進～」を基本理念に掲げ、豊かな自然や水辺を大切にしながら、国宝松江城天守や城下町としての伝統的なまちなみ、さらには古代出雲の繁栄を物語る遺跡群など、悠久の歴史が感じられる多様な地域資源を生かした「歴史まちづくり」を推進することにより、「選ばれるまち 松江」を創出していくこととしています。

「全体構想」における都市ビジョンでは、「訪れる人との交流を促進するまちの形成」というまちづくりの基本方針のもと、「松江城周辺や美保関の青石畳通りなどの伝統的なまちなみや、古代出雲神話等の豊かな歴史文化資源、宍道湖・中海の美しい水辺景観を利用した交流を促進」するとしています。さらに、分野別のまちづくりの方針では、「歴史まちづくりと魅力ある景観形成の推進」のなかで、「歴史的なまちなみ景観の保全」、「魅力ある都市景観の形成」等を図ることとしています。

「地域別まちづくり構想」では、地域別にまちづくり構想の基本方針を示しています。旧城下町周辺にあたる旧市街地地域では、松江城などの歴史文化資源等を活用した魅力的な都市景観の形成を、その他の地域でも、歴史文化資源等を生かした交流の促進を基本方針として示しています。

## 6) 松江市景観計画【平成19年(2007)3月作成】

本計画では、市全域を「景観計画区域」として定め、緩やかな規制、誘導を行うとともに、松江城周辺や宍道湖周辺など、重点的に景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域(伝統美観保存区域、宍道湖景観形成区域、北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域、北殿町惣門橋通り景観形成区域、石橋一区景観形成区域、内中原町景観形成区域)」として定め、よりきめ細やかな基準による規制・誘導を図ることで、本市の特徴的な歴史的景観や湖畔景観を保全・継承することとしています。

## 7) 松江市文書館(仮称)整備構想【平成31年(2019)3月作成】

「公文書のライフサイクル」を見通した公文書管理体制全体の見直しを進めるとともに、「公文書管理法」の趣旨に沿って選別された歴史公文書と、地域に所在する歴史史料(古文書等)を一体的に保存・活用する「文書館」を整備することが必要であるとして、その基本理念、施設のあり方などを構想としてまとめています。

なお、本計画では、文書に関する用語について、本構想に基づき、下記のとおり定義したうえで使用します。

- ・ 公文書 : 国や自治体が業務遂行上、作成または収受した文書
- ・ 歴史公文書 : 歴史的に重要な公文書
- ・ 歴史史料 : 地域に眠る古文書等の史料。古文書・古記録、書籍・典籍、絵図・地図、古写真なども含む

**8) 3期松江市中心市街地活性化基本計画【令和元年（2019）12月～令和7年（2025）3月】**

本計画では、中心市街地のまちづくりテーマを「歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか」と設定し、豊かな自然や水辺を大切にしながら、歴史的なまちなみと地域資源を生かした「歴史まちづくり」を推進することにより、「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を目指しています。

このまちづくりテーマの実現に必要なコンセプト（基本方針）については、「①既存ストックの活用などによる活気の創出」、「②水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくり」、「③歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大」の3つが掲げられています。

**9) 松江市地域防災計画【令和6年（2024）3月修正】**

松江市、関係機関、市民、事業所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小限に食い止め、迅速な回復が図れるよう「減災」の考え方を基本理念としています。

**10) 松江市環境基本計画【令和3年度（2021）～令和7年度（2025）】**

豊かな自然に囲まれた美しいまちとして世界に誇る松江市の環境を、維持・保全しつつ次の世代に引き継いでいくため、「松江市環境基本計画」では環境にかかる政策や、共創・協働の精神で市民一丸となって実践していく取組を示しています。

豊かな自然と歴史文化の調和を掲げ、松江城や松江堀川などの歴史・文化的な資源を生かしたイベントや学習会を開催し、環境意識の醸成を図ることも明記しています。

**11) 松江市みどりの基本計画【令和2年度（2020）～令和11年度（2029）】**

松江市の「みどり」に関する総合計画です。

豊かな自然や水辺を大切にしながら、歴史的な街並みと地域資源を活かした「歴史まちづくり」を推進することにより、基本理念である「共創と協働による水とみどりが活きる 歴史と潤いのまち まつえ」の創出を図ります。

**12) 松江市職員「ひとづくり」基本方針【令和6年（2024）3月作成】****松江市文化財系人財育成プログラム【令和2年（2020）3月作成】**

社会情勢及び働くことに対する価値観の変化、国における「人材育成・確保基本方針策定指針（令和5年12月）」の策定を踏まえ、松江市職員「ひとづくり」基本方針を策定しました。この基本方針では、松江市の全ての職員を対象とした人財育成の方針を定めています。

また、松江の歴史文化を、誇りをもって守り伝えることができる文化財系人財の持続可能な確保・育成を図るためにプログラムを作成し、専門職員等のジョブローテーションやキャリアレベルを設定しています。

なお、本市では、「人こそ最大の資本であり、かつ貴重な宝である」と考えるため、基本方針及び人財育成プログラムでは、人材を「人財」と表します。

**13) 松江市教育大綱【令和4年度(2022)～令和11年度(2029)】**

本市の教育理念や、それを実現するための方針、重点的な取り組みを示し、実現していくために定めています。本市では、「DREAMS from MATSUE (ドリームズフロムまつえ) ～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～」を基本理念とした教育に取り組むこととします。

様々な地域資源を活かした学びや人との関わりなどを糧に、子どもたちの自ら生きる力を育むとともに、誰もが生涯を通じて共に学び、その成果を活かすことのできる環境を充実させ、ふるさと松江から (from MATSUE)、夢 (DREAMS) を実現し未来を切り拓く人を育みます。

**14) 島根半島・宍道湖中海ジオパーク【平成29年12月認定(日本ジオパーク)】**

ジオパークとは、地球の貴重な「地質・地形の宝物」と地域の「自然・歴史文化・生物多様性」を守り、そして学ぶことで、100年後、1,000年後の人々も、安心して暮らせる環境づくりに産学官民が一緒になって取り組む地域です。

松江市と出雲市の全域が、平成29年12月に島根半島・宍道湖中海ジオパークとして、日本ジオパークの認定を受けました。エリア内は島根半島エリア、宍道湖中海低地帯エリア、南部丘陵山地エリアの3つのエリアに分かれています。

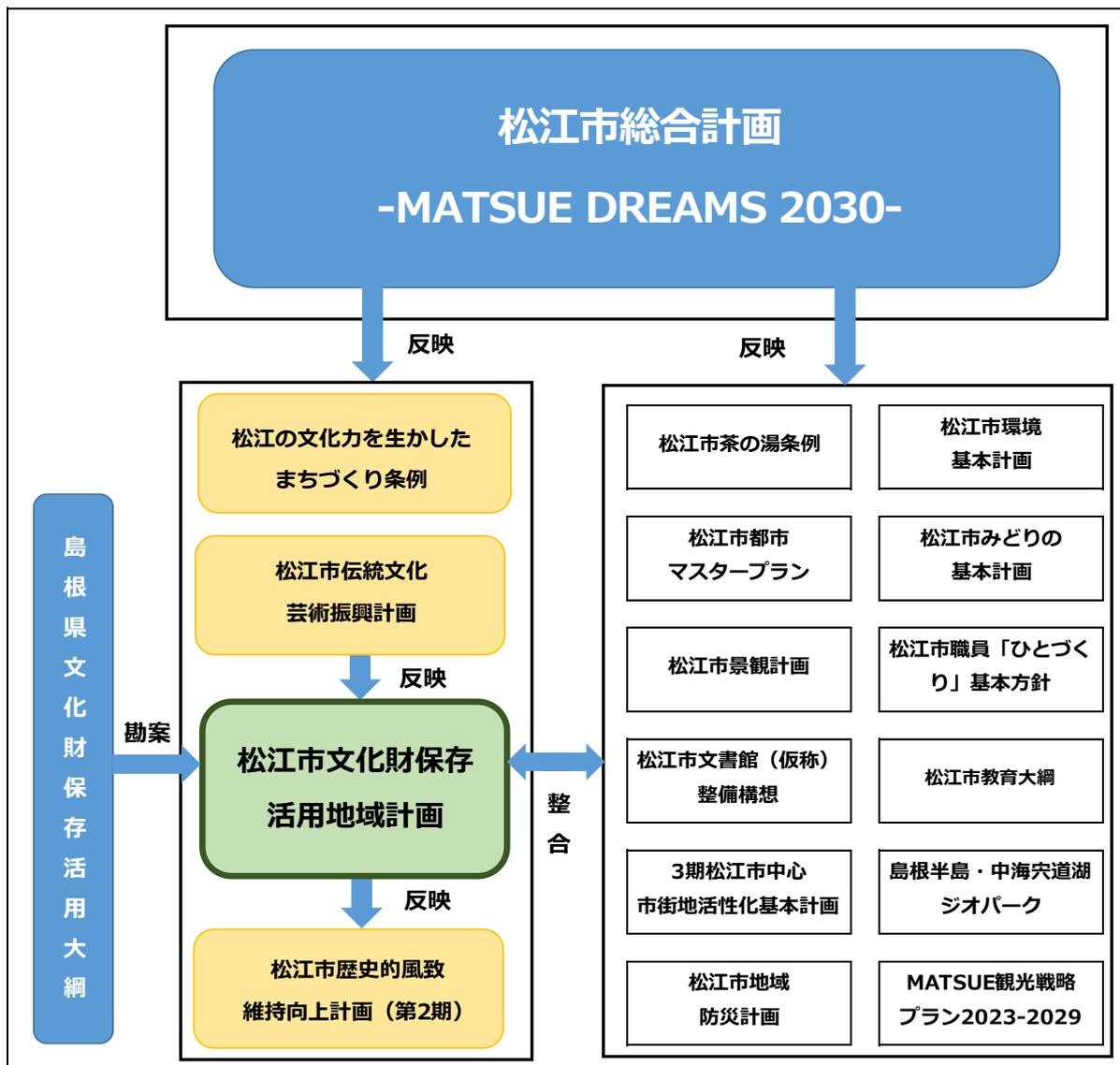
島根半島・宍道湖中海ジオパークでは、『大地と人のつながり』を地域住民など多くの人に伝えることを通じて、自分たちが暮らす地域に誇りを持ち、この地域を守っていくという意識を高める取り組みを行っています。

**15) MATSUE 観光戦略プラン 2023-2029【令和5年2月作成】**

新型コロナウイルス感染症拡大による観光業への深刻な影響や社会の変容、厳しさを増す観光地の地域間競争などに対応するため、松江市の重要産業である観光に特化した戦略プランを策定し、地域経済の持続的な発展を図ることが急務となっています。

2030年の「国際文化観光都市 松江」の将来の姿を、市民や事業者・行政など観光に関わる全ての方が共有して、松江の観光への戦略的なチャレンジを推進します。

地域計画の位置付け図



## 4. 文化財保存活用地域計画作成の流れ・体制

### 1) 作成までの流れ

文化財保護法の改正を受け、令和元年度から、歴史まちづくり部内の文化財関係部署内にプロジェクトチームをつくり、検討を行い、計画の骨子を作成しました（検討会を4回開催）。

令和2年度は、庁内連絡会を実施し庁内の関係部署との協議を断続的に行うとともに、庁外の有識者や関係機関と積極的に意見交換を行い、骨子の内容の更新を図りました。

令和3年度に松江市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、文化財保護法で規定する構成員で検討を加えると同時に、パブリックコメントなど市民の皆様の意見を聞いた上で、松江市文化財保護審議会での意見聴取を経て、文化庁長官の認定を受けました。

### 2) 地域計画作成のための組織

#### ①庁内連絡会（令和2年度設置）

庁内の意見集約を図るため、関係部局長の参加により開催した連絡会です。

関係部長、課長、係長の階層ごとに必要に応じて計画について協議、情報共有を図りました。

#### ②地域計画協議会（令和3年度設置）

多様な関係者の意見を踏まえた地域計画を作成し、推進するため、文化財保護法で規定する文化財各分野の専門家、文化財所有者や文化財に関する民間団体、地域住民などを構成員とする協議会を設置し検討を行いました。

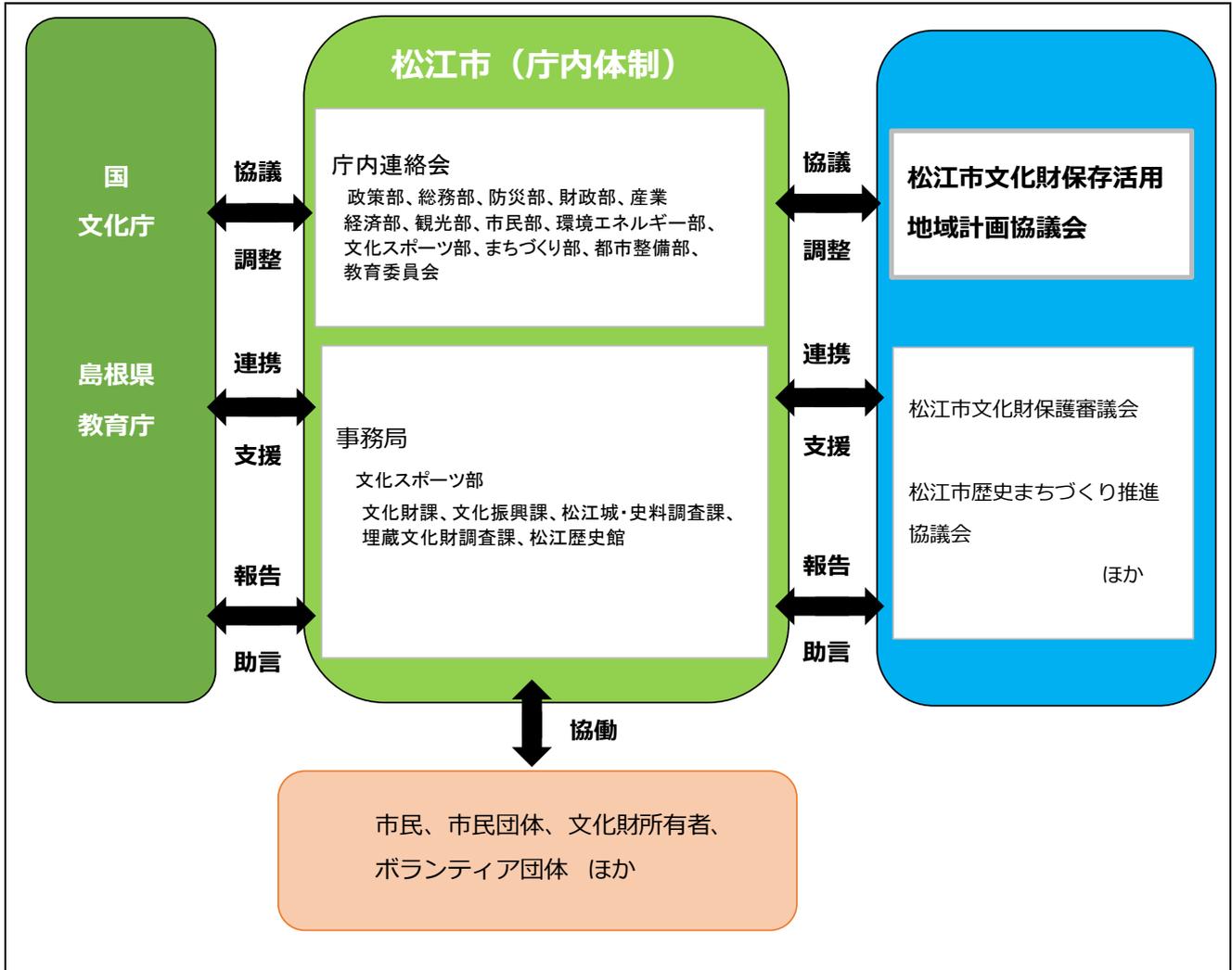
#### <作成経過>

令和3年4月21日	第1回松江市文化財保存活用地域計画協議会
令和3年6月10日	第2回松江市文化財保存活用地域計画協議会
令和3年7月5日～	パブリックコメント募集
令和3年8月4日	(31日間)
令和3年7月16日	松江市文化財保護審議会
令和3年7月26日	松江市歴史まちづくり推進協議会
令和3年8月18日	第3回松江市文化財保存活用地域計画協議会

上記組織の庶務、事務局は、歴史まちづくり部史料調査課松江城調査研究室（現・松江城・史料調査課）を中心に、まちづくり文化財課（現・文化財課）、埋蔵文化財調査室（現・埋蔵文化財調査課）、松江歴史館、政策部地域振興課（現在はなし）が担いました。

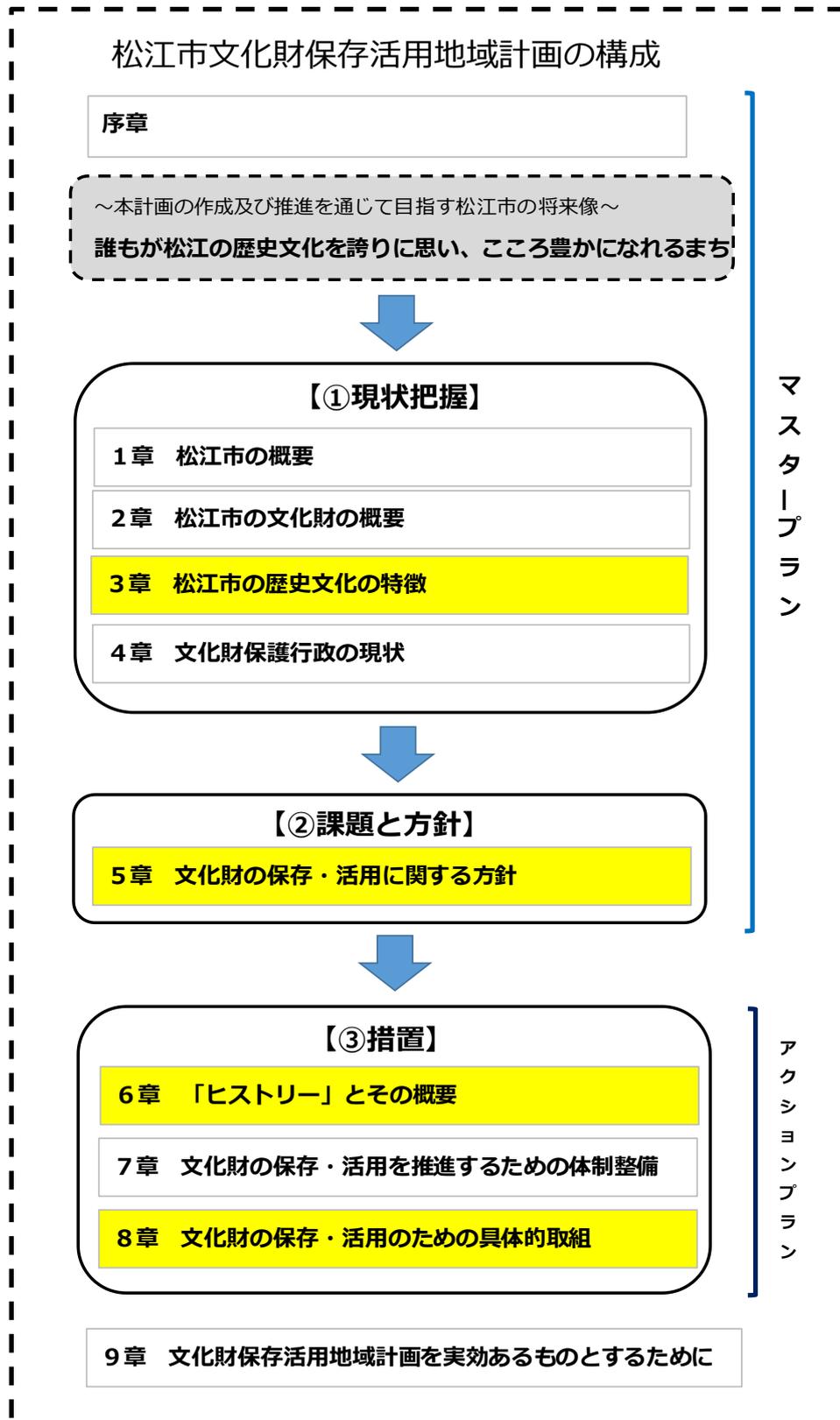
松江市文化財保存活用地域計画協議会、松江市文化財保護審議会、松江市歴史まちづくり推進協議会の詳細については、資料を参照ください。

推進体制



## 5. 文化財保存活用地域計画の構成

文化財保存活用地域計画は、文化財保護行政のマスタープランであり、アクションプランです。松江市文化財保存活用地域計画では、序章で松江市の目指すべき将来像を示し、1章から4章で、現状把握に基づく松江の歴史文化の特徴を提示します。5章では、マスタープランとしての文化財の保存・活用に関する方針を示し、6章以降で、方針に基づくアクションプランとしての具体的な措置を明らかにする構成としています。

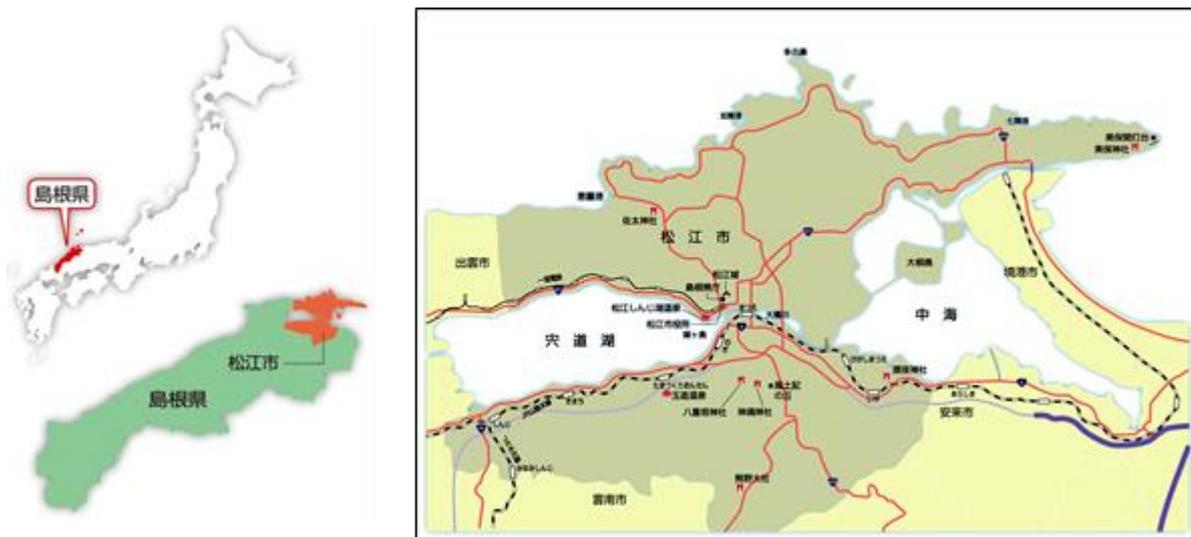


## 第1章 松江市の概要

### 1. 自然的・地理的環境

#### 1) 位置

松江市は、島根県東部に位置する県都であり、山陰地方のほぼ中央（東経133度4分、北緯35度27分）にあります。市域は東西41km、南北31km、面積は572.99km<sup>2</sup>です。



#### 2) 地形・地質等

松江市北部に位置する島根半島は、日本海に面し、大山・隠岐国立公園の指定を受けた美しいアス式海岸と、宍道湖北山県立自然公園の指定を受けた緑豊かな北山山系から形成されています。

島根半島の海岸線は、名勝及び天然記念物潜戸、名勝美保の北浦、天然記念物多古の七ツ穴、天然記念物築島の岩脈などに代表される断崖と緑豊かな自然が遠景の空や海と対照的で雄大な自然景観を形成しています。神話的風情を伝える景勝地もあり、自然美に神秘的な雰囲気を加え、凛々しさと神々しさに満ちた独特の景観を醸し出しています。

北山山系は、朝日山、枕木山、大平山などからなる200m～500mの山地であり、松江市中心地より俯瞰すればそれほど高くない山頂が連続し、宍道湖・中海や市街地の背景となる均整の取れた山並み景観です。

松江市の中央部には、ラムサール条約登録湿地の指定を受けた汽水湖である宍道湖・中海があり、両湖を結ぶ大橋川が市の中央を東西に流れています。

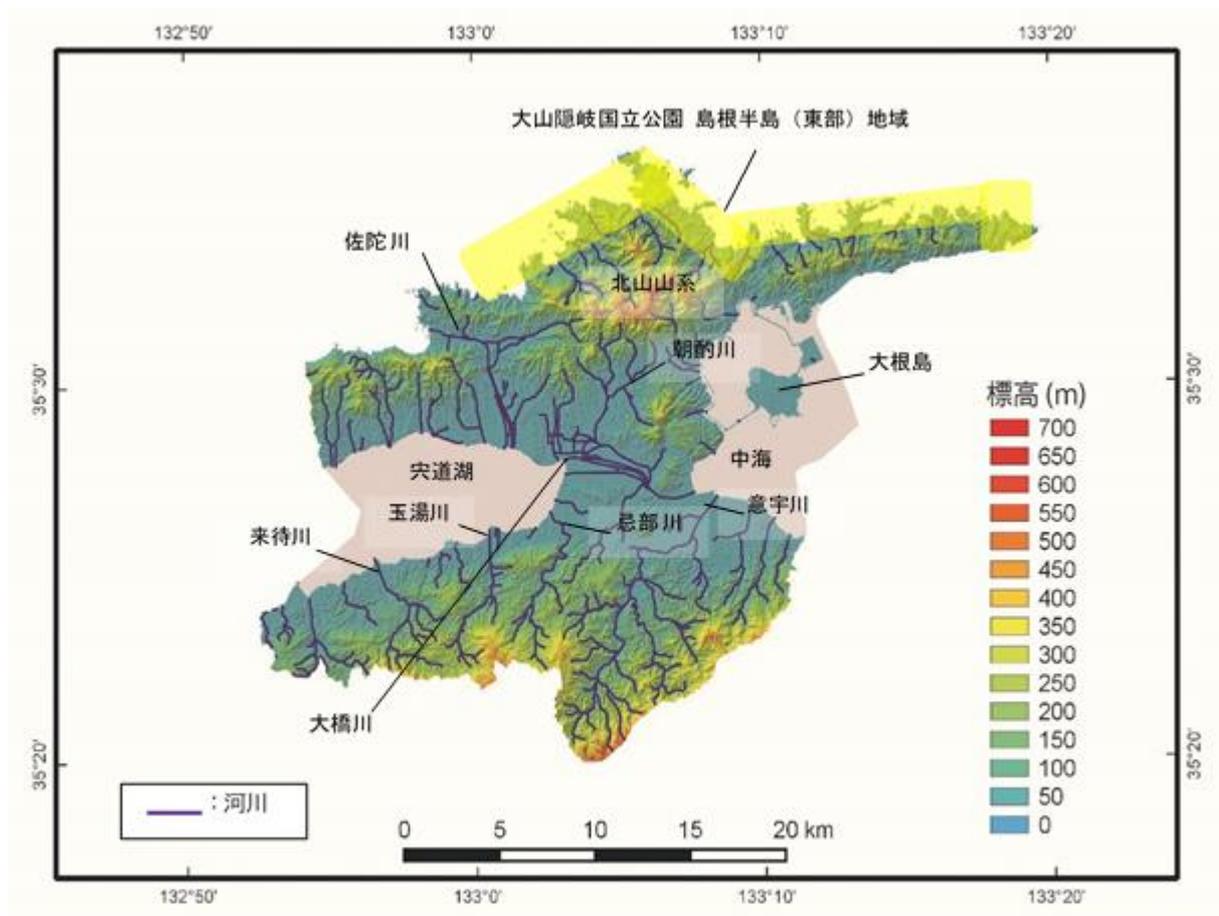
宍道湖は、日本で7番目に大きな湖です。今から約7,000年前～6,000年前の縄文海進と呼ばれた時期には、海面は今より1mほど高くなり、中海から松江市街、宍道湖、出雲平野は一連の海峡でした。その後海面は徐々に低下し、また、主に斐伊川からの堆積物や約4,000年前の三瓶火山の噴火による噴出物の供給により出雲平野が急速に拡大していきました。約2,000年前以降、宍道湖や中海は現在とほぼ同じような形になりました。斐伊川の本流は古来、出雲平野西の神門水海をへて日本海へ注いでいました。その後、遅くとも中世末期頃までには東の宍道湖に注ぐようになっていましたが、近世以降に大規模な堤防の築堤工事が行なわれることによって、現在のような流路に整備されました。

外海と隔てられた汽水湖は、現在大橋川、中海を経て日本海に繋がっています。海水と淡水が交じり合う環境は、日本一の生産量を誇るシジミを始めとして魚介類が豊富で、その四季折々の味覚は宍道湖七珍と言われます。冬はコハクチョウなど多くの水鳥が渡来します。湖面と空で占められる穏やかで広々とした空間は、松江に開放的な印象を与え、湖面に浮かぶ嫁ヶ島と夕日は水都・松江を代表する景観となっています。

大橋川は、宍道湖の東端から松江市の中心部を抜け中海へと注ぐ一級河川で、全長 7.6 km、流域面積は 13 km<sup>2</sup>を測ります。

中海に浮かぶ大根島は約 19 万年前に陸上で噴火してできた玄武岩の火山ですが、この島には特別天然記念物に指定されている大根島の熔岩隧道（幽鬼洞）と、天然記念物の大根島第二熔岩隧道（竜溪洞）があります。

松江市の南部には、中国山地に至る 200m から 600m 前後の緑豊かな山々が広がり、平野部の豊かな水田地帯が美しい農村景観を展開しているほか、玉造温泉をはじめとする温泉資源にも恵まれています。



松江市の地形、標高図

### 3) 気象

松江市の気候は、日本海側気候の特徴が見られ、夏季は湿潤で、冬季は豪雪になり易い気候です。年間平均気温は 15.2℃、年間降水量は 1,791.9mm です。

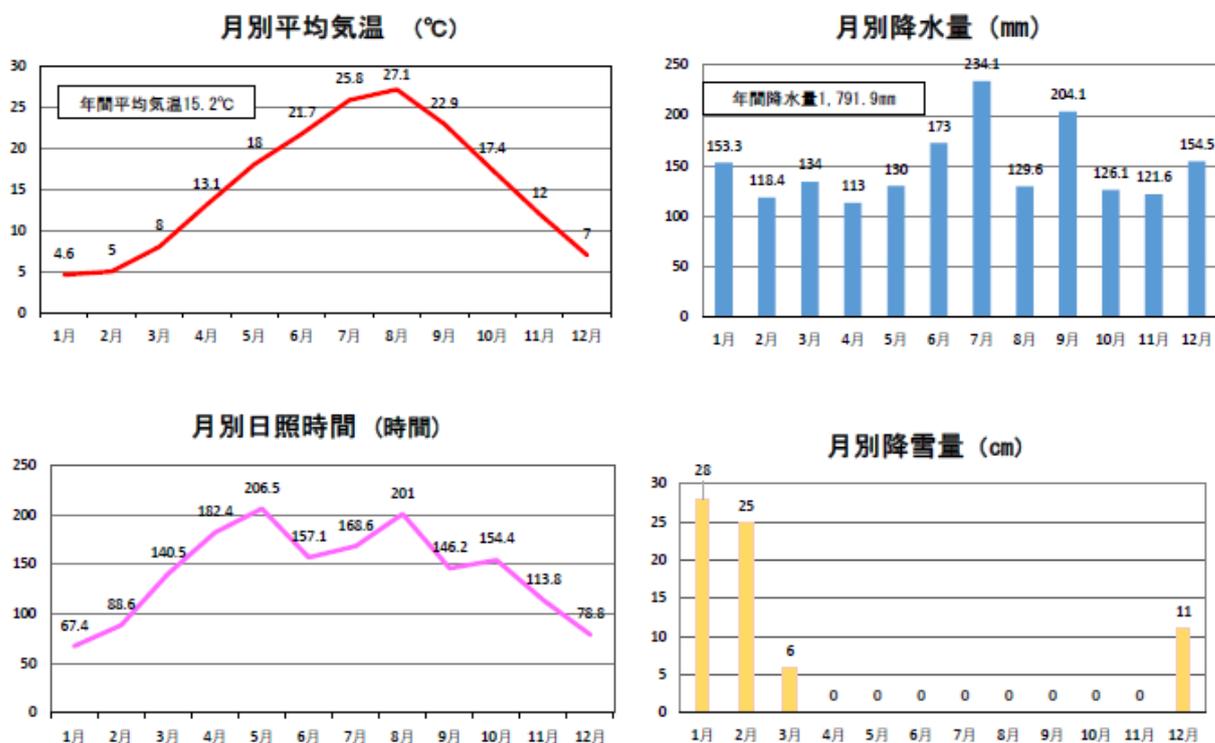
4～5月の春の季節は降水量が少なく、温度も低く、穏やかな日和が多いです。しかし、年によっては、冬の名残をとどめて、4月上旬に淡雪を見ることもあります。例年は3月下旬から4月上旬

からはサクラやツツジが開花します。

6～8月の夏は、梅雨期と盛夏期に分かれます。梅雨は6月中旬からおよそ1か月続きます。梅雨明けとともに真夏となり、気温は年中で最も高いです。中国山地の上に湧き上る積乱雲は夏の風物詩で、宍道湖面に大きな影を落とします。

9～11月の秋は、モミジが11月上旬頃から色づき、紅葉シーズンを迎えますが、冬の到来は早いです。10月下旬には冬の使者カモ・ガン・コハクチョウなどが宍道湖や中海を中心に飛来します。12月に入ると島根半島や中国山地の尾根は雪に覆われ始めます。

12～2月の冬は、いわゆる西高東低の冬型気圧配置となり、日本はこの高気圧の支配下に入ります。ここから吹き出す冷たい季節風（この地方では主に西風）は、連日、日本海上から湿っぽい空気を運んで雪となります。曇天が続き日照時間が短くなります。3月初旬になると気温が10度を超える日が見られるようになり、この頃になるとコハクチョウの北帰も始まります。



(資料：気象庁のデータを元に作成 H3 (1991) ～R2 (2020) の30年間の平均値)

## 2. 社会的状況

### 1) 市の沿革

明治4年(1871)7月の廃藩置県によって松江藩が廃止され、新たに松江県が置かれました。11月には旧支藩の広瀬県・母里県に隠岐をあわせた島根県が成立、旧松江城三之丸南に最初の県庁が置かれました。明治9年(1876)、浜田県、鳥取県をあわせた山陰五州におよぶ島根県が誕生しましたが、その後、鳥取県が分離し、明治14年(1881)に現在の島根県域となりました。

明治22年(1889)4月、松江市は全国の30市とともに市制を施行しました。明治29年(1896)、藩政時代の城下町を構成していた島根郡・意宇郡に秋鹿郡の三郡をあわせた八東郡が誕生しました。以降、八東郡内で町村の合併が進み、昭和9年(1934)から35年(1960)にかけて9回にわたり、周辺町村の松江市への編入合併が行われました。

21世紀に入ると、「平成の大合併」といわれる市町村の広域合併が全国で行われ、松江市も、平成17年(2005)3月31日に八東郡7町村と合併して新松江市となりました。さらに、平成23年(2011)8月1日には東出雲町を編入し、かつての旧松江市と旧八東郡八町村すべてを抱合する、現在の松江市が誕生しました。平成24年(2012)4月に特例市、平成30年(2018)4月に中核市に移行しています。

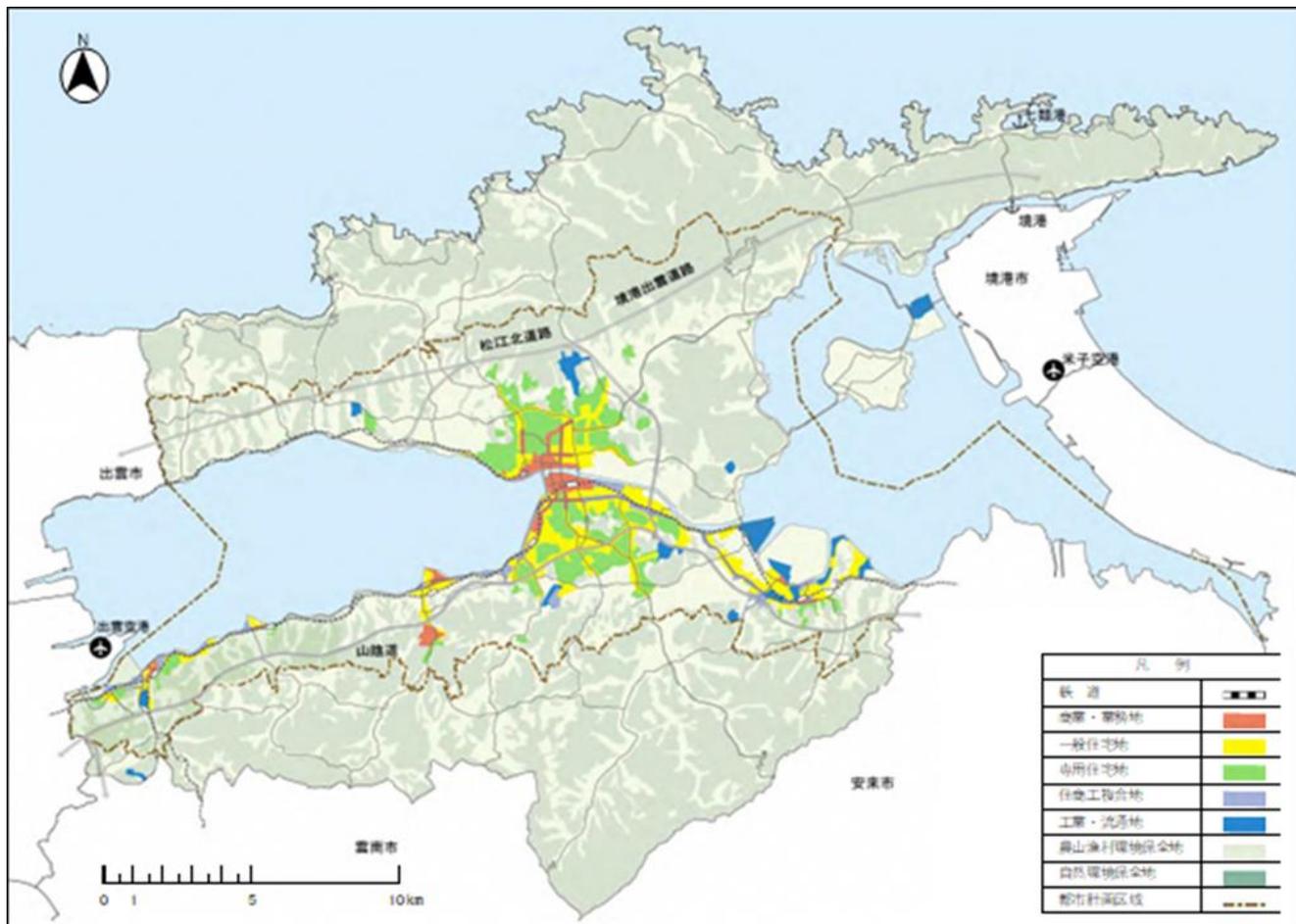
平成合併前の旧市町村図



※『松江市史』通史編5「近現代」より

## 2) 土地利用

地目別土地利用面積は、山林の占める割合が 43.04%で最も多く、続いて田畑の耕地が 11.34%、宅地 5.96%となっています。松江市都市マスタープランでは、用途地域の 35.3 k m<sup>2</sup>に用途地域外の工業団地等 1.5 k m<sup>2</sup>を加えた 36.8 k m<sup>2</sup>に都市的な都市利用方針が定められ、それ以外には自然的な土地利用方針が定められています。その内訳は、住居系 4.5%、商業系 1.2%、工業系 0.7%、農村漁村環境保全地・自然環境保全地 93.6%となっています。



土地利用方針図

第4章で規定する4つの地域別にみると、

- (1) 日本海沿岸地域は、南側はほぼ山林となっていますが、古くから海運交通の要所・漁港として栄えた浦々には漁港と集落が点在し、その周辺に農地が分布しています。佐陀川や講武川沿いにはまとまった農地が分布しています。また、一部海岸部は大山隠岐国立公園に、大平山・枕木山周辺は宍道湖北山県立自然公園に指定されています。
- (2) 中海・宍道湖沿岸地域（北岸）では、松江城下として栄えた殿町を中心に官公庁・文化施設・病院など高次都市機能が集積し、マンション立地が多い地域もあります。また、くにびき道路や学園通り沿線、松江鹿島美保関線などの幹線道路の沿線では開発が進み、多数の商業施設が立地しています。一方、旧市街地の住宅地では、近年空き家・空き地・駐車場などの低未利用地が増加しています。中心市街地を外れた国道431号沿いには既存集落が点在し、その周辺や谷沿いには農地が広がっていますが、その他は山林となっています。また、嵩山・大平山・朝日山・枕木山周辺は、宍道湖北山県立自然公園に指定されています。

- (3) 中海・宍道湖沿岸地域（南岸）は、JR 松江駅周辺に金融機関の本店、企業の支店、宿泊施設、大規模商業施設等が立地しています。国道9号沿線や国道432号等の幹線道路沿いに店舗や事務所が集積しており、その周辺には住宅地が広がる一方、江戸時代の商人地として栄えた白潟地区や足軽居住地だった雑賀地区では旧市街地の住宅地同様に低未利用地が増加しています。東部には馬潟鉄工団地や内陸工業団地といった工業地が、南・西部には山林や農地が分布しています。八束は大半が農地となっており、農漁村集落が点在している他、江島には工業地が集積しています。
- (4) 中国山地北側地域の雲南市境は、豊かな自然に囲まれた集落がある地区ですが、公共交通の利便性が低く、人口減少・少子高齢化が進展しています。国道432号等の幹線道路沿いなどに小規模な集落が点在し、谷沿いに農地が広がっていますが、その他はほとんどが山林になっています。

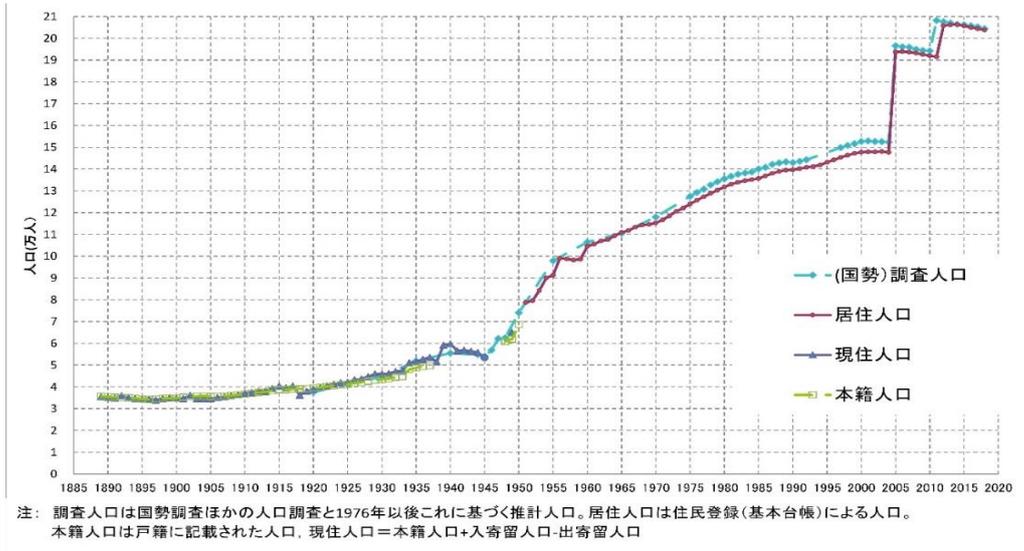
### 3) 人口動態

市制施行の明治22年（1889）、松江市の現住人口は35,804人でした。その後次第に増加し、昭和15年（1940）の59,771人を頂点として、戦中・戦後は一時低下しますが、戦後は引き揚げやベビーブームなどにより昭和31年（1956）に99,134人まで急増、さらに合併による市域の拡大もあって人口は順調に増大していきました。

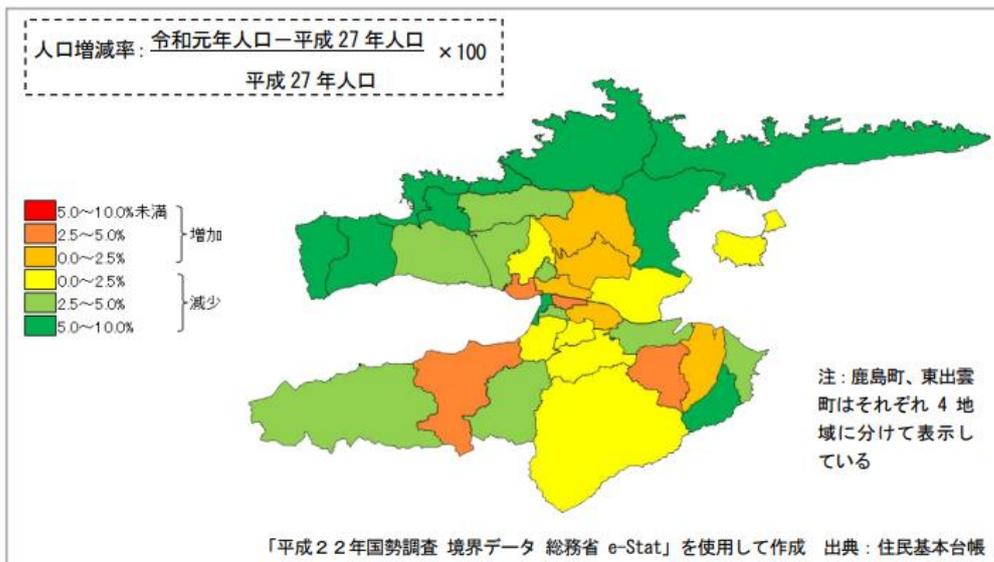
その後、平成12年（2000）をピークとして減少に転じ、平成17年（2005）の八束郡7町村との合併、平成23年（2011）の東出雲町の編入を経て、平成26年（2014）に過去最大の206,404人となりました。すなわち、松江市の人口は市政施行時から現在までに約5.8倍になりましたが、一方で、面積は4.78平方キロメートルから572.99平方キロメートルへと約120倍になっています。このことは、現在の松江市域が都市部だけでなく、人口密度の低い農村地域を多く合併・編入して成立していることを示しています。

令和2年（2020）の国勢調査によれば、松江市の人口は203,616人で、前回調査の平成27年（2015）206,230人と比べて2,614人（1.3%）減少しています。平成28年（2016）以後、県外転出超過の減少による社会増の傾向も見られますが、自然減を相殺するほどではなく、緩やかな減少傾向にあります。年齢別割合で見ると、年少人口（15歳未満）の減少、高齢者人口（65歳以上）の増加傾向も見られます。

「松江市総合計画」別冊において、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）が2010年の国勢調査から2015年の国勢調査の傾向をもとに推計した松江市の将来推計では、2060年の本市の人口は、154,702人（2015年比減少率約25%）となりました。合計特殊出生率は1.60～1.62程度で推移し、出生数は2060年時点で年間約1,090人となり、総人口、出生数ともに2100年代に入っても減少し続ける推計となっています。



松江市の人口



地域別人口の増減マップ

#### 4) 交通機関

近代に入り、広域的な移動の自由が認められると、様々な交通網の整備が始まりました。松江市域においては、鉄道の敷設は遅く、明治41年(1908)まで待たなければなりませんでした。それ以前の陸上交通を担うために道路網が整備され、また大型・大量輸送を支える海上交通も盛んでした。

##### ①道路

明治以降、荷車・馬車・人力車などの登場を機に、道幅が広がり、勾配を緩やかにする必要が出てきました。松江を起点に宍道・三刀屋・赤名などを経て尾道に至る「尾道街道」、浜田から広島に達する「広島街道」、これに「山陰道」を含めた三大大道改修事業が明治24年(1891)に完成し、近代における陸上交通発達の足掛かりとなりました。

現在では、中海・宍道湖・大橋川の南側を国道9号が東西に走り、松江市から雲南市方面につながる島根県道24号線(松江木次線)、仁多郡奥出雲町方面につながる島根県道25号線(玉湯吾妻山線)、山陽・四国方面につながる国道54号と交わっています。美保関町境水道大橋から市内中心部を通過して宍道湖北岸に国道431号が、国道9号相生町から南へ国道432号が走っています。平成25年3月に松江だんだん道路が全線開通し、縁結び大橋を加えた6つの大橋により、大橋川により隔てられた市の南北が結ばれています。高速道路関係では、平成4年(1992)12月に米子自動車道全線開通、平成27年(2015)3月に尾道松江線全線開通となりました。

##### ②海路

藩政時代に商品経済の発展を支える主要な交通・流通網として機能してきた水運は、引き続き明治以降も鉄道敷設までは物資の大量かつ遠距離輸送のために用いられました。山陰と大阪をつなぐ連絡船「阪鶴丸」や、宍道湖や中海を渡る湖上交通「合同汽船」などが活躍しました。現在は、松江市七類港と鳥取県境港市境港から隠岐諸島へ隠岐汽船が高速船、フェリーを運航しています。

##### ③鉄道

明治41年(1908)11月、松江に鉄道が開通すると、いよいよ鉄道輸送時代を迎えます。宍道一木次間をつなぐ簸上鉄道(後に国鉄に引き継がれる)、出雲市今市から一畑寺への参詣客を運ぶ一畑電気鉄道なども次々と発足し、鉄道網が拡張していきました。昭和25年(1950)からは、陰陽連絡鉄道として山陰と広島を直通でつなぐ急行「ちどり」が活躍するなど、東、西、南方面へ鉄道路線が通じていましたが、その後の道路整備の進展による自家用車・高速バスの隆盛、さらには山陽新幹線の開通などを機に、伯備線を経由した関西、首都圏方面の路線が主体となっています。

現在は、JR西日本山陰本線が中海・大橋川・宍道湖の南側を東西に走り、JR西日本木次線が市域西部から南向きに走っています。一畑電車は、松江しんじ湖温泉―電鉄出雲市―出雲大社間まで延び、宍道湖北岸を東西に通っています。

#### ④航空

出雲縁結び空港は、松江市内から約 20 km の距離にあり、島根県の空の玄関口として昭和 41 年（1966）に開港（当時は出雲空港）しました。当初は大阪線・隠岐線それぞれ 1 日 1 往復で始まりましたが、昭和 54 年（1979）には東京線が開設されました。また、鳥取県の米子鬼太郎空港も同じく松江市内から約 20 km の距離にあります。昭和 13 年に「米子飛行場」として開港し、昭和 39 年に全日空（ANA）による東京—米子線が開設しました。

現在の就航便は次のとおりです。

##### ア) 出雲縁結び空港

松江市内からバス 30 分

主要路線：JAL（東京・大阪）

JAC（福岡・隠岐）、FDA（名古屋小牧・名古屋中部・静岡）

##### イ) 米子鬼太郎空港

松江市内からバス 45 分

主要路線：ANA（東京）

エアソウル、グレーターベイ航空

#### ⑤バス路線

JR 松江駅バスターミナルを中心に市街地および近郊地域においては路線バスが、郊外地域においてはコミュニティバスが運行され、これらの組み合わせにより、居住地域は概ね公共交通網によりカバーされています。路線網は、松江駅を中心に南北の市街地内をそれぞれ循環する路線（市営バス）、市街地中心部と近郊地域、あるいは市街地中心部を挟んで近郊地域同士を結ぶ路線（市営バス、一部一畑バス）、そして、市街地中心部と郊外の生活拠点を結ぶ路線（一畑バス、一部市営バス）により構成されています。

その他、県外へ向かう高速バスは、JR 松江駅から山陽（広島・岡山）方面、京阪神（大阪・京都・神戸）方面、名古屋、東京、福岡へとつながる各路線があります。



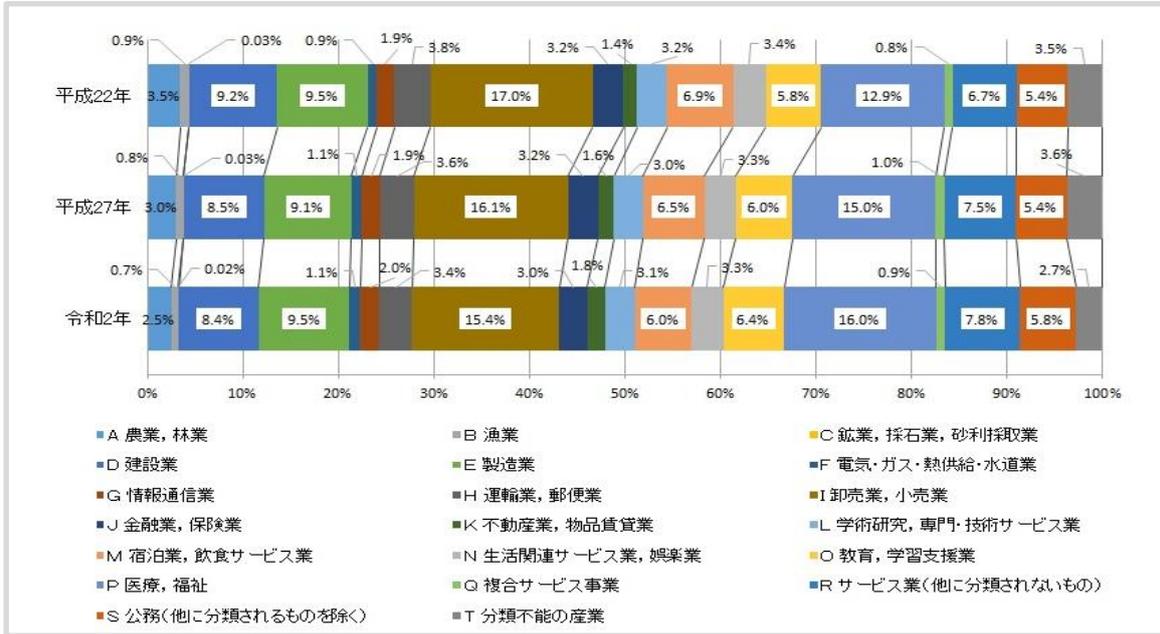
各交通機関 位置図

### 5) 産業

#### ①産業別にみた人口構成等

令和 2 年（2020）の国勢調査によると、15 歳以上就業者の産業別構成割合は、総数 97,465 人

のうち、農林漁業の第1次産業就業者が3.2%、製造業や建設業などの第2次産業就業者が18%、商業・自由業・サービス業などの第3次産業就業者が78.8%で、第3次産業の占める割合が最も高くなっています。

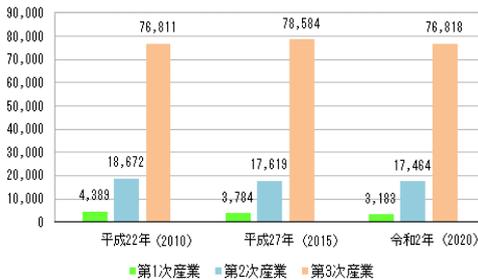


15歳以上就業人口 産業別構成

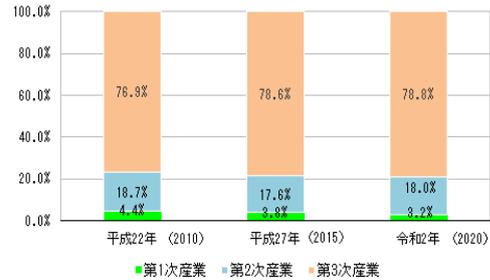
	計		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成22年	99,872人	100.0%	4,389人	4.4%	18,672人	18.7%	76,811人	76.9%
平成27年	99,887人	100.0%	3,784人	3.8%	17,619人	17.6%	78,584人	78.6%
令和2年	97,465人	100.0%	3,183人	3.2%	17,464人	18.0%	76,818人	78.8%

(資料：国勢調査を元に作成)

(ア) 15歳以上就業人口の推移



(イ) 15歳以上就業人口割合の推移



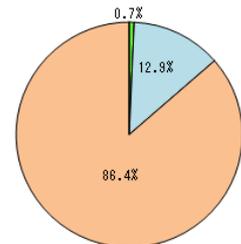
令和元年度 (2019) 産業別市内総生産額

(単位: 百万円)

合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
803,264	5,598	103,593	694,073
100.0%	0.7%	12.9%	86.4%

(資料：令和元年度島根県市町村経済計算)

産業別市内総生産額



■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業

## ②農業

農業従事者数は、平成27年(2015)農林業センサスの5,769人に対して令和2年(2022)には3,830人に減少し、経営耕作地面積は、平成27年(2015)の2,828haに対して令和2年(2022)には2,658haと、減少しています。宍道湖・中海周辺に広がる水田では法人化による大規模な経営を行う農業者や集落営農組織などを中心に米のほか蕎麦・麦・大豆が生産され、畑作では掛屋干拓地を中心としたキャベツ、八束町での牡丹、東出雲町などでの西条柿の栽培が盛んです。

伝統のある地域産品として、上記のほか、津田かぶ・秋鹿牛蒡・黒田せり・薬用人参が生産されています。平成11年(1999)に「道の駅秋鹿なぎさ公園」が、平成18年(2006)には「道の駅本庄」が開設され、農業者が消費者へ農産物の直接販売や加工品づくりの取組拠点になりました。旧市内・八束町・東出雲町などでは地元企業の農業参入もありますが、農業就業者の中心は70代となっており、担い手不足が課題です。

## ③漁業

松江市域の漁業は、海面漁業(海に面した地域での漁業)と、中海・宍道湖の内水面漁業(湖での漁業)に分けられます。漁業も農業と同様に高齢化が進み、漁業協同組合(JFしまね、中海漁業協同組合、宍道湖漁業協同組合)の組合員数は、松江市農林水産業振興計画(平成31年3月)によると、平成25年(2013)の1,420人に対して平成29年(2017)には1,212人に減少しています。

日本海沿岸では、ベニズワイガニ・ブリ・サワラ類・マアジ・イワシを中心に漁獲があり、主に定置網漁業が行われ、ワカメ・イワガキ・アワビの海面試験養殖が行われています。中海では干拓・淡水化事業の影響を受け、漁獲量が大きく減少しましたが、現在はスズキ類・ボラを中心に刺し網漁業が行われ、サルボウガイやアサリの試験養殖が生産量を伸ばしています。宍道湖では、松江の中心的な漁獲物であるヤマトシジミが漁獲量の99%を占めています。

## ④商業

近年、旧市街地の中心商店街の店舗数は減少していますが、郊外の新興の商業地域は活況を呈し、旧商店街の空洞化をカバーしています。令和3年(2021)経済センサス活動調査では、市内に29か所の商業集積地(商店街)があり、事業所数は1,937で、従業員数は16,526人、年間商品販売額は648,010百万円となっています。平成28年(2016)と比べると、事業所数、従業員数及び年間商品販売額は減少しています。

## ⑤工業

空港や高速道路に近く、(株)プロテリアル(旧日立金属(株)安来工場)などの鉄鋼関連企業と取り引きしやすい八束町や東出雲町などでは、製造業・金属加工業などが立地しています。平成16年(2004)には八束町と境港市を結ぶ江島大橋が完成し、物流ネットワーク形成の基盤になりました。令和元年(2019)工業統計調査では、令和3年(2021)経済センサス活動調査では、事業所数は222で、従業者数は6,457人、製造品出荷額等は1,263億円となっています。平成28年(2016)と比べると、事業所数は減少し、従業者数及び製造品出荷額等は増加しています。製造品

出荷額等で上位にあるのは、生産用機械器具製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、食料品製造業です。

平成12年（2000）の「IT基本法」成立後、ソフトビジネスパークにコールセンター業の会社が進出しました。また、旧松江市から玉湯町にかけての湖南周辺で、ソフトウェア関連などの非製造業の事業所が新設されました。情報通信業は、旧松江市と東出雲町・宍道町・鹿島町などに立地していますが、小規模の事業所が多いです。

## 6) 観光

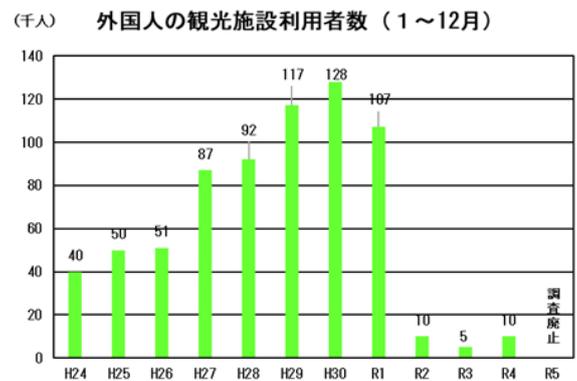
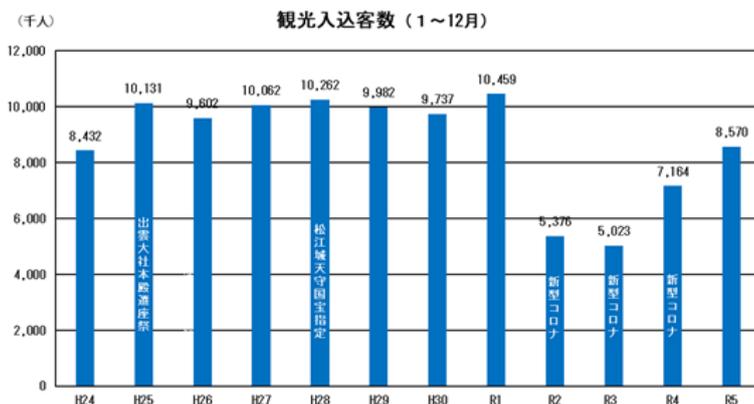
昭和26年（1951）3月、「ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名である」として、「松江国際文化観光都市建設法」が公布され、松江は京都・奈良に続いて国際文化観光都市となりました。その後、現在に至るまで市内には自然、歴史、文化を生かした観光施設が充実し、年間観光入込客数は、平成25年（2013）の出雲大社本殿遷座祭と平成27年（2015）の松江城天守国宝指定を契機に増加し、年間1,000万人前後で堅調に推移しています。「国宝松江城天守」や「茶の湯」などの歴史文化的な魅力と「大山・隠岐国立公園」や「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」のエリアにみられる自然景観など、多彩な資源を生かした観光商品作りや受け入れ環境整備を行っています。また、市内をめぐる観光交通手段の利便性も重要な要素であり、次のようなものがあります。

ア) 観光ループバス（ぐるっと松江レイクライン）：市内の主要観光施設を結ぶ観光ループバスを30分間隔で運行しています。

イ) 観光タクシー：市内各社により実施し、希望にあわせた時間単位の市内コース及び近郊コースがあります。

ウ) レンタカー：JR松江駅周辺に6社（8営業所）があります。

一方、令和2年（2020）からのコロナ禍により観光客の入込は大幅に減少しました。令和5年に感染法上の位置づけが5類に移行されてからは回復基調にあるものの、コロナ禍前の水準とまではいかない状況であり、さらに入込客数の回復を目指していく必要があります。また、今後は、域外からの観光客誘致のみではなく、域内での観光需要の掘り起こしのために、マイクロツーリズムなど地域住民に文化財を始めとする地域の魅力を発信する取組も進めていきます。

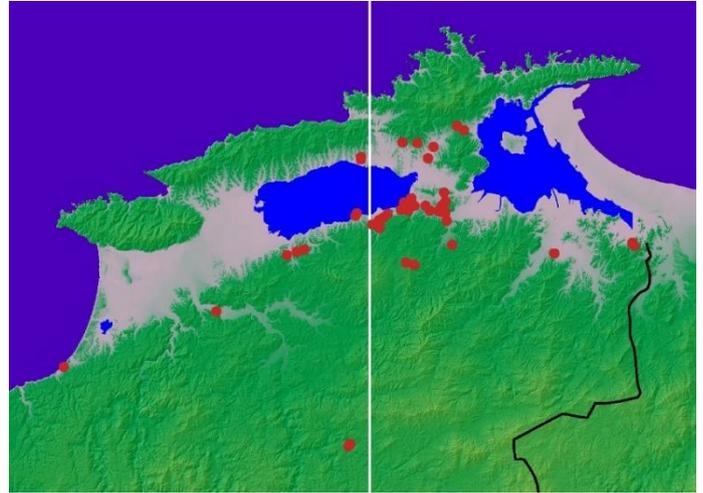


### 3. 歴史的背景

#### 1) 旧石器時代～縄文時代

松江市がある日本海に面する地域は、ユーラシア大陸に沿って日本海を南下する寒流のリマン海流と、日本海を北上する暖流の対馬海流がぶつかり合う地域です。こうした地理的環境のなかで約3万8千年前にホモサピエンスが活動し始めたころから日本海を通じて活発な文化の交流がありました。

後期旧石器時代（およそ38,000年前～16,000年前）には松江周辺は隠岐の黒曜石や花仙山周辺の玉髓が石器の材料として広く利用されたため、人々の交通が多かったと考えられます。また寒冷な気候の中、日本海は内海になっていましたが、日本海沿岸交流は盛んでした。沿岸部での人の行き来は、上立遺跡（大草町）から東北地方の石材と技術で製作された旧石器が発見されていることや、玉湯町の花仙山周辺から東北地方の技術（湧別技法）を用いた石器づくりが行われていたことから、今から1万8千年以上前に遡るとされています。



松江周辺の旧石器時代の遺跡

縄文時代になると、温暖化による海進で島根半島が独立した島となり、やがて出雲市の浜山や鳥取県の弓ヶ浜の一部が形成されて、現在の景観の基礎ができます。縄文時代も活発な人々の交流を知ることができます。島根大学構内遺跡からは、縄文時代前期（約7,000年前）の九州に影響を受けた土器や丸木舟、櫂が出土して



サルガ鼻洞穴遺跡

いて、海流に乗って情報の伝達があったことが

知られています。鹿島町では佐太講武貝塚（史跡）の大量のヤマトシジミの貝層から獣骨や土器、石器などが見つかり、また美保関町の中海に面した断崖では、海食洞窟を利用した住居跡（史跡権現山洞窟住居跡、史跡サルガ鼻洞窟住居跡）が知られていて、自然環境に柔軟に対応した縄文人の姿が窺われます。

#### 2) 弥生時代

弥生時代（紀元前8世紀頃）になると、大陸から九州経由で水田稲作が伝わり、夫敷遺跡（竹矢町）からは水田跡が発見されているほか、西川津遺跡からは鍬や鋤、石包丁などの農耕具も発見されています。

新しい文化は文明の入り口だった北部九州から伝播しており、山陰は日本海ルートを通じて早い段階から弥生文化を受け入れた地域です。松江では、日本海に面した古浦から講武平野にかけて稲作が定着し、西川津遺跡では規模の大きな環濠集落ができました。古浦砂丘遺跡や堀部第1遺跡で

は弥生時代前期の人骨も埋葬されていました。やがて、大橋川南部地域にも拠点集落の布田遺跡<sup>ぬのでん</sup>などがうまれます。それに連動するように宍道湖南岸に環壕を持つ田和山遺跡<sup>じこで</sup>や神後田遺跡のようなランドマークとなる遺跡が出現します。

このほか、紀元前4世紀頃には朝鮮半島からは青銅器や鉄器も伝わっています。青銅器は初め武器として九州地方に伝わりました。竹矢町出土とされる細形銅剣は、武器として朝鮮半島で製作されたものと考えられています。その後、弥生時代中期には銅剣などの青銅器は祭祀具として発展しました。松江市でも鹿島町の志谷奥遺跡<sup>したにおく</sup>から6本の銅剣と3個の銅鐸<sup>どうたたく</sup>が発見されていて、弥生時代の精神文化を知る手掛かりとなっています。鉄は武器のほか、木製品の加工や農工具にも用いられ、鉄製品の普及は弥生時代の生産力の向上に大きく寄与しました。

また弥生時代は、権力者が現われた時代でもあります。弥生時代中期になると、「クニ」とも呼ばれる政治的結合単位の首長は、権力の象徴として墳丘墓を築きはじめます。そして後期(1世紀頃)になると山陰地方に特有な墳丘墓の形態として四隅突出墓が定着しました。



田和山遺跡と宍道湖

### 3) 古墳時代～平安時代中期(古代)

3世紀頃になると、地域ごとの墳丘墓の特色を統合する動きが始まり、3世紀後半頃には、近畿地方に生まれたヤマト政権が地域の連合体の中心となって前方後円墳が築かれる時代になります。共通の大型の墳墓を連合のモニュメントとして、広範囲に古墳を築く時代の訪れです。

出雲では、弥生時代の地域的特色を受け継いで方墳を造り続けますが、竪穴式石槨<sup>たてあなしきせつかく</sup>を埋葬主体にしたり中国の鏡を副葬するなど、総合的には古墳の主要な要素を受け入れ、広範囲の地域連合の一つになったと考えられます。茶臼山の北側にある矢田町の廻田1号墳は、出雲東部で最古段階(4世紀後半)の前方後円墳とされています。これ以降古代を通して、松江周辺は出雲地方東部の中心地となり、6世紀後半には出雲地方の中心地になるのです。

古墳時代中期(5世紀頃)には、宍道湖沿岸や大橋川沿岸に拠点的に大規模古墳が築かれるようになります。大垣大塚古墳群<sup>たんげあん</sup>、丹花庵古墳、古曾志大谷1号墳、竹矢岩船古墳、史跡石屋古墳などがそれで、小地域単位ごとに有力な豪族が存在していたことが推定されています。



八日山古墳出土三角縁神獸鏡



丹花庵古墳石棺

古墳時代後期になると、出雲東部（松江市茶臼山周辺）と西部（出雲市神戸川下流域）で権力が集中する様子が見られます。そのうち東部では山代町・大庭町を中心とした地域に大型古墳が集中します。具体的には島根県下最大規模の山代二子塚（前方後方墳：全長 94 m）、山代方墳（方墳：45×43m）、大規模な石室で知られる山代原古墳が山代・大庭地区に累代的に築かれます。その間に、出雲西部に対する東部の影響力が大きくなり、山代・大庭の勢力が後の出雲国の範囲を掌握することとなります。



松江出土の玉（釜代1号墳、石田1号墳）

また、古墳時代には玉作りも盛んでした。出雲地方の玉作りは、弥生時代前期から行われていたことが松江市の西川津遺跡からの出土品によって知られていますが、弥生時代後期（1世紀頃）以降、玉湯町の花仙山で採れる良質な碧玉（青メノウ）・瑪瑙（赤めのう）を使った玉作りがはじまり、5世紀以降には花仙山周辺の地域で集中的に行われるようになります。その工房跡は出雲玉作跡として国指定の史跡となっていますが、ここで作られた勾玉や管玉は日本各地に運ばれたことが知られています。



出雲部最大の古墳 山代二子塚古墳

7世紀後半になると、大和を中心に日本という国家が形作られ、地方の行政区分として国（現在の県に近い単位です）が置かれました。701年には大宝律令が成立し、法と仕組みによる国家の体制が整いました。出雲国内はさらに9つの郡に分かれ、松江市は島根郡、秋鹿郡、意宇郡（のちの能義郡を除く）があたり、その枠組みは近代・戦後まで引き継がれました。出雲国の中心である国府が置かれたのは、古墳時代後期に出雲全体を掌握した出雲臣の本貫地である意宇川下流域の意宇平野です。律令制の下では国庁を中心として意宇平野には条里制の区画がなされ、東西南北の官道も整備されました。また郡家、軍団、駅、国司館などの施設も



『出雲国風土記』写本

置かれました。天平5年（733）に編集された『出雲国風土記』には、郡、郷（国の下の行政区分）の名前やその由来、郡家（郡の役所）からの路程、寺院、社、自然や産物に至るまで詳細に当時の出雲の様子が記されています。また、唯一完本で写本が残っていることから、古代の実態を知る貴重な資料となっています。松江市南郊には国府のほか、豪族の氏寺（山代郷北新造院、南新造院）、山代郷正倉、黒田駅、意宇軍団などが置かれ、その遺跡も少なからず残っています。古代山陰道（正西道）や隠岐に通じる枉北道、中国山地につながる正南道などの



出雲国府跡

痕跡も明らかになりつつあります。神社は不確定なものも含めて140も記載され、中世以降も大きな力を保つ熊野大社、佐太神社、美保神社など多くの古社が残ります。8世紀半ばには国分寺、<sup>こくぶんじ</sup>国分尼寺などの官立寺院も置かれ、政治、経済、文化の中心地となりました。また産業も大井町に集約的な須恵器窯跡が残され、玉作りも出雲国府や出雲玉作跡付近で8世紀以降も行われていました。

律令国家日本と地方行政単位である出雲国は、経済的な基盤として税を徴収し、公共事業や勸農政策を行いました。税は戸籍を作って戸と人当たりを決まったものを納めさせたり、公への労働を義務付けました。米による税収を確実に把握するため、水田は条里制と呼ばれる108m四方の区切りが設けられました。条里の跡は数十年前までは松江の各所に残っていましたが、現在は出雲国府の北西側に史跡として残されています。<sup>あさくみのせと</sup>朝酌促戸や<sup>ちまた</sup>玉作街には市が立ち、多くの人々が集まってにぎやかだった様子も風土記に描かれ、現在もその光景を思い浮かべることができます。

一方、都が京都に移される頃(8世紀終わり～9世紀)になると、公地公民と呼ばれる、土地と民衆を直轄的におおやけが支配する仕組みが崩れ始め、荘園と呼ばれる土地の私有も広がっていきます。重い税から逃れるために浮浪人と呼ばれる戸籍に記されない人々が増加することあつて、地域社会の仕組みが動揺しはじめます。動乱や災害も頻発し、やがて平安時代中頃になると、中央では政治の実権は藤原摂関家に移ります。やがて天皇が退位後、上皇・法皇として実質的な権力を握ることと連動して地域社会も大きく変化し、次第に律令国家は衰退していきます。

#### 4) 平安時代後期～安土桃山時代(中世)

中世には、公家や寺社、武家の私的な領有地である荘園や、国司(受領)の支配下にある国衙領が広がりました。

古代に国府が置かれた意宇平野は、鎌倉期においても引き続き出雲国の中心であり、山代郷から大草郷、竹矢郷、出雲郷に及ぶ一体は出雲府中と呼ばれました。府中には国内の治安維持の任務をおびた守護所や国内神社の統括を行う総社が置かれました。



出雲国分寺跡



山代郷北新造院跡





中世の松江市北部方面周辺推定図

### 5) 江戸時代（近世）

関ヶ原の合戦の後、徳川軍勝利に軍功のあった堀尾忠氏は、出雲・隠岐を与えられて父吉晴とともに富田城に入りました。しかし、富田が地形的に近世城下町を造るにふさわしい場所ではなかったことから、松江に移城することとしました。城地の選定にあたっては、堀尾吉晴、忠氏親子は乃木村元山に上り、床几に腰かけて議論したといいますが（親子が床几に腰かけたことにちなんで、元山は後に床几山と呼ばれます）。城地の選定をめぐる父子で意見は分かれましたが、その後忠氏が急死したこともあって、吉晴は城地を忠氏が提案した亀田山に定め、孫の幼い忠晴を助けて慶長12年（1607）より城普請と城下町形成に着手、慶長16年（1611）に完成させました。



城下町の境に築かれた土手

それまで白瀉、未次と呼ばれた砂州上に形成された湊町を核としながらも、周辺には湿地帯しかなかった場所に築かれた城郭と城下町は、町全体が防御と都市機能に重点を置いて新しく“都市計画”されたものでした。すなわち、丘陵を削り、湿地帯を埋めて殿町、母衣町、中原町などを造って侍町とし、堀割りで区画しました。その周辺に町家を置き、城下町の縁辺部に寺社を配置しました。道路にも防御の工夫を行い、鉤型路や袋小路、勢溜りなどを設けました。内堀や外堀には40余りの橋も架けられました。当時の様子は「堀尾期松江城下町絵図」（元和6年（1620）～寛永10年（1633））にも見られ、その都市構造は、現在まで引き継がれていることが確認できます。近年の発掘調査の成果によれば、城下町は洪水等で数度にわたり嵩上げされ、その結果、地下の近世遺跡が良好な形で残っていることも判明しています。



堀尾期松江城下町絵図  
（島根大学附属図書館蔵）

寛永10年（1633）、松江藩主堀尾忠晴に跡継ぎがなく、堀尾氏は断絶し、代わって若狭国小浜城主であった京極忠高が入府しました。京極氏はわずか1代3年

ほどの短い治世でしたが、治水工事などに功績があり、斐伊川の若狭土手（出雲市武志町）を築いたことで有名です。

京極氏の後は、徳川家康の子、結城秀康の三男である松平直政が寛永15年（1638）、信濃国松本から入り、以後、明治維新まで徳川家の親藩として10代、230年にわたって出雲国を治めました。代々の藩主の廟所は外中原町の月照寺境内にあり、松江藩主松平家墓所として平成8年（1996）に国史跡に指定されています。

松平家が藩主になった後、大雨や干ばつによる災害が続き、参勤交代や幕府の命令による工事費の負担などの借金により、藩財政は悪化をたどっていました。松江藩松平家6代藩主宗衍は、小田切備中を登用し、商業に力を注ぐ「延享の改革」と呼ばれる藩政改革に取り組みますが、成功せず、17歳になった息子の治郷に藩主の座を譲ります。7代藩主となった治郷（隠居後の号：不昧）の下、家老朝日丹波を中心に、借金整理、公費節約、木綿等の産業振興、人員整理と抜擢など、「御立派の改革」と呼ばれる藩政改革が行われ、やがて藩財政は好転していきました。その後も藩政改革の精神は継続され、人口も増加し、幕末になると松江藩は豊かな藩として知られるようになっていきます。また、不昧が好んだ茶の湯は松江の文化を大きく成長させ、今でも人々の暮らしのなかに密着しています。



京極高次の供養塔



上空から見た松江城

## 6) 明治時代～戦前(近代)

幕末に欧米列強によって開国・開港が強いられたことにより、日本は世界資本主義の中に組み入れられるようになりました。このため、明治時代になると中央集権化が急がれ、資本の蓄積と自由な労働力の確保、商品経済の発展と全国市場の拡大が必要となり、土地を始めとした私有財産権の確認、身分制の撤廃と居住・移転の自由、教育制度の整備、銀行と交通制度の整備、行政制度の変更等が急速に進められるようになりました。

急速な近代化が進む中で、自由民権運動にみられるような自由・人権思想も広がり、大日本帝国憲法制定後も政府と人々のせめぎあいが続きました。また、地域格差も生じ、日本海側は「裏日本」とも呼ばれるようになりました。

松江市域においては、明治維新後、明治4年（1871）7月14日の廃藩置県によって松江藩が廃止されて松江県となり、同年11月には広瀬県、母里県と統合されて出雲部を管轄する島根県が成立しました。その後浜田県・鳥取県を合わせた範囲の島根県が誕生するなどしましたが、鳥取県が分離し、明治14年（1881）に現在の島根県域となりました。明治22年（1889）4月1日の「市及町村制」の施行と、これに合わせて行われた町村合併により、松江市と八束郡の前身である島根郡・秋鹿郡・意宇郡の各町村が成立しました。

明治23年(1890)8月、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)が島根県尋常中学校と島根県師範学校の英語教師として松江に赴任しました。ハーンは、松江の美しい風景や風情をこよなく愛し、滞在した1年3か月の間に見聞した近世城下町の面影を残す松江の風情や島根半島の美しい自然などを『知られぬ日本の面影(日本瞥見記)』に著し、広く世界に紹介しました。ハーンが住まいした武家屋敷は、史跡小泉八雲旧居として当時のまま保存されています。また、ハーンの功績は、昭和26年(1951)に松江市が国際文化観光都市になった契機にもなっています。



明治に建てられた島根県庁

明治時代中頃までは、日本海の手運が流通の中心で、北前船などが美保関などの港に入港し、多くの物資や人の行き来がありました。鉄生産も西洋式溶鉱炉が中心となるまでは島根県が全国有数の生産量を誇り、その恩恵を松江も受けていました。やがて鉄道網が全国に広がるにつれて、物資の運送は陸路に主役を譲るとともに、首都圏や関西圏から物理的距離の離れた山陰地方には地域的格差が生まれました。そのような時代背景の中、松江は伝統的な文化や独自の地域色を温存し、後代につなげていきました。

明治時代においては天皇巡幸が熱望され、明治34年(1901)には島根・鳥取・山口の三県知事の連名で山陰地方への巡幸が請願されました。あわせて巡幸時の行在所の検討も行われ、八束郡宍道町(現:松江市宍道町)では江戸時代に本陣を務めた木幡久右衛門宅、松江市では松江城二之丸に行在所を建築する計画が立てられ、それぞれ明治35年(1902)と明治36年(1903)に完成しました。そして明治40年(1907)には、明治天皇の名代として皇太子嘉仁親王(後の大正天皇)による山陰行啓が実現し、松江城二之丸に建てられた2階建ての擬洋風建物(現:島根県指定有形文化財興雲閣)が宿泊所として、木幡家邸内に建てられた木造平屋の近代和風建物(現:重要文化財木幡家住宅(飛雲閣))が御昼餐所として使われました。



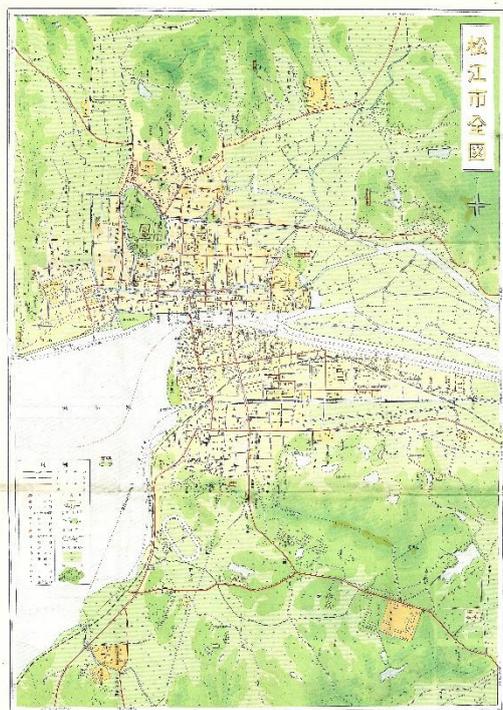
五本松公園から見た美保関港

昭和16年(1941)から始まったアジア太平洋戦争では、松江周辺は機銃掃射を受けたものの、大規模な爆撃からは逃れました。松江城天守を始め、明治前期に建築された田野家住宅(旧田野医院)や大正13年建築の島根大学旧奥谷宿舎など、城下町や周辺地域の文化財や歴史的な環境は大きな打撃を受けることなく、現在につながっているものが多くあります。

## 7) 戦後～現在

日本の近代は、日清・日露戦争からアジア太平洋戦争の終結に至るまでの戦争の連続でした。戦後、日本国憲法の制定や戦後改革が行われ、1950年代後半から約20年にわたる高度経済成長を経て、日本は世界で最も発展した資本主義国の一つとなりました。一方で、人々の仕事、暮らし、ものの見方・考え方などが大きく変化し、現在につながっています。

松江市は、戦後から昭和・平成にかけて、県都として発展し、市街地も拡大しました。城下町の面影を残し、小泉八雲の文筆を通じて世界に知られた松江市は、戦前には道路や鉄道などの整備をするなど、観光遊覧都市としての基盤整備を進め、社寺や松江城などの文化的遺産、宍道湖をはじめとする自然地理的遺産を観光資源として、美保関から出雲大社をつなぐなど、各種の遊覧コースが作られていました。昭和26年(1951)には「松江国際文化観光都市建設法」が公布され、京都、奈良に次いで3番目の国際文化観光都市になりました。その後、昭和48年(1973)には伝統美観保存条例を制定し、松江城北側の小泉八雲旧居のある塩見縄手地区、普門院とその周辺地区を指定しました。



昭和29年観光松江全図

平成17年(2005)と平成23年(2011)の市町村合併を経て、古代以来、出雲地域の政治・経済・文化の中心地と、それを取り巻く関係の深い1市8町村が一つの市域となり、現在の松江市となっています。

## 第2章 松江市の文化財の概要

### 1. 代表的な既存の文化財調査

#### 1) - 1 有形文化財（建造物）

- ①『民家緊急調査報告書』（昭和44年 島根県教育委員会）
- ②『島根県近世社寺建築緊急調査報告書』（昭和55年 島根県教育委員会）
- ③『島根県の近代化遺産』（平成14年 島根県教育庁）
- ④『島根県の近代和風建築』（平成30年 島根県教育庁）
- ⑤「建造物悉皆調査」（平成26年～ 松江市）
- ⑥「松江市社寺建築悉皆調査」（令和元年～2年 松江市）

#### 1) - 2 有形文化財（美術工芸品）

- ①『島根県の美術家 絵画編』（昭和55年 島根県立博物館）
- ②『島根県の工芸』（昭和62年 島根県立博物館）
- ③『島根県の文化財 仏像彫刻篇』（平成2年 島根県立博物館）
- ④『島根県の文化財 仏画・仏教工芸篇』（平成7年 島根県立博物館）

#### 1) - 3 有形文化財（古文書）

- ①『宍道町史史料目録Ⅰ』（平成13年 宍道町・宍道町教育委員会）
- ②『宍道町史史料目録Ⅱ』（平成14年 宍道町・宍道町教育委員会）
- ③『乙部家等古文書史料調査目録』（平成22年 松江市教育委員会）
- ④『松江市内寺社史料調査目録』（平成26年 松江市教育委員会）
- ⑤『松江市内公民館等所蔵文書調査目録（1）』（平成28年 松江市）
- ⑥『松江市内公民館等所蔵文書調査目録（2）』（平成28年 松江市）

#### 2) 無形文化財

- ①『美しき工芸技術』（昭和45年 島根県文化財愛護協会）
- ②『島根の工芸調査「ものづくりに聞く」』（平成14年 島根県文化振興財団）

#### 3) 民俗文化財

- ①『民家緊急調査報告書』（再掲 昭和44年 島根県教育委員会）
- ②『松江の民俗芸能』（昭和51年 松江市郷土芸能文化保護育成協議会）
- ③『熊野の民具』（昭和59年 八雲村文化財保護協会）
- ④『島根半島漁労習俗調査報告書』（昭和60年、61年 島根町教育委員会）
- ⑤『島根県の諸職：島根県諸職関係民俗文化財調査報告書』（平成5年 島根県教育委員会）
- ⑥『松江市史』別編「民俗」（平成27年 松江市）

#### 4) 記念物

- ①『出雲・隠岐の城館跡』（平成10年 島根県教育委員会）

- ②『島根県の近代化遺産』（再掲 平成14年 島根県教育庁）
- ③『古典に登場する名勝地調査』（平成30年3月 島根県教育委員会）
- ④『松江市史』史料編「自然環境」（平成30年 松江市）

5) 文化的景観

- ①「みんなで残したい松江の景観400選集」（平成23年 松江市）

6) 伝統的建造物群

- ①「建造物悉皆調査」（平成26年 松江市）
- ②松江市美保関伝統的建造物群保存対策調査（令和4年 松江市）

7) 埋蔵文化財

分布・試掘調査を実施し、包蔵地の把握に努めています。把握した情報は、遺跡分布地図に記載するとともに、包蔵地として価値が認められるものについては、随時遺跡台帳に登載しています。  
 ・埋蔵文化財包蔵地 2,463件（令和3年4月30日現在）

8) その他全般

- ①「わがまち自慢発掘プロジェクト」（平成22年～25年 松江市）  
 市内全公民館区ごとに、地域のたからの掘り起こしを行い、マップを作成しました。

- ②『松江市史』  
 10年にわたる編纂事業を通じて、全18巻の刊行を行いました。  
 通史編全5巻で松江市域約4万年の歴史を叙述し、史料編で自然環境、考古資料、古代、中世、近世、近現代、絵図・地図の貴重な資料を編纂しました。松江城と民俗は別冊編集しました。

通史編	1巻	自然環境・原始・古代	別編	17巻	松江城
	2巻	中世		18巻	民俗
	3巻	近世Ⅰ			
	4巻	近世Ⅱ			
	5巻	近現代			
史料編	6巻	自然環境			
	7巻	考古資料			
	8巻	古代・中世Ⅰ			
	9巻	中世Ⅱ			
	10巻	近世Ⅰ			
	11巻	近世Ⅱ			
	12巻	近世Ⅲ			
	13巻	近世Ⅳ			
	14巻	近現代Ⅰ			
	15巻	近現代Ⅱ			
	16巻	絵図・地図			

## 2. 今後の文化財調査について

「松江市史」編纂事業をはじめ、文化財調査の蓄積は進んでいますが、市内全域・全文化財類型の悉皆的調査が完了したわけではありません。第3章で後述する「4つの地域と12のゾーン」単位で、年次計画を立てたうえで、文化財類型ごとに専門家がチームを組んで地域に入り、調査を実施します。

また、庁内各部署において、既存の調査研究事業を更に進めていくとともに、特に調査が必要な文化財類型、地域については、別途計画的な文化財調査の実施を検討します。

<主な文化財類型と今後の調査方針など>

### □有形文化財（建造物）

#### ●現状と課題

社寺建築については、令和3年度に市内全域の悉皆調査を実施済み。

民家などについては、一部エリアでは、外観悉皆調査を実施しているが、市内全域では未実施。

#### ●今後の方針

松江市独自の歴史的建造物登録制度などを活用し、近現代建築物を中心に民家などの調査を進めていく。

### □有形文化財（美術工芸品）

#### ●現状と課題

島根県立博物館などでの既往調査の実績はあるものの、市内全域での悉皆的な調査は未実施。

#### ●今後の方針

地域調査にあわせて、社寺所蔵の美術工芸品などについて計画的な調査を検討する。

### □文書資料

#### ●現状と課題

『松江市史』編纂過程で、中世以前の資料については悉皆的な調査を実施済み。

#### ●今後の方針

近世以降の文書については、地域調査の中で、地域ごとの所在調査を進める。

### □無形文化財

#### ●現状と課題

関係機関による調査実績はあるものの、松江市内について体系的・学術的な調査は未実施。

#### ●今後の方針

産業振興部署とも連携を図り、まずは工芸技術者の把握などを進め、情報の蓄積を図る。

また、食文化をはじめ、生活文化関連の文化財についても、その調査研究体制について検討を行っていく。

### □民俗文化財

#### ●現状と課題

有形民俗文化財については、島根町・八雲町などにおいて民具を中心とした調査実績、収集実績あり。

無形民俗文化財については、『松江市史』において別編で「民俗」を刊行済み。一方、学術的な個別調査などは未実施。

#### ●今後の方針

有形民俗文化財のうち、民具については、市所有の整理作業を先行的に行う。

無形民俗文化財については、島根県古代文化センターなどとも連携を図り、地域調査とも連動さ

せる形で更に調査を進めることが必要。

また、個別の民俗文化財に対する詳細調査も計画的に実施していく。

#### □記念物

##### ●現状と課題

史跡は現状では埋蔵文化財の発掘調査により新たに認識された重要遺跡を新規・追加指定していることが多い。名勝天然記念物は積極的な所在確認調査が不足しており、指定が進んでいない。

##### ●今後の方針

重要遺跡は、計画的に保存目的の発掘調査を行い、史跡指定を目指していく。名勝天然記念物はジオパーク関連の部署や機関と連携しながら、調査を進める。

#### □文化的景観

##### ●現状と課題

景観全般については、「みんなで残したい松江の景観 400 選集」を編纂。地域で大切にしている景観をまとめている。

##### ●今後の方針

文化的景観として継承すべき景観の抽出、その調査研究について検討を行う。

#### □伝統的建造物群保存地区

##### ●現状と課題

「歴まち計画」における旧城下町、美保関町、宍道町については、面的な建造物調査を実施済み。

##### ●今後の方針

上記のうち、美保関エリアについては、伝統的建造物群保存地区の選定に向けた調査を実施する。

#### □埋蔵文化財

##### ●現状と課題

計画的な分布調査が進まないこともあって、開発の都度、試掘確認調査を実施することに追われているのが実情である。保存目的のための発掘調査は、郊外の宅地化等に対応するために毎年行っているが、専門職員の不足等により後手後手に回りがちである。記録保存のための発掘調査実施の依頼は増加の一途を辿っているが、組織人員の問題もあって、その希望に応えられていない。

##### ●今後の方針

専門職員の補充と組織の検討を行い、記録保存のための発掘調査の効率的実施を図るとともに、計画的な分布調査や地域調査を実施していく。

### 3. 指定等文化財の概要

松江市には、国、島根県、松江市の指定文化財が総計 253 件（令和 6 年 8 月 9 日現在）存在します。その内訳は国指定 60 件、県指定 80 件、市指定 113 件です。指定文化財のうち、有形文化財が 160 件で半数以上を占め、うち建造物は 26 件が指定されています。次に多いのは記念物で 78 件です。そのうち遺跡が 50 件を占めます。無形文化財と民俗文化財は件数が少なく、それぞれ 1 件と 14 件です。指定文化財のほかに登録有形文化財が 39 件、登録有形民俗文化財が 2 件、登録有形記念物が 1 件あります。

#### 1) 国指定文化財

松江市に所在する国指定文化財は 60 件あります。

建造物は、国宝の神魂神社本殿、松江城天守をはじめ、重要文化財の神社建築（美保神社本殿、佐太神社本殿など）、茶室建築（菅田庵）、江戸時代に本陣としても使われた商家（木幡家住宅）などがあり、いずれも松江の歴史と文化を代表する建築物です。

絵画は、八重垣神社の本殿の内壁を飾っていた板絵著色神像があり、素戔嗚尊や稲田姫命などを極彩色で描いたもので、国内最古級の板絵神像として重要文化財に指定されています。工芸品は、天倫寺の高麗製銅鐘や佐太神社に奉納された鎧・兜類、彩絵檜扇などがあり、いずれも重要文化財に指定されています。

彫刻は、美保関の佛谷寺大日堂に安置されている木造薬師如来坐像1 軀、木造聖観音立像3 軀、木造菩薩形立像1 軀や華蔵寺の木造薬師如来坐像などの仏像があり、重要文化財に指定されています。

考古資料は、古墳時代の埴輪窯跡から発見され、「見返りの鹿」とも呼ばれている平所遺跡埴輪窯跡出土品や「額田部臣」の銘文入り鉄刀を含む出雲岡田山古墳出土品などがあり、ともに重要文化財に指定されています。



国宝 神魂神社本殿

重要文化財 貴布禰稻荷両神社本殿



重要文化財

平所遺跡埴輪窯跡出土品

民俗文化財は、美保神社の諸手船神事もろたぶねで使われる諸手船や、奉納された鳴物なりもの846点などが重要有形民俗文化財に指定されているほか、佐太神社に伝わる佐陀神能が重要無形民俗文化財に指定されています。

佐陀神能は、平成23年(2011)11月27日に無形文化遺産保護条約政府間委員会で、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されました(ユネスコ無形文化遺産)。

史跡は、先史から近代まで幅広くあります。縄文時代では山陰を代表する貝塚である佐太講武貝塚や中海に面するサルガ鼻洞穴遺跡などが指定されています。古墳時代以降は格段に数が増え、島根県下最大規模を誇る山代二子塚古墳、5世紀の大型方墳の石屋古墳、玉作りの中心地であった出雲玉作跡いずもたまつくり、出雲国府跡や出雲国分寺跡など、古代出雲を代表する遺跡が松江市南郊に集中しています。一方、江戸時代を代表する史跡は主に松江市の北側に位置し、松江城や松江藩主松平家墓所があるほか、明治時代に武家屋敷を借りて住まいした小泉八雲旧居も史跡指定を受けています。

名勝は、日本海に面したリアス式海岸に景勝地が多く、美保の北浦などが指定されています。天然記念物は、熔岩流の作用によって形成された大根島の熔岩隧道ようがんずいどうが特別天然記念物に指定されています。また日本海に面した地域では海食等によって形成された自然地形が豊富に残り、島根町の多古の七ツ穴つきしまや築島の岩脈が天然記念物として指定されているほか、『出雲国風土記』(733)に見える佐太大神の生まれた場所とされている潜戸くぼとは、幻想的な雰囲気を持つ海中洞窟で、名勝及び天然記念物に指定されています。



重要文化財

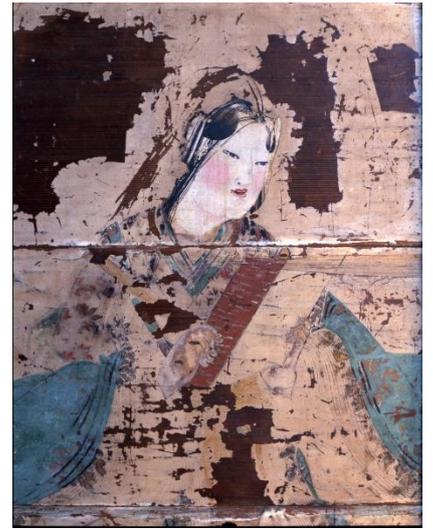
華蔵寺木造薬師如来坐像



重要文化財  
銅鐘（天倫寺蔵）



重要文化財 佐太神社彩繪檜扇



重要文化財 八重垣神社板絵著色神像



史跡 石屋古墳



史跡 小泉八雲旧居



史跡 佐太講武貝塚



名勝 美保の北浦

## 2) 島根県指定文化財

島根県指定文化財は80件あります。

建造物は、神社建築（真名井神社本殿、<sup>うち</sup>内神社本殿）、茶室建築（明々庵）、松江藩主松平家墓所の<sup>びょうもん</sup>廟門建築（高真院廟門、大圓庵廟門）があるほか、明治時代の擬洋風建築の<sup>こうらんかく</sup>興雲閣があります。

絵画は、<sup>てんりんじ</sup>天倫寺蔵<sup>はくいん</sup>白隠筆の<sup>こうじょうじ</sup>頂相や<sup>けんぼんちやくしよく</sup>迎接寺蔵<sup>りょうかいまんだら</sup>絹本著色<sup>しほんちやくしよくちやくしだいさんこう</sup>向図、<sup>けんぼんちやくしよくあまごつねひさ</sup>六所神社蔵<sup>りょうかいまんだら</sup>紙本著色<sup>しほんちやくしよくちやくしだいさんこう</sup>勅使代参向図、<sup>げんぼんちやくしよくあまごつねひさ</sup>洞光寺蔵<sup>けんぼんちやくしよくあまごつねひさ</sup>絹本著色<sup>しほんちやくしよくちやくしだいさんこう</sup>尼子経久像などが指定されています。  
彫刻は<sup>ぼとうかんげおんぼさつぎぞう</sup>金剛寺蔵<sup>じょうそうじ</sup>木造馬頭観世音菩薩坐像、<sup>ぶがく</sup>成相寺蔵<sup>しんめ</sup>木造神像群、<sup>ぶがく</sup>平浜八幡宮蔵<sup>しんめ</sup>木造神馬、<sup>ぶがく</sup>佐太神社蔵<sup>ぶがく</sup>舞楽面<sup>りょうおう</sup>陵王、<sup>りょうおう</sup>報恩寺蔵<sup>しんめ</sup>木造十一面観音立像といった神仏にかかもの指定されています。工芸品は銅鐘（<sup>こうじょうじ</sup>迎接寺）など寺社にかかわるものや、<sup>たうち</sup>佐太神社蔵<sup>たうち</sup>大野太刀など<sup>たうち</sup>刀剣類が多く指定されています。

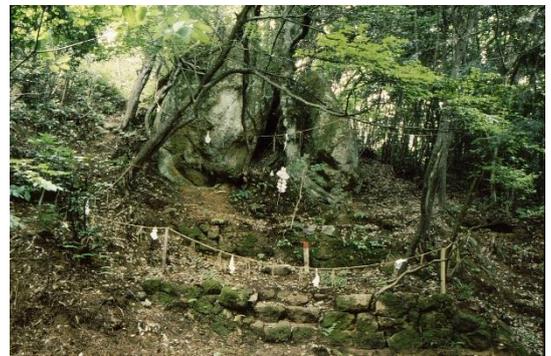
書跡は、滋賀県の石山寺に納められた100巻の<sup>しほん</sup>紙本<sup>ぼくしよだいちどろん</sup>墨書大智度論のうちの2巻や、<sup>こきん</sup>新古今和歌集の13世紀後半の写本である<sup>れいほん</sup>紙本墨書新古今和歌集<sup>かちす</sup>零本などがあります。古文書としては<sup>かちす</sup>神魂神社、<sup>かちす</sup>八重垣神社、<sup>かちす</sup>熊野大社、<sup>かちす</sup>迎接寺、<sup>かちす</sup>揖夜神社に伝わる文書があります。考古資料は<sup>こうら</sup>細形銅剣、<sup>こうら</sup>伝宍道町出土邪視文の銅鐸、<sup>こうら</sup>古浦砂丘遺跡出土品、<sup>こうら</sup>上野1号墳出土品、<sup>こうら</sup>出雲国府跡採集とされる銅印「春」があります。

無形文化財のうち工芸技術としては、<sup>がん</sup>漉き和紙の<sup>び</sup>雁皮紙 保持者：安部信一郎氏を認定しています。

史跡は古天神古墳、薄井原古墳、報恩寺古墳群、椎山1号墳をはじめとした多くの古墳や、山代郷南新造院跡など奈良時代の寺院関連遺跡、古墳時代の祭祀遺跡として<sup>めおといわ</sup>女夫岩遺跡があります。



県指定有形文化財 迎接寺銅鐘



県史跡 女夫岩遺跡



県指定有形文化財 興雲閣

## 3) 松江市指定文化財

松江市指定文化財は113件あります。

建造物は、江戸時代の武家屋敷の建築物や、茶室建築、寺社の門、および明治初期に建てられた擬洋風の病院建築などがあります。

絵画には、<sup>ながさわるせつ</sup>西光寺蔵の<sup>ふすまえ</sup>長澤蘆雪筆の紙本墨画<sup>ひながた</sup>襖絵や、<sup>ひながた</sup>西光寺（和多見町）蔵の阿弥陀如来並聖衆来迎図などがあります。彫刻は、<sup>らんま</sup>清安寺蔵の<sup>こまいぬ</sup>木造ルシヤナ仏坐像はじめ仏像が多く、<sup>らんま</sup>欄間や<sup>こまいぬ</sup>狛犬（八重垣神社）なども指定されています。工芸品は、<sup>ひながた</sup>松江城天守雛形をはじめ、<sup>わにぐち</sup>松江藩関連のものも多く指定され、<sup>わにぐち</sup>八雲町大日地区の大日堂鱒口などの<sup>わにぐち</sup>仏教関連の工芸品もあります。

書跡・古文書は、堀尾古記をはじめ松江藩にかかわる古文書が数多く指定されています。考古資料

は、熊野銅鐸をはじめ先史から中世に至る遺物があります。歴史資料は、松江城縄張図、元禄出雲国絵図、宍道伊予守遺物九条大袈裟などがあります。

有形民俗文化財は、新嘗祭に使われ、神魂神社に伝わる火鑽臼や、鑿行列の歴史を知る上で貴重な歳徳神行事に関する宮宿などがあり、無形民俗文化財は、秋鹿大日堂に伝わる秋鹿大日堂御頭行事や、城山稻荷神社から阿太加夜神社に御神霊を船で運んで祈願するホーランエンヤ權伝馬踊りがあります。

記念物は史跡として松江藩主堀尾忠晴墓所や講武岩屋古墳など、天然記念物は千手院のしだれ桜をはじめ多くの樹木のほか、動物では八雲町西岩坂秋奥のモリアオガエル産卵池などがあります。

以上のように、松江市の指定等文化財は文化財類型の各種にわたっており、また時代も先史から近代まで幅広いことが特徴です。

#### 4) 登録有形文化財

登録有形文化財 39 件は、主に明治以降の建造物が登録されていて、松江市の近代化に寄与し、一部は現在もなお現役で機能している水道関連施設（千本貯水池堰堤、忌部浄水場施設、旧床几山配水池）やごうぎんカラコロ美術館、和風建築の旅館、また洋風建築の病院などがあります。



登録有形文化財 千本貯水池



登録有形文化財 美保館

### 4. 関連する制度

#### 1) 松江市登録歴史的建造物

松江市固有の貴重な歴史的建造物を保全継承するため、平成 26 年（2014）から悉皆調査を実施し、平成 28 年（2016）7 月に「松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例」を制定し、文化財保護法に基づく条例による文化財登録とは別に市独自の登録制度を設けています。旧城下町エリア、美保関エリア、宍道エリアに存在する建造物及び市内の登録有形文化財を対象として、江戸時代の町家や酒蔵、明治時代の銀行、大正時代のビルなどが松江市登録歴史的建造物として保全・活用されています。

現在、18 件の建造物が登録されています。

## 松江市所在の指定等文化財数

令和6年8月9日現在

種別	区分						合計	松江市 登録 歴史的 建造物
	指定				登録	選択		
	国	県	市	計	国	国		
有形文化財	27 (2)	56	77	160	39		199	18
建造物	8 (2)	6	12	26	39		65	18
絵画	1	14	6	21	—		21	—
彫刻	8	5	10	23	—		23	—
工芸品	5	13	14	32	—		32	—
書跡	—	4	1	5	—		5	—
古文書	—	8	13	21	—		21	—
考古資料	5	6	10	21	—		21	—
歴史資料	—	—	11	11	—		11	—
無形文化財	—	1	—	1	—	—	1	—
工芸技術	—	1	—	1	—	—	1	—
民俗文化財	4	2	8	14	2	3	19	—
有形民俗文化財	3	2	6	11	2		13	—
無形民俗文化財	1	—	2	3	—	3	6	—
記念物	29 (1)	21	28	78	1		79	—
遺跡	22	18	10	50	—		50	—
名勝地	2	—	2	4	1		5	—
動物、植物、地質鉱物	5 (1)	3	16	24	—		24	—
計	60 (3)	80	113	253	42	3	298	18

※ ( ) は国宝又は特別記念物の数で内数

## 5. 指定等がされていない文化財

1節で調査を行った文化財のなかには、法や条例などに基づく指定等がされていないものも多くあります。またそれらは2節で述べた調査で新たに多くの文化財が発見されていきます。将来に向けて保存・活用していくべきものが、まだ松江市には多くあります。今後指定文化財の候補リストの作成などを進めるとともに、調査研究を進めることで、さまざまな文化財の価値が顕在化していくはずで

す。

一方で法や条例などに基づいて行われる類型化や価値付けが難しいものも多くあります。たとえば松江市の「歴まち計画」では伝統工芸等として、①めのう細工、②来待石、③陶窯、④和菓子、⑤八雲塗、⑥出雲民芸紙、⑦籐工芸、⑧松江和紙手鞠、⑨姉様人形、⑩雲州人参(薬用人参)をあげています。また上位計画の「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」、「松江市伝統文化芸術振興計画」で定められた考え方などにより、松江の伝統に根ざした「文化財」が現れてきます。

そのほかに、食文化も、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたように、文化財として継承していくべき一つの分野として重視されてきています。松江の食文化はあらゆる要素が混交して今がありますが、その要素を一つ一つめくっていき、歴史を追っていくことで、その地域色が明らかにされることが期待されます。松江の特色とされる和菓子や<sup>しんじ</sup><sup>こしつちん</sup>宍道湖七珍、板わかめ、野焼きや独自の魚介料理などのほか、新たな食の伝統が浮かび上がることもあるかもしれません。国際文化観光都市として、弁当、土産物なども松江を特徴づける食となることも検討します。

なお、松江市で現在把握している未指定文化財件数は、次ページの表のとおり2万344件です。

## 松江市所在の把握している未指定文化財数

区分	件数	元資料など
有形文化財	5,776	
建造物	1,093	『民家緊急調査』、『近代化遺産』、『近代和風建築』、建造物悉皆調査（登録歴史的建造物）、社寺建築悉皆調査
絵画	287	松江歴史館収蔵品データベース
彫刻	6	松江歴史館収蔵品データベース
工芸品	153	松江歴史館収蔵品データベース
書跡	55	松江歴史館収蔵品データベース
典籍	121	松江歴史館収蔵品データベース
古文書	286	松江市史編纂事業調査件数
考古資料	3,733	市収蔵施設保管遺物 ※単位：コンテナ
歴史資料	42	松江歴史館収蔵品データベース
無形文化財	33	
工芸技術	12	島根県ふるさと伝統工芸品
食文化	21	『松江の食絵巻』
民俗文化財	11,235	
有形の民俗文化財	11,212	市所有民具リスト、松江歴史館収蔵品データベース
無形の民俗文化財	23	松江市伝統芸能保護育成協議会加盟団体
記念物	2,897	
遺跡	2,658	埋蔵文化財包蔵地、『島根の戦争遺跡』
名勝地	167	『古典に登場する名勝地調査』
動物、植物、地質鉱物	72	「わがまち自慢発掘プロジェクト」、島根半島・中海宍道湖ジオパーク ジオサイト
文化的景観（景観全般含む）	400	「みんなで残したい松江の景観400選集」
伝統的建造物群	3	松江市登録歴史的建造物対象エリア
計	20,344	

※上記件数は、計画作成時点で現存を確認しているもの

## 第3章 松江市の歴史文化の特徴

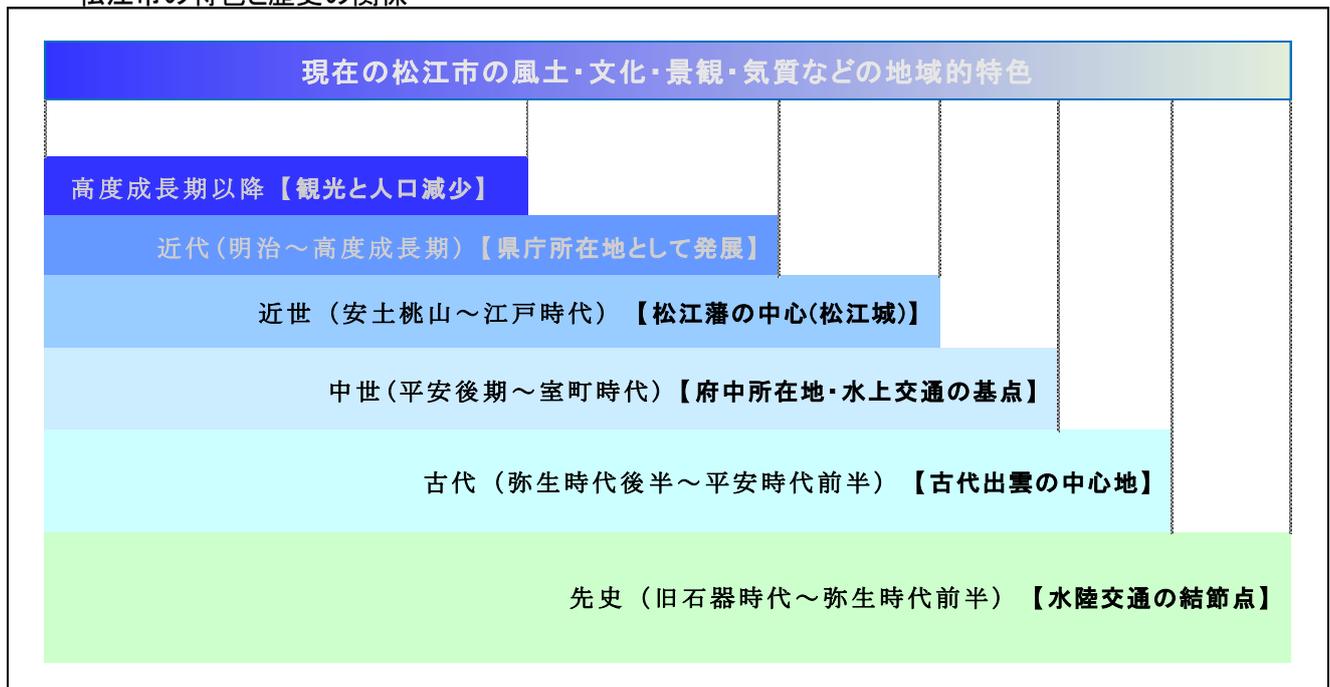
松江市は歴史と文化に恵まれたまちです。松江に住む私たちは、自分たちでこの環境を作り出したのではありません。松江は長い歴史の積み重ねと、空間の広がり相まって、独自の歴史文化を育んできました。

松江市の歴史は、前章で述べたように、約3万8千年前にホモサピエンスが活動し始めた頃から、遊動活動の交差点でした。縄文時代には低地部に海水が浸入し、松江周辺は外海と内海に面して、豊富な水産物に恵まれ、山の幸とともに居住環境に恵まれた人口が多い地域となります。弥生時代には西に湾を開く古浦から、文明の先進地である北部九州や大陸の文化が到来し、内海の南北に拠点的な集落が発達します。古墳時代になると、中海と宍道湖を結ぶ大橋川の水道（朝酌渡）を利用して内海交易を支配することで、松江市南郊が出雲の中心地となり、奈良時代から平安時代には出雲国の国府が置かれます。

平安時代後期からの中世にも、国府は府中として政治や経済の中心をにない続け、やがて宍道湖の東に形成された砂州の上に末次、白瀧の湊町ができて近世の基盤が形成されます。戦国時代には安来市広瀬町富田城に本拠を置く尼子氏と毛利氏との主戦場となり、松江市域には各地に城が築かれます。江戸開府後には、堀尾氏が出雲国に封ぜられて松江市末次北側の亀田山に築城し、現在に続く城下町が形成されます。やがて京極氏を経て松平氏が国主となり、松江城下町は周辺の農村、山村、漁村とさまざまな食品、生活必需品や産物などを介在して経済圏を作り上げていきます。その形は、新しい明治の時代となっても基本的に大きな変化はないままに、松江藩が島根県となり、県庁が松江城三之丸に建てられたのです。

小泉八雲が驚いたように、松江は長い歴史的な風土と景観を残していました。そして現在も、変化してはいるものの、長い歴史の積み重ねが残されていることが松江の文化を奥深いものとしているのです。

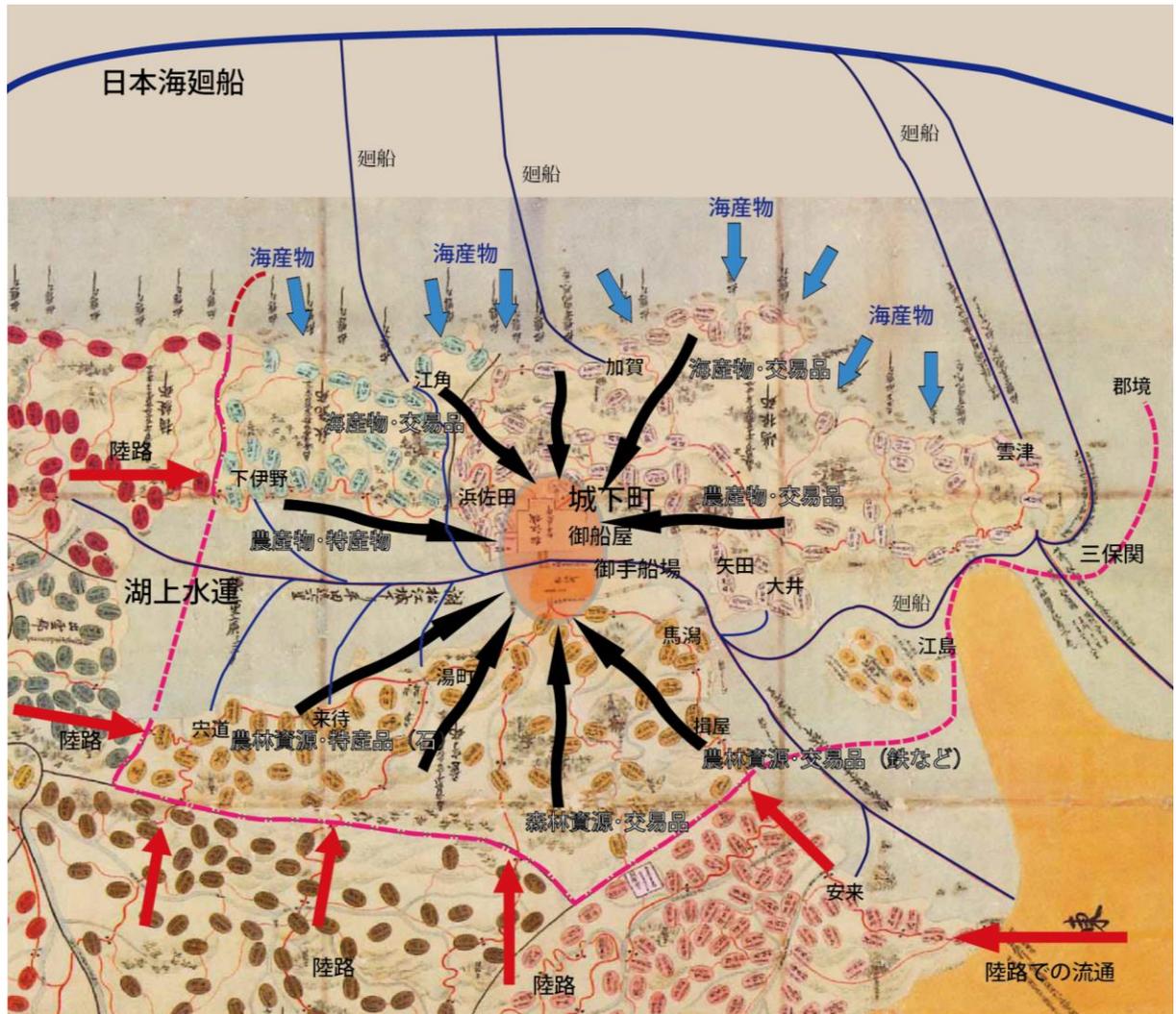
### 松江市の特色と歴史の関係



松江市の地域的特色は、長い歴史の積み重ねの上に成り立っています。約3万8千年前にホモサピエンスが日本列島に到来し、松江周辺で生活して以来の分厚い基盤が松江を作っています。しかも、各時代を通じて地域の中核であり、各時代や様々な文化財が残されています。

一方、平成の大合併を経て松江市は大きくなりました。しかし、歴史を振り返れば、現在の松江市は宍道湖・中海の南北沿岸地域である意宇郡、島根郡、秋鹿郡の区域で、古代までさかのぼっても同じ政治的領域の中にありました。それぞれの時代で、中心的な核の地域を持ちながら、周辺地域と「持ちつ持たれつ」の関係性の中で政治、経済、文化圏を形作っていたのです。

このように、時間と空間の重なりと絡み合いが、松江の歴史文化の深みと多様性を生み出したといえるでしょう。



江戸時代の松江城下町と周辺地域の関係【模式図】

松江城下町は、都市として、日本海沿岸の浦浦から交易品や海産物、農村から農産物やその加工品、木材や森林の産物の加工品やハゼなどの特産品、宍道湖・中海沿岸地域から内水面漁業の産物や交易品などのやりとりをして成り立っていました。

(本図は「宝永7年出雲国絵図」島根大学附属博物館蔵を下図としている。)

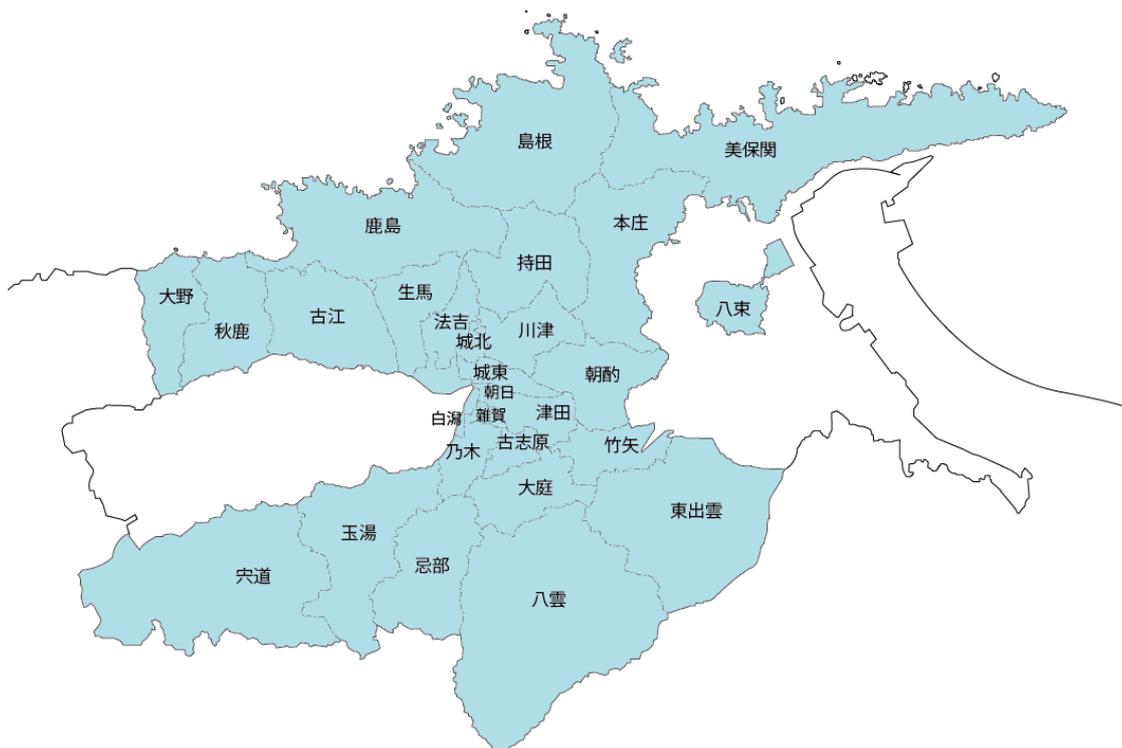
### 1. 4つの地域と12のゾーン(小地域)

松江市は北から日本海側、宍道湖・中海大橋川沿岸、中国山地北麓部、という地勢や風土の異なる地域が連なっています。それぞれの地域は、生業や習俗が地勢に合わせて営まれてきたため、異なる歴史的風土を形作ってきました。そのうえで、地勢ごとに小地域が生まれたり、地域ごとの交流・交易が進んで生活文化が混交したりしながら、独自の地域色を生み出しました。

調査研究体制を強化しながら、以下の4つの地域と12のゾーンごとに調査研究を進めていきます。そしてゾーンの特徴を明らかにするとともに、ゾーンをこえた活用のためのストーリーを組み立てていきます。

4つの地域・12のゾーンと現在の公民館区

地域	ゾーン	公民館区		
1) 日本海沿岸地域	①日本海沿岸東部	美保関公民館	島根公民館	(鹿島公民館)
	②日本海沿岸西部	鹿島公民館	(島根公民館)	秋鹿公民館
		大野公民館		
2) 中海・宍道湖沿岸地域(北岸)	③中海北岸・東岸	(美保関公民館)	本庄公民館	
		朝酌公民館	川津公民館	
	④旧城下町北	城東公民館	城北公民館	城西公民館
	⑤松江市街地北縁	法吉公民館	生馬公民館	持田公民館
		(川津公民館)		
⑥宍道湖北	古江公民館	(秋鹿公民館)	(大野公民館)	
3) 中海・宍道湖沿岸地域(南岸)	⑦宍道湖南岸	乃木公民館	玉湯公民館	宍道公民館
	⑧旧城下町南	白濁公民館	雑賀公民館	朝日公民館
	⑨松江市街地南郊	古志原公民館	大庭公民館	
	⑩中海南岸	東出雲公民館	竹矢公民館	津田公民館
	⑪大根島・江島	八束公民館		
4) 中国山地北麓地域	⑫中国山地北麓	忌部公民館	八雲公民館	(玉湯公民館)
		(宍道公民館)		





松江市の4つの地域（概念図）



松江市の12のゾーン（概念図）（国土地理院地図使用）

## 1) 日本海沿岸地域

### ① 日本海沿岸東部ゾーン

日本海に面した島根半島北側、特にその東半は全体的に沈降傾向にあるため、複雑に入り組んだリアス式海岸が広がっています。海岸の岩礁は波に洗われて洞穴や海食崖<sup>かいしょくがい</sup>を形づくり、川が流れ込む湾の一部には美しい砂浜も見られます。国の名勝・天然記念物の潜戸<sup>くげど</sup>、名勝の美保の北浦がその代表で、広い範囲が大山隠岐国立公園となっています。

小河川が流入する湾には小規模な平地が見られ、それぞれに漁村が営まれています。これらの集落の多くは『出雲国風土記』に「浜」、「浦」として記載されており、古代から海を生業の中心とする集落が続いていることを示しています。それは浜、浦ごとに散在する古墳の分布からも読み取ることができます。また集落ごとに、独特の習俗や伝統・信仰の姿を残していることも大きな特徴です。

このゾーンは東側に突出した埼となり、「国引き詞章」で引かれた地の境目となる宇波折絶<sup>うわのおりたえ</sup>と想定される美保関町稲積<sup>いなづみ</sup>付近で東西に細分することもでき、図ではその西側を日本海沿岸地域東部（中央）ゾーンと記しています。

### ② 日本海沿岸西部ゾーン

現在の鹿島町恵曇、古浦地区は日本海沿岸地域の中で最も広い湾で、先史時代より松江の海側の入り口の役割を果たしてきました。近代以降は出雲地区最大の漁港として栄えてきた歴史を持ちます。一方でその西側は、北山山系の分水嶺が北側に偏っていることもあり、比較的凹凸の少なく海食崖が目立つ地形となっています。『出雲国風土記』にも恵曇浜<sup>えとも</sup>から楯縫郡<sup>たてぬい</sup>の自毛埼<sup>しも</sup>（出雲市坂浦町の牛の首）までは岸壁が切り立って険しい、と記載されるように外海に直接面する厳しい断崖地形が続きます。こうした地形の中でも、緩斜面を選んで魚瀬<sup>おのせ</sup>地区や秋鹿町芦尾地区で半農半漁の集落が営まれてきました。秋鹿地区の谷奥の集落は、こうした海岸べりの集落とのかかわりが深い面もあります。

おおむね旧秋鹿郡の日本海側に相当し、「歴まち計画」での「鹿島エリア」を含みます。

## 2) 中海・宍道湖沿岸地域（北岸）

日本海沿岸には多くの潟湖（ラグーン）が見られますが、中海・宍道湖は現在残る最大級の潟湖です。縄文時代は北山山系と中国山地側の陸地に挟まれた、水道状の海でしたが、西は斐伊川や神戸川、東は鳥取県の日野川が流してきた土砂によってせき止められ、湖となったものです。東側は砂州として発達した弓ヶ浜半島で仕切られていますが、北は境水道で海とつながっており、日本海からつながる穏やかな内水面として、古代から戦後まで水上交通のメインストリートの役割を果たしてきました。また島根半島東端の美保関は、中世に海関が置かれてその名が生まれ、近世には北前船交易と松江城下町とを中継する役割を果たしました。一方で魚介類や藻類の絶好の漁場でもあり、沿岸地域の風土を語るうえでとても重要です。

中海と宍道湖は大橋川で一続きとなっており、東西に長い水域となっています。よって陸上交通の上では、その北側と南側では地域間の交通や流通に違いが認められます。よって、大きな区分としては両湖の北岸部と南岸部とで分けて考えます。

### ③中海北岸・東岸ゾーン

中海・宍道湖の北岸地域は、その東は日本海に突き出す埼の地形になっています。その先端近くには中世以降、日本海海域の広域水運の重要な拠点だった美保関があり、「歴まち計画」での「美保関エリア」を含みます。美保関からは境水道を通して、物や人が出入りし、中海の北岸や東岸には荷下ろしができる小さな港町や漁村ができていったと考えられます。そのような歴史的経緯も踏まえて、美保関から本庄地区、朝酌地区にかけての地域を中海北岸・東岸ゾーンとします。

東に突出する埼部分（おおむね美保関地区）と中海の西岸の本庄地区・朝酌地区の二つのゾーンに細分することができます。朝酌地区は大橋川に面する地域が広く、対岸の竹矢地区との関わりが濃い地域で、時に南岸の地域（後に述べる松江市南郊ベルトゾーン）と一体的に語る必要もある地域です。

### ④旧城下町北ゾーン

大橋川の西側（宍道湖寄り）の北岸部は、「歴まち計画」での「旧城下町エリア」の北部（いわゆる橋北地区）とほぼ重なります。このゾーンの調査・研究・活用は「歴まち計画」に沿って行いますが、それは松江城とその城下町の風致維持が中心ですので、歴史史料が数多く眠っていることが予測されます。「歴まち計画」と併行して、調査研究、活用を考えていくゾーンとなります。



堀尾期松江城下町絵図（北部）

### ⑤松江市街地北縁ゾーン

旧城下町地区の主に北側に、帯状に広がるのが持田・川津地区、法吉地区、生馬地区です。これらの地区は古代・中世の山口郷（中世は東・西長田郷、持田荘）、法吉郷、生馬郷とほぼ対応しており、さほど高くない丘陵により仕切られていて、陸上交通での行き来は歴史上、常に盛んであったことが推測されます。それぞれ古松江瀉、ほうきのつつみ法吉陂、さたのみずうみ佐太水海といった内水面や湿地に面している地形条件もよく似ていて、東西に水上交通の拠点を持つゾーンです。近年までは水田が広がる農村景観が残されていましたが、都市化が次第に進んでおり、現在、川津地区は市内でも最大級の人口集積地区です。

ゾーンの東側は佐陀川や幹線道によって日本海側のえとも恵曇や講武との交渉が盛んで、それは古代にまでさかのぼります。

### ⑥宍道湖北部ゾーン

佐陀川より西は、北山山系の峰々が東西にほぼ直線的に並び、しかも分水嶺が北の日本海側に偏っているため、裾野が比較的緩やかに南北に広がっています。その山裾を細長く幾筋もの谷が刻まれており、谷底平野が形作られて、現在その多くの部分が水田となっています。秋鹿郡の宍道湖側地域におおむね対応しており、古墳時代前半期（4～5世紀）には東側の古曾志や西側の大野地区に大型古墳が作られ、中世には大きな谷を中心に大野荘などの私領や秋鹿保など公領の中核地が形作られるなど、国府、府中、城下の近隣として、それらの経済的基盤を支えていた地域といえます。

### 3) 中海・宍道湖沿岸地域（南岸）

中海・宍道湖の南岸は、その中央部に比較的流域面積の広い意宇川などが流れているため、北岸に比べて南北に積層的に地域が連なる特徴を持ちます。その東西には宍道湖南岸の地域と中海南岸の地域が両腕のように付帯しています。

#### ⑦宍道湖南岸ゾーン

宍道湖南岸の地域は湖北ゾーンに比べると、流域面積がやや広い川があるため、来待、玉造といった比較的広い谷底平野や三角州が見られます。古代より幹線道や鉄道（山陰道、国道9号、山陰本線）が東西を通り、南には中国山間地に通ずる主要道が幾筋か通っています（国道54号、県道玉湯吾妻山線など）。古代には山陰道から分岐して正南道（まみなみのみち）が南下し、宍道駅（ししじのうまや）が置かれるなど、古くからの交通路に沿っていました。

このゾーンは、おおむね旧宍道町・玉湯町の沿岸部に対応し、旧宍道町域と玉湯町域に細分できます。玉湯町域は宍道湖沿岸部に段丘地形が見られ、歴史的には東側の花仙山でとれるメノウを用いた日本でも有数の玉の生産地でした。また古代から現在に続く温泉地としての特色を備えた地域です。また宍道町の来待石は、加工しやすい石として古墳時代から現代まで、石材として利用されました。

なお、このゾーンには、「歴まち計画」での「宍道エリア」を含みます。

#### ⑧旧城下町南ゾーン

大橋川の西側の南岸地域は「歴まち計画」での「旧城下町エリア」の南部（いわゆる橋南地区）と重なる部分を中心とするゾーンです。堀尾期は南北に細長い範囲が城下町として開発されますが、その範囲は次第に広がりを見せ、鉄道敷設で松江駅ができると、水田地帯だった東側も都市の一部として発展し、現在は松江の中心地のひとつとなっています。一義的に「歴まち計画」に則って措置を行うとともに、新たな調査研究と活用の視点を重ねていくこととなります。



堀尾期松江城下町絵図（南部）

### ⑨松江市街地南郊ゾーン

旧城下町南ゾーンの南側には、西に乃木段丘と呼ばれる低平な台地が広がり、東には意宇川の堆積作用で作られた意宇平野が広がっています。乃木地区、大庭地区、竹矢地区と呼ばれているこの地域は、西は宍道湖に面し、東は中海に面しています。交通の要衝で、古くから安定した陸地だったこの地域には、弥生時代以降、中世に至るまで多くの遺跡が存在します。弥生時代前期（紀元前4世紀頃）には意宇平野の水田開発が始まり、乃木地区に西の入り口のモニュメントとして田和山遺跡が作られています。古墳時代前期後半（4世紀後半頃）以降は、東部出雲で最大の古墳が造り続けられ、7世紀後半頃には出雲国の国府が意宇平野の南に置かれました。中世には府中となり、有力な寺社も集中しています。「歴まち計画」では大庭地区と竹矢地区の一部が「国府跡周辺エリア」として設定されていますので、その施策の成果も反映させながら、新たな文化財の調査研究、活用を考えていくゾーンです。



茶臼山の山容

### ⑩中海南岸ゾーン

松江市街地南郊ゾーンの東側は、中海から崎田鼻が北に大きく突出しており、その東西に中世には意東荘、揖屋荘が置かれていました。中海沿いにはそれぞれ港町が形作られ、須田川、揖屋川と意東川の沖積による平野とともに、南には谷が奥深くまで入り、谷底平野を形成して水田が営まれていたと考えられます。現在、下流部は近代以来の農機工場をはじめとするものづくり産業の集積地となっており、また広大な干拓農業の地として知られます。出雲郷の阿太加夜神社はホーランエンヤの御神輿の到着地となっています。

旧東出雲町沿岸部の大きな部分を占めるゾーンです。

### ⑪大根島・江島ゾーン

中海には火山が湖上に頭を出した、大根島と江島があります。粘性が弱い溶岩が流出した起伏の緩やかな火山だったため、島は緩やかな台地状の地形です。少なくとも縄文時代以降、人が生活していたことが確認でき、江島には古墳も見られます。『出雲国風土記』には「牧あり」と記され、官営の牛馬牧場があったことが知られます。同じく



南上空から見た大根島と江島

「風土記」には土が豊かに肥えていることが記されており、現在、薬用人参や牡丹の産地として知られています。近年まで、島内の女性が近隣から沖縄以外の全国各地に花木類の行商に出かけているなど、独自の生業が発達していました。

## 4) 中国山地北麓地域

## ⑫中国山地北麓ゾーン

意宇川や忌部川は、比較的流域面積が広く、松江市街南郊ゾーンの南側山稜の奥にやや広い平地が広がっています。また意東川、玉湯川、宍道川、佐々布川、来待川などの小規模な河川が中小規模の谷を開析し、谷ごとに集落が展開しています。『出雲国風土記』には、意宇川の源流部の「熊野山」、野白川（忌部川）の上流部に「久多見山」と信仰の対象となった山が記されているほか、京羅木山、星上山、花仙山、八雲山、馬鞍山などが地域の背後の山塊を形成しています。古代の中心地の後背にあって、それを支える生産の地、水源の地でもあったと考えられます。近代以降、忌部川上流は上水道の水源として松江市を支えていました。

谷底平野では小規模ながらも水田が開かれ、畑作や果樹などの栽培が盛んに行われていました。山林が広がりますので木樵きこりや炭焼き、鉱業なども生業、生産として展開しています。旧八雲村域、忌部



東出雲町畑地区の干し柿小屋

地区、東出雲町・玉湯町・宍道町の南部にほぼ相当し、今でも安来市広瀬町や雲南市大東町、加茂町に通じる幹線道路が通る地域でもあります。そうした背景から、ほかの地域にない交流圏も形成されているのも特徴です。

## 2. 8つの視点

松江市は各時代を通じて、政治や文化などの中心地としての歴史があり、その特色を物語る文化財が、周辺環境と共に良好に残されています。

それらを通じて、松江市の歴史文化を特徴づける8つの視点を提示します。

地域住民と共に、これら8つの松江市の歴史文化の特徴を再確認するとともに、市政全般において、松江市の歴史文化の特徴であるこの8つの視点を踏まえた施策を展開していくよう、強く働きかけていきます。そして、歴史文化を生かしたまちづくりの推進を通じて、歴史文化を後世に伝えつなげていき、松江市の文化財を生かしていくことで、豊かな松江市の実現を図ります。

なお、これら8つの視点には、「歴まち計画」に定める松江市の維持向上すべき歴史的風致が関連するため、同計画の推進もあわせて積極的に図っていきます。

### 視点1) 交通・交流の拠点 松江 ～水陸の結節点～

松江は先史時代から、その地勢を反映して、交通・交流の結節点として発展してきました。旧石器時代には、中国山地・瀬戸内地域と隠岐を結ぶ東西南北の結節として、多くの人々が往来したことにはじまり、弥生時代には海を通じて島根半島周辺が北部九州を経由しながら新たな大陸からの文明や稲作の受け入れ地となりました。古墳時代以降は、内海を通じた水上交通を掌握した有力者が出雲地方の広域首長に成長し、遅くとも8世紀前半に出雲国府が置かれる基盤となりました。中世以降も変わらず、その地勢の中で政治経済の中心という立場を保ち続け、やがて江戸時代に堀尾吉晴が出雲と隠岐を治める好所として、松江城を築き、近世を通じて出雲国の中心としての機能を果たしてきました。近代以降も水運と陸上交通の結節としての機能は形を変えながら続き、島根県庁が置かれたことも相まって、日本海側の中核都市として重要な位置を占めました。鉄道開通後、次第にその性格は変わっていきませんが、交通・交流の拠点としての歴史ではぐくまれた文化は、引き続き松江のまちを豊かに保ち続けています。

### 視点2) 城下町 松江 ～都市と周辺部が形作る有形・無形の歴史文化～

松江は、慶長12年(1607)から、同16年(1611)にかけて堀尾氏によってつくられた城下町の地割・景観が色濃く残るまちです。同時に近世にその起源をさかのぼる伝統行事などが今も息づいています。また城下町は、旧松江市街だけで成り立っていたわけではありません。周辺の農村、漁村、山村などが都市に必要な物資を供給し、支えていました。そのための交通路や情報の伝達方法も存在し、現在の松江市域全体で松江城下町が成り立っていたのです。さらに、各地に残る民俗芸能や習俗の多くは、江戸時代から引き継いでいるものが多く、その数の多さと多様さは注目すべきものです。

### 視点3) 水がはぐくんだ豊かな松江 ～海・湖水・堀・河川・池泉～

水環境に恵まれた松江は、いつの時代もその恩恵を受けてきました。豊かに残る松江城の内堀は今でも観光資源として活用され、宍道湖・中海の汽水域は、独特の生態系をはぐくみ、ヤマトシジミに代表される幸をもたらしました。また、日本海岸は、水産資源だけでなく、古代から交流の窓口として、大きな役割を果たしてきました。市街地では堀と川が風致を形成し、周辺部では池や泉と水路が農村景観の基幹となっています。広い意味でも、松江市は「水の都」と言えるでしょう。

#### 視点4) 古代出雲文化発祥の地 松江 ～「意宇」と周辺が語る有形・無形の古代文化～

松江市南郊には、出雲地域の首長クラスを葬った古墳が累代的に築造され、後には、出雲国府、出雲国分寺など、出雲地域の政治の中心地としての性格を確立します。「意宇」と呼ばれる中心地域の周辺にも、数多くの特徴的な古墳が存在し、意宇を支えた首長たちがいたことが知られます。また、『出雲国風土記』に記載されたり、出雲神話にみられるような古代出雲文化が息づく古社も数多く存在し、今なお人々の崇敬を集めています。茶臼山の南側を中心に古代的な景観も引き継がれており、意宇周辺地域は「八雲立つ風土記の丘」として島根県とともに保存・活用の重点地域として位置付けています。一方で、この風土記の丘以外にも、古代文化を感じる文化財は松江市内各所に残っています。史跡・名勝・有形文化財はもちろん、神楽などの無形民俗文化財も神話などの古代的伝承を基層に残しているのです。

#### 視点5) ものづくりの伝統が息づく 松江 ～伝統の産業と伝承されるものづくり～

古代からの玉作り、藩政期からの伝統が息づく茶の湯関連工芸、近代以降は民藝運動にも深くかかわるなど、ものづくりの伝統が息づくまちが松江です。また建築材として城下町建設・存続に深く関わる来待石や瓦づくりなどは伝統産業として城下町周辺地域の発展を支えました。そのような産業やものづくりは、失われたものもあれば存続するものあり、形を変えて生きているものあります。文化財類型としての無形文化財としてだけではなく、ものづくりを支え、記録に残していくことが求められています。

#### 視点6) 茶どころ 松江 ～暮らしに根づく茶の湯の文化

松江松平家7代藩主治郷（号不昧）が広めたといわれる茶の湯の文化は、松江には今なお色濃く残り、茶室は国・県・市の指定文化財となって、伝統工芸、お茶と和菓子など関連文化は、松江市民の誇りです。また現在でも、松江市民の間では薄茶や煎茶を飲む風習が色濃く残っており、漬け物やお菓子などとともに楽しむお茶の時間が市民生活を豊かなものにしていきます。一方で江戸時代に奨励された茶の生産は、今でも朝酌地区や長江地区などで行われており、畑や宅地の区画にお茶の木が植わる風景も松江市民に原風景としてとどめられていることも多いと考えられます。和菓子どころとしての松江の背景として、広く行き渡ったお茶の文化が大きな特徴です。

#### 視点7) 地質遺産の宝庫 松江 ～自然と人間が織りなす文化～

日本ジオパーク認定を受けた「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」には、多くの地質遺産が所在しています。それらの中には、大根島の溶岩隧道、美保の北浦、潜戸など国指定の文化財も多くあります。地質遺産は、歴史の中で名勝地・景勝地として人々に愛でられ、あるいは信仰の対象になりました。入り組んだ島根半島の地形は天然の良港となり、様々な文化や物資を受け入れ、松江の経済や文化を支えました。自然が作り出した地勢は、地域性をはぐくみ、地域独自の文化を形成し伝承もしてきたのです。

#### 視点8) 国際文化観光都市 松江 ～外に開き、交流する風土～

古代より日本海交流の窓口として、国内外との交流を行ってきたのが松江です。中世以降には美保関を窓口広く交易がおこなわれ、内海に港が形成されました。環日本海は国際交流の中心でした。近代には、小泉八雲が松江に住み、著作を通して、松江の文化・生活スタイルを海外に広く発

信しました。「神々の国の首都」として世界に知られた松江が、戦後には国際文化観光都市となって、多くの人々をいざないました。

## 第4章 文化財保護行政の現状

### 1. 文化財保護行政の現状

平成17年(2005)に、景観法に基づく景観行政団体となり、平成19年(2007)には松江市景観条例を制定しました。平成19年(2007)から平成23年(2011)にかけて、城下町松江の造営から400年の節目を祝い、歴史文化・伝統を継承し新たな飛躍を目指して「松江開府400年祭」を開催しました。平成23年(2011)3月には「松江歴史館」がオープンし、同年11月には、「佐陀神能」がユネスコ無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されました。平成24年(2012)10月には「松江市ホーランエンヤ伝承館」がオープンし、市民の皆様の歴史まちづくりへの機運が高まる中、平成27年(2015)7月8日に「松江城天守」が国宝に指定されました。平成30年(2018)から令和元年(2019)にかけては、大名茶人として名高い松江藩松平家7代藩主、松平不昧(1751~1818)の没後200年を記念して「不昧公200年祭」を開催し、広く記念事業を展開しました。平成31年(2019)4月1日には「松江市茶の湯条例」を施行し、茶の湯文化のさらなる隆盛を目指しています。また、令和元年(2020年)3月には、11年にわたる編纂事業『松江市史』全18巻の刊行が終了しました。

平成30年(2018)からは中核市に移行し、令和元年(2019)には市制130周年を迎えました。その一方で人口減少傾向は続いており、中心市街地の空洞化や高齢化、郊外の農山村・漁村の世代交代時の人口流出など、地方都市として大きな課題を抱えています。

そうした中、令和3年3月には、松江の伝統や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまわないよう、市民の皆様が誇るべき「松江の文化力」を再認識し、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちにしていくため、「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」が制定されました。この条例では、文化財の保存と活用が大きな柱の一つとなっており、これから松江市が心豊かに暮らしていけるまちになるための、基盤のひとつと位置付けられています。

#### 1) 松江市文化財行政の体制について

##### ①文化財行政の体制の推移

松江市では、平成26年度に歴史を生かしたまちづくりを推進するため、それまで教育委員会で執行していた文化財保護行政を首長部局(歴史まちづくり部)で補助執行することとしました。

平成31年度からは、法令改正に伴い条例を制定及び改正し、文化財保護行政を首長部局(歴史まちづくり部、現・文化スポーツ部)に移管しました。

令和2年度からは、博物館法の改正に伴い条例を改正し、松江歴史館の事務も首長部局(歴史まちづくり部、現・文化スポーツ部)に移管しました。

##### ②文化スポーツ部内 各部署の業務

松江市における文化財行政の大半については、文化スポーツ部が所管しており、部内の4課1館1内室が、主に文化財行政を行っています。それぞれの分掌事務は、松江市事務分掌規則により下記の通り定められています。

部署名	主な分掌事務
文化振興課	職員 10 名
文化政策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統芸能及び伝統行事の保護育成に関すること。</li> <li>・ 小泉八雲の顕彰、作品普及、調査研究及び情報発信に関すること。</li> <li>・ 伝統文化芸術振興に係る計画の総合調整に関すること。</li> <li>・ 松江市伝統文化芸術振興審議会に関すること。</li> </ul>
施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化施設に関すること。</li> </ul>
(ジオパーク推進室) ジオパーク推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進に関すること。</li> <li>・ 半島振興（国立公園満喫プロジェクトとの連携を含む。）に関すること。</li> </ul>
文化財課 文化財係	職員 11 名（うち建築 2 名） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護審議会に関すること。</li> <li>・ 文化財の保存、活用及び顕彰に関すること。</li> <li>・ 文化財の取得及び管理に関すること。</li> <li>・ 文化財関係施設に関すること。</li> </ul>
歴史まちづくり係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史まちづくり事業（他の所管に属するものを除く。）の企画、調整及び実施に関すること。</li> <li>・ 文化財の保存及び活用に関すること。（他の所管に属するものを除く。）</li> </ul>
埋蔵文化財調査課	職員 16 名（うち考古 13 名）
調査企画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財の保存、活用及び確認調査に関すること。</li> </ul>
発掘調査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財の本発掘調査に関すること。</li> </ul>
松江城・史料調査課	職員 7 名（うち考古 2 名、文献 3 名）
松江城係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松江城の調査研究に関すること。</li> <li>・ 松江城の保存及び整備に関すること。</li> <li>・ 城山公園の維持管理及び占用に関すること。</li> </ul>
史料調査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史史料の調査及び保存・活用に関すること。</li> <li>・ 公文書館の設置に向けた検討に関すること。</li> </ul>
松江歴史館 学芸係	職員 7 名（うち文献 2 名、美術工芸 2 名） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 博物館資料の保存、調査、収集及び研究に関すること。</li> <li>・ 松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館の展示に関すること。</li> <li>・ 松江城天守内の展示の監修に関すること。</li> <li>・ 歴史及び文化の学習支援に関すること。</li> <li>・ 歴史及び文化に関する施設又は団体等との相互協力及び相互支援に関すること。</li> <li>・ 松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館の管理に関すること。</li> </ul>

・ 職員数は管理職も含めた正規職員数。

・ ( ) 標記職員数は実質的な専門知識を有する職員数（採用形態の如何を問わず）。

### ③文化スポーツ部以外で文化財関連業務を行う部署の業務内容

文化スポーツ部以外で文化財の管理等、文化財関連業務を行う部署とその事務分掌は、松江市事務分掌規則により下記の通り定められています。

また、松江市教育委員会事務局組織規則により、学校教育、社会教育および生涯学習全般の事務を教育委員会事務局が分掌しています。

部署名	主な分掌事務
公共建築課 営繕係	・文化財の保存整備（土木工事を除く。）に係る設計及び施工に関すること。
ものづくり産業支援センター 産業支援係	・伝統産業の振興に関すること。
観光振興課 観光係	・観光振興に係る事業の実施に関すること。 ・観光情報の発信に関すること。
観光施設課 施設係	・観光施設の維持管理及び占用に関すること。

### ④文化財保護審議会

市長の諮問に応じて、文化財指定をはじめとする文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するため、文化財保護審議会を設置しています。委員は20人以内で、任期は2年ですが再任を妨げないものとしています。

## 2) 文化財保存事業に対する支援

### ①松江市の財政支援

文化財保護法、島根県文化財保護条例、松江市文化財保護条例の規定により国、県又は市が指定した文化財の修理に対し、松江市文化財保存整備及び維持管理事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金を交付しています。

### ②民間の支援制度

下記の民間団体などにより、松江を含む地域を対象とした様々な文化財支援制度があります。

(令和6年度現在)

- ・いづも財団      ・エネルギー文化・スポーツ財団      ・TSK 地域伝統芸能助成金
- ・しまね文化ファンド      ・明治安田クオリティオブライフ文化財団「地域の伝統文化助成」
- ・沖永文化振興財団「地域文化活動事業助成」
- ・ポーラ伝統文化振興財団「伝統文化ポーラ賞」
- ・日本芸術文化振興会「芸術文化振興基金」
- ・三菱UFJ信託地域文化財団      ・地域創造      ・三菱財団「文化財修復事業助成」
- ・朝日新聞文化財団「文化財保護活動助成」      ・住友財団「文化財維持・修復事業助成」等

### ③住民サポート団体による取組

松江市内の文化財では、多くの市民の皆様や企業・団体の皆さんによる保全活動や、ガイドなどのおもてなし、様々な利活用が行われています。

## 3) 指定文化財の保存活用（管理）計画の策定状況

指定等をされている文化財のうち、必要のあるものについては、文化財の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者による主体的な活用の推進、現状変更の規制の考え方、保存管理の考え方等を明確にし、所有者等による文化財の自主的な保存と活用が促進されることを目的として、文化財の保存活用（管理）計画を策定しています。

### ①策定済みの保存活用（管理）計画

- ア 史跡出雲玉作遺跡（宮垣地区・宮ノ上地区）保存管理計画（昭和61年（1986）3月）
- イ 史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画（平成12年（2000年）3月）
- ウ 県指定文化財興雲閣保存活用計画（平成24年（2012年）3月）
- エ 重要文化財松江城天守保存活用計画（平成26年（2014年）3月）
- オ 史跡松江城保存活用計画（平成29年（2017年）3月）
- カ 史跡及び名勝菅田庵保存活用計画（平成29年（2017年）3月）

## 4) 文化財に関する普及公開活動

松江市では、生涯学習の推進や文化財の普及啓発のため、市内の歴史文化に関する様々な講座や報告会を開催しています。また、松江歴史館をはじめとする博物館・資料館を有しており、積極的に市内の文化財の公開を行っています。松江歴史館、鹿島歴史民俗資料館、出雲玉作資料館では、毎年企画展を実施しています。

### ①博物館、資料館での展示等

#### ア 松江歴史館

史跡松江城に隣接する博物館で江戸時代を中心に、中近世から現在に至る松江の歴史や文化を展示しています。また年に4回の企画展・特別展を実施しています。なお、平成29年（2017年）8月から公開承認施設に承認されています。また学芸員による講座なども開催しています。

#### イ 松江ホーランエンヤ伝承館

日本三大船神事の一つで、10年に一度開催されるホーランエンヤの起源と歴史について展示しています。五大地（5地区の保存会）ごとの権伝馬船、権伝馬踊り、衣装などの特徴や違いを紹介しています。

#### ウ 鹿島歴史民俗資料館

海を介した交流をテーマとして、考古資料を中心とした展示を行っています。併せて、ユネスコ無形文化遺産に登録されている佐陀神能を紹介する展示も行っています。また鹿島町出身の中国文学者 増田渉の業績を紹介する記念室もあります。資料館を事務局として「鹿島の歴史を学ぶ会」が運営され、講座や文化財巡りなども行っています。

#### エ 出雲玉作資料館

史跡出雲玉作跡から出土した玉作関連資料（玉を作る途上のメノウや砥石などの工具）展示や近世から近代のめもの細工など、全国唯一の玉作りに特化した資料館です。併せて玉湯町で江戸時代後期から藩窯や民窯として発達し、現在も制作を続ける布志名焼の展示も行っています。資料館を事務局として「玉作資料館友の会」が運営され、講座や文化財巡りなども行っています。

#### オ 小泉八雲記念館

史跡小泉八雲旧居に隣接して設置しており、小泉八雲の業績や松江滞在時の足跡などの展示を行っています。

#### カ 来待ストーンミュージアム

宍道町来待地区周辺でしか産出されない貴重な凝灰質砂岩である「来待石（きまちいし）」の歴史・文化を紹介するとともに、来待石の彫物体験、陶芸体験なども行っています。

#### キ 中村元記念館

東洋思想研究の世界的権威であり、松江市名誉市民の中村元博士の蔵書の一部や、博士の著作、遺品の展示等を行っています。「東方学院松江校・中村元記念館文化講座」などの講座も通年開催しています。

#### ク 地質遺産に関する展示等

松江ビジターセンター（島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及施設）、出雲玉作資料館、来待ストーンミュージアム、島根大学総合博物館などで関連展示を行っています。今後は各施設を有機的に結び付け、松江の豊富な地質遺産の展示機能を充実させます。



## ②『松江市史』の編纂・出版

平成23年から令和2年にかけて、史料編11巻、通史編5巻、別編2巻の全18巻で『松江市史』を刊行しました。

### ③『松江市ふるさと文庫』等の製作・出版

『松江市ふるさと文庫』は、平成17年(2005)の新生松江市の誕生にあたり創刊されました。松江市は平成の大合併により、東は美保関、西は宍道と、多様な歴史・文化・自然環境をもつ地域となりました。ふるさと文庫は、松江市域に残る先人のあゆみや自然環境などを、様々なテーマで、わかりやすく紹介するものです。

### ④市民向け講座の開講（WEB講座含む）

平成23年から松江市史講座を行い、142回実施しました。現在実施中の「松江市史 Web 講座」は、『松江市史』や『松江市ふるさと文庫』の内容をもとに、松江の歴史について、Webを通じて気軽に学ぶことのできる講座です。Youtube「松江市公式チャンネル」で順次公開していきます。

### ⑤市内小学6年生を対象とした松江城授業プロジェクトの実施

市内の小学6年生に松江城や松江歴史館の見学を通して松江城の価値を理解してもらい、松江に対する愛着と誇りを醸成しようという取組です。

### ⑥各公民館区での取組

各公民館で「わがまち自慢発掘プロジェクト」として地域のお宝の掘り起こしを行い、マップを作成しました。またそれぞれの公民館独自で文化財を探訪、顕彰する事業が行われています。

### ⑦発掘調査現場説明会の開催

松江市が主体となって実施している発掘調査などでは、調査成果を現場で公開し、説明する機会を設け、市民の皆様や歴史愛好者向けに情報発信をしています。

## 第5章 文化財の保存・活用に関する方針

本計画の作成、推進を通じて目指す【将来像】「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」の実現に向けては、松江市が取り組む具体的な措置のための【基本方針】が必要になります。

【基本方針】の設定により、現状の【課題】が明らかになり、その【課題に対する方針】が導かれます。本章では、【基本方針】、【課題】を設定し、【課題に対する方針】を詳述します。

なお、将来像実現に向けたこれらの体系図を P70 に掲載します。

### <基本方針>

**基本方針 1：文化財の確実な保存と価値の発信・共有**

**基本方針 2：文化財を生かしたまちづくり**

**基本方針 3：文化財の保存・活用を支える人づくり・仕組みづくり**

#### **基本方針 1：文化財の確実な保存と価値の発信・共有**

「誰もが松江の歴史文化を誇りに思」うためには、既に価値が明らかになっている指定・未指定の文化財を確実に守り伝えていくとともに、地域に眠る未指定文化財についても、地域住民と共に掘り起こしを行い、調査研究によってその価値を明らかにし、指定等を推進していく不断の取組が必要です。

そして、その価値を広く共有していくことが何よりも重要です。「誰も」にその価値を伝えるために、常に相手を意識した伝わりやすいかたちでの発信に努めます。

#### **基本方針 2：文化財を生かしたまちづくり**

「こころ豊かになれるまち」の実現にあたっては、松江の歴史文化、文化財を生かしたまちづくりの推進が必要です。まちなみ景観や豊かな自然環境の保全はもちろん、地域の文化財を「誰もが誇りに思」える取組の蓄積が、郷土愛の醸成にもつながります。

また、市民の皆様や民間団体が、文化財を生かした経済活動を行うことにより、経済的な果実を享受していくことも「こころ豊かになれるまち」の実現にあたっては重要です。文化財を現在の私たちの暮らしに生かしていく全市的な取組に努めます。

#### **基本方針 3：文化財の保存・活用を支える人づくり・仕組みづくり**

「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」を将来にわたって実現していくためには、その仕組みづくりが重要です。有形・無形の文化財という「モノ・コト」を守り伝えていく、生かしていくのは、私たち一人ひとりの「人」です。将来を担う子どもたちをはじめ、文化財を支える様々な関係者の輪を広げ、関わる人づくりを進めていきます。

また、そのために必要となる「お金」の確保を始めとする仕組みづくりにも取り組めます。

## < 課題 >

### 課題1) 文化財の適切な保存

松江市内に所在する指定等文化財については、文化財保護法を始めとする関係法令・条例・規則などに基づき、保護の措置を講じるとともに、文化庁や島根県教育委員会、松江市文化財保護審議会の指導・助言を仰ぎながら、各文化財の所有者（管理者）と協力して、適切な保存管理に努めています。しかし、文化財の保存や管理状況が十分に把握されていないものもあるのが実情です。また、市所有の収蔵施設の中には老朽化が著しいものもあります。

### 課題2) 文化財の調査研究

松江市の文化財については、松江市史編纂事業等により、大きな研究の進展がありました。しかし、美術工芸品や近世以降の文書、無形文化財や無形民俗文化財などの調査は十分に実施できておらず、調査研究の地域や文化財類型ごとの偏在は未だに課題として解消されていません。市内に所在する多種多様な未指定文化財については、まずはその所在の確認と価値について調査を行う必要があります。調査は、第3章2で述べた12のゾーンを基本単位として年次的に進め、地域ごとの特色ある文化財をあぶり出すことで保存していく文化財を明らかにしていくことが必要です。

### 課題3) 文化財の活用

市内に所在する文化財のうち、松江城などいくつかの文化財は、多くの観光客をひきつける観光振興の素材として活用が図られていますが、一方で、ほとんど人の目に触れない状態の文化財があるのも現状です。観光資源としてのみではなく、地域振興の核として、また、ふるさと教育の素材として、多くの文化財に光をあて活用していくことが必要です。

### 課題4) 歴史文化を生かしたまちづくり

松江市では、歴史まちづくり部を創設し、歴史を生かしたまちづくりを進める方針を掲げています。「歴まち計画」に基づき、特に5つの重点区域では、ハード・ソフト両面での歴史まちづくりを進めています。今後は重点区域に限らず市内全域において、歴史まちづくりにより一層力を入れていく必要があります。

### 課題5) 文化財の担い手

所有者・保持者は、文化財の一番の担い手であり当事者ですが、維持管理などに係る負担は年々増加傾向にあります。また、これまで地域の文化財を支えてきた地域社会も、少子化・高齢化の進行などで、人手不足が深刻化しています。同じく、文化財を修復する技術、それに用いられる材料や用具の生産も同様に、継承が難しくなっています。

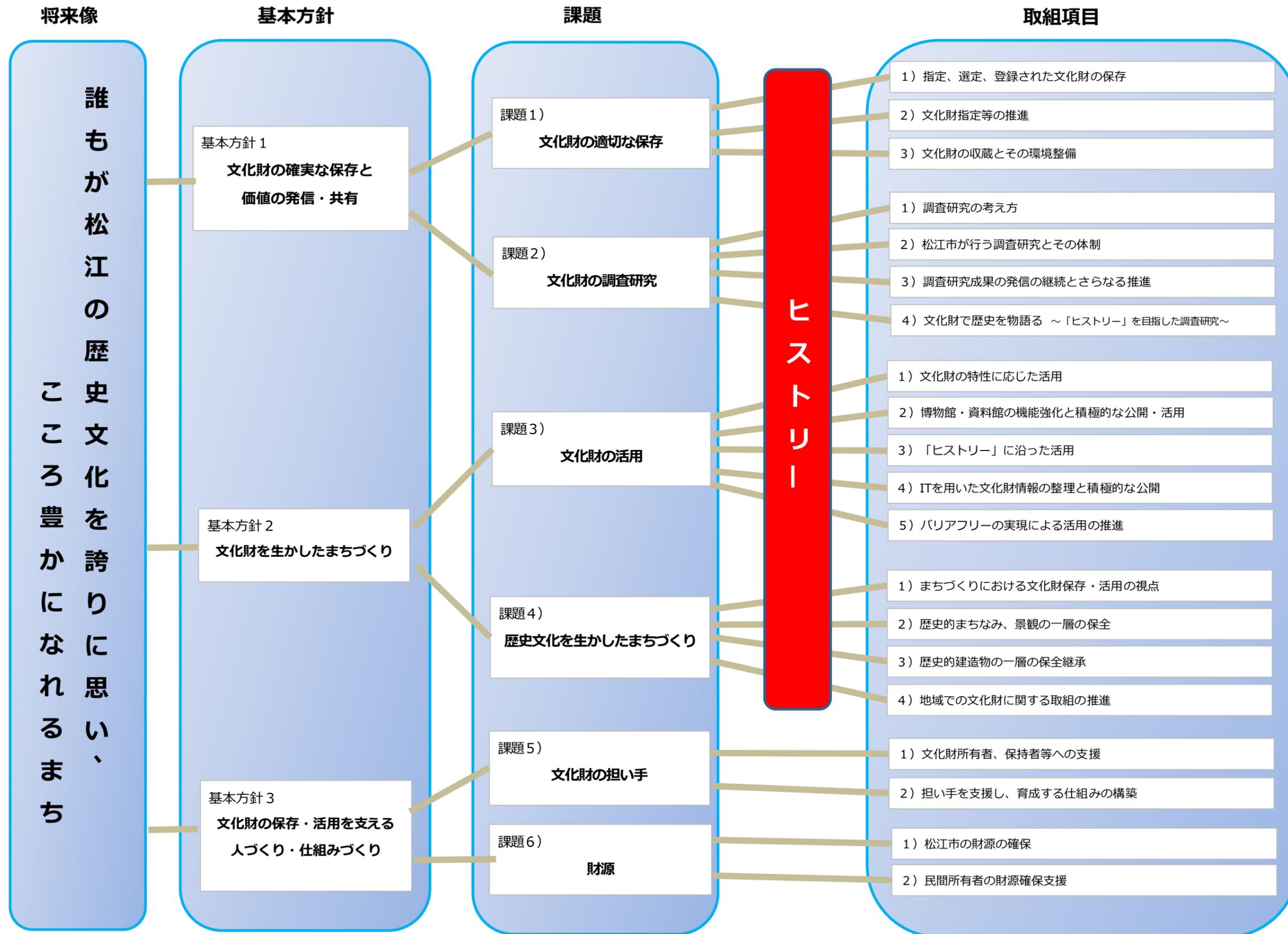
### 課題6) 財源

上記5つの課題解決にあたっては、いずれも財源の確保が課題となります。本計画を確実に実行し、「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」を実現するためにも、地域での経済好循環を実現し、文化財保護行政に十分な予算を確保していくことが必要です。

＜課題に対する方針＞

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 文化財の適切な保存と指定等の推進 | 2. 調査研究の推進              |
| 3. 文化財の積極的な活用       | 4. 歴史文化を生かしたまちづくりの一層の推進 |
| 5. 文化財の担い手の支援と育成    | 6. 文化財を守り伝えるための財源の確保    |

# 将来像実現に向けた措置の体系図



## 1. 文化財の適切な保存と指定等の推進 ～「文化財の適切な保存」の課題に対する方針～

### 1) 指定、選定、登録された文化財の保存

文化財保護法第3条では、政府及び地方公共団体の任務として、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」とあります。

指定文化財の適切な保存は、文化財行政の最も基幹的な業務であり、任務です。一方、松江市では、国・県・市指定等文化財が、約300存在し、その文化財類型も多岐にわたり、所在も市内各地に分布しています。現在、これら指定文化財の現況把握や、計画的な維持管理や修理は十分にできているとは言えません。維持管理にあたっては、一定の専門性が求められますが、現在の体制では十分に満たされていません。また、求められる収蔵施設の整理、整備も十分ではありません。今後は、寄託を含めて必要に応じて公有化をはかるとともに、収蔵や管理のための施設や組織を整えるなど、これら指定文化財の適切な保存を実現していく仕組み作りを検討していきます。

#### ①維持管理体制の構築

文化財の維持管理にあたっては、その特質が異なる文化財類型ごと、個別の文化財ごとに対処することが求められることから、松江市の各部署に所属する文献、考古学、美術工芸、建造物などの専門職員が、指定文化財の維持管理に関わる体制を構築していきます。なお専門職員が不足する分野については、島根県や包括協定を結んでいる島根大学、島根県立大学、研究連携協定を結んでいる同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターなど関係機関との協力体制を構築していき、デジタルアーカイブ（有形・無形の文化資源等をデジタル化して記録保存を行うこと）も含めて文化財の保存方策を多面的に検討していきます。

各文化財のモニタリングは、適切な維持管理、修理計画の立案にあたり必要不可欠です。上述の維持管理体制を構築した上で、全指定文化財の定期的な現況把握の機会の制度化も検討します。その上で、市内の指定文化財の長期修理計画等の策定を行います。

文化財保護審議会や、文化庁、県教育委員会など有識者や関係機関との連携を進めるとともに、新たに市町村にも置くことができるようになった文化財保護指導委員の設置も含め、各公民館区単位などでの、地域総がかりの文化財維持管理体制の構築を検討します。

#### ②保存活用計画策定の推進

文化財の保存・活用を進めていくうえで、文化財の現状と課題を把握し、現状変更の規制の考え方、保存管理の考え方等を明確にし、関係者で共有していくことは、適切な維持管理を進めていくうえで重要です。松江市所有の文化財については、積極的に計画策定に取り組むとともに、民間所有の文化財については、その策定についてサポートを行っていきます。

なお、策定にあたっての優先順位は、国指定文化財を当面の対象とし、公開活用の状況なども加味し、必要性の高い文化財から順次策定することとします。

### ③自然災害・人災などによる文化財の毀損・滅失の防止

大規模地震や豪雨・台風などの自然災害、火災・盗難などによる文化財の毀損・滅失を防ぐことが喫緊の課題となっています。

指定文化財に限らず、災害時には様々な文化財が破損し、あるいは施設や個人が所蔵する広い意味での文化財が失われることが予測されます。国立文化財機構の文化財防災センターや山陰歴史資料ネットワークなどと協力しながら、「島根県文化財保存活用大綱」で定める島根県文化財救済ネットワークの構築などの方針・施策とも歩調を合わせます。基本的考え方は国立文化財機構の文化財防災センターが定める次の3つとします。以下同センターの考え方に準拠して、今後の対応を早急に検討します。

ア) 被害を出さないこと

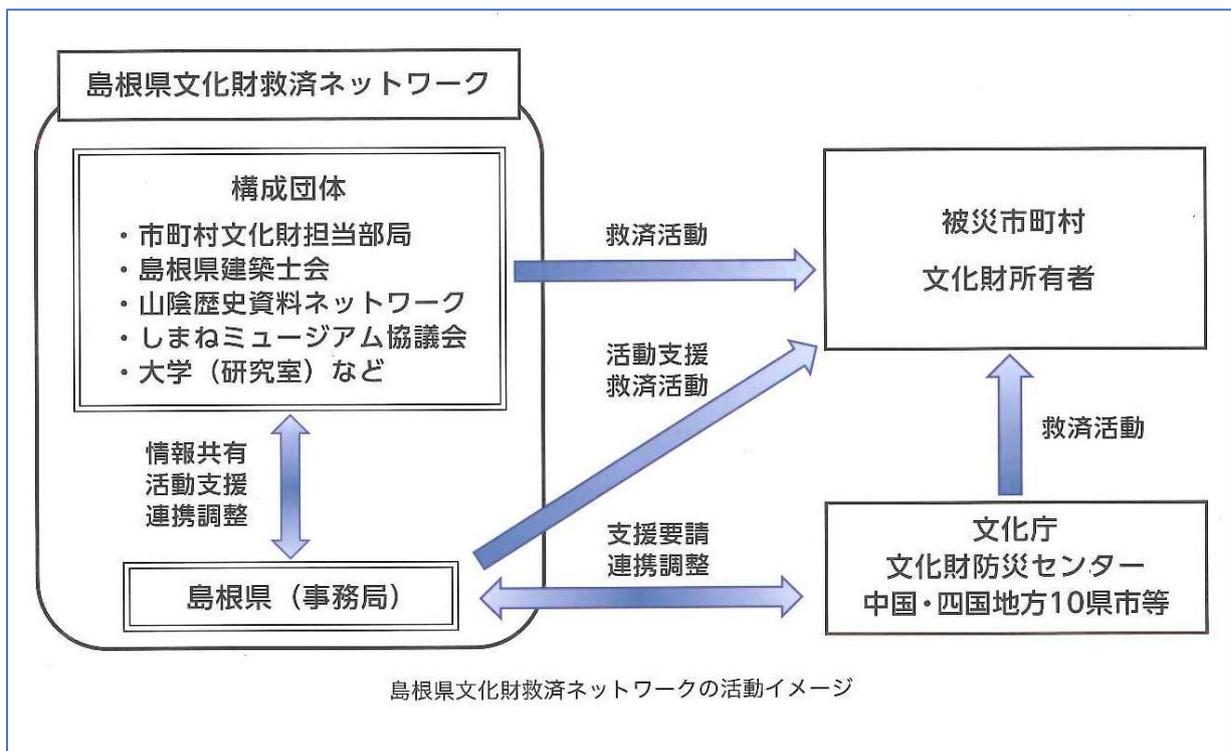
事前の備えをしっかりとしておくことが重要です。

イ) 被害が出てその度合いを最小限にとどめること

正確な情報の収集、的確な判断、そして迅速な行動をとることを目指します。

ウ) 救援・支援を迅速に行うこと

体制の準備と機能の充実を目指します。



耐震対策、防火対策などについては、消防署など関係機関とも綿密に連携をとり課題を明らかにした上で、文化庁策定の「防火対策ガイドライン」や「耐震診断指針」などに基づき、対策を実施していきます。なお、実施にあたっての優先順位は、国指定文化財を当面の対象とし、公開活用の状況なども加味し、必要性の高い文化財から順次実施することとし、国が定める「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」については、所有者支援を強化し、防火対策の実施を推進します。

また過疎化や中心市街地の空洞化、社会関係の変化などにより、文化財を取り巻く監視環境は

悪化しており、盗難の恐れなどもあり、今後は監視カメラの設置など防犯設備・体制の強化にも取り組みます。また、世代交代などによる散逸のおそれもあるため、今後の調査を通じて、所有者や地域社会と深く連携するとともに、博物館・資料館等への寄贈・寄託も含め、文化財を保存していく取組を進めます。

#### ④文化財の適切な周期での保存修理の実施

文化財を良好な状態で後世に守り伝えていくためには、適切な周期での保存修理が必要です。文化財の状況を把握した上で、修理計画を立案し、特に民間所有の文化財については、所有者とも十分な協議を行った上で保存修理を実施します。

#### ⑤文化財所有者への支援

松江市では、松江市文化財保存整備及び維持管理事業補助金交付要綱を定め、指定文化財の維持管理のために必要な修理事業等に対して、国、県とあわせ補助金を交付しています。しかし、昨今の修理技術者不足や、必要となる資材不足などの社会情勢から、修理に係る経費は増加の一途をたどっています。

今後は、文化財所有者に対する支援制度の拡充を検討するとともに、国、県に対しても同様の拡充を求めていきます。修理資金などの所有者の自己資金調達のための方策についても、クラウドファンディングの活用などについて検討します。

また、活用できる民間助成制度の紹介や、日常管理に関する相談に対応できるよう、個々の職員の能力を高め、文化財所有者の相談窓口としての機能を充実させることが必要です。

文化財所有者同士の情報共有を図りやすくするための、所有者の会などの立ち上げも検討します。

補助事業として保存修理事業を実施する際は、契約事務、工事監理などについて地方自治体の規則に準じた厳格な取り扱いが求められ、所有者には多大な負担がかかります。これらの事務については、管理団体、修理委員会事務局として、サポートを行います。なお、市役所内部においても、契約事務、工事監理などについては、文化財部署だけではなく、それぞれの専門部署が業務として担う仕組み作りも検討します。

一方で、適切な維持管理が困難な文化財については、公有化についても積極的に検討します。

## 2) 文化財指定等の推進

確実な保護を進めるために、文化財の指定等を進めます。新たな文化財指定については、調査研究成果に基づいた体系的かつ能動的な指定が求められています。第3章で掲げた8つの視点と4つの地域の特色を基盤として、松江市として将来に向かって保存していくべき文化財の考え方を明確にしたうえで、指定候補文化財のリスト化、指定・登録方針の明確化を進めていきます。

### ①指定・選定・登録の推進

価値が高く重要な文化財は、その価値の広域性や地域性によって、国、県、市の文化財に指定・選定・登録を行い、法や条例上の保護に努めていきます。また市や県指定の文化財については研究を進め、より広域的な価値を見いだしていくことに努めます。

ア. 指定・選定・登録候補のリストづくり

分野ごとに新たな指定等に向けた文化財のリストを作成します。指定等に当たっては次の項で述べる基準に沿ってリストアップを進めます。

#### イ. 県、国指定に向けた価値の顕在化

県や国の指定等にすることで、文化財を保存継承していくための動機付けとしたり、経済的負担の軽減をはかることができ、文化財の確実な保存につながります。現在、市の指定となっている文化財を県や国指定に、県の指定となっている文化財を国指定にしていくための価値の顕在化のため、調査研究を進めます。その際は、全国的視野をもった文化庁文化財調査官や研究機関の職員などの専門家の指導を得る機会をつくっていきます。

#### ウ. 緊急性を勘案した優先度の判断

重要な文化財のうち、指定の優先度は文化財としての価値に加え、滅失等の緊急度が判断基準となります。現状では、地域社会のつながりが弱まるとともに、無形民俗文化財の継承が大きな課題となっています。今後、調査と指定・登録をしていきながら、どのように継承していくか検討します。

### ②指定・登録の方針づくり

国の指定基準などを参考に、松江市の歴史文化を踏まえた指定・登録基準を作成し、保護の必要性の高いものについては積極的に指定・登録を図っていきます。当面の市指定文化財の指定方針としては、第3章で掲げる8つの視点と、4つの地域の特色を考慮し、将来の国、県指定等が見込める松江市に極めて特徴的な文化財を指定等していくことを目指します。

なお指定等に当たっては、保存に加え、公開・活用の視点も十分に考慮していくこととします。

### 3) 文化財の収蔵とその環境整備

松江市内には各種の有形文化財が数多く存在します。古文書をはじめとする歴史史料、出土遺物を中心とした考古資料(埋蔵文化財のうちの遺物)、民具を中心とした民俗資料、絵画や彫刻、工芸品等がその中心です。松江市ではそれぞれ収蔵する施設をもち、保管していますが、その収蔵状況は十分とはいえません。また調査により、収蔵すべき文化財は増えていきます。今後それぞれに収集方針と収蔵、活用を図るための施設整備と保管環境と体制を整備する必要があります。特に松江歴史館は空調・防火設備や警備体制が整う博物館で、松江城天守祈禱札など国宝附資料を収蔵し、国指定文化財の展示に適した公開承認施設ですが、令和3年3月で開館から10年が経ち各種設備の故障が相次ぐことから、収蔵・展示環境を良好に保持するための設備更新を進めていきます。あわせて、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館も、松江市全体での役割を明確化していきながら、収蔵環境や展示環境の整備・更新を進めます。

また、民間所有者での管理が難しくなった指定文化財についても、県所有施設も含め適切な施設での寄託などを積極的に斡旋し、受け入れも行います。

現在、松江市では公文書の保存と管理体制の見直し、地域の歴史史料(古文書等)の調査・保存と活用のため、松江市文書館(仮称)整備の検討を行っています。松江歴史館とも役割分担を行い、地域の歴史史料の適切な保存を図っていきます。また、文化財行政に係る行政文書については、大量の永年保存文書が蓄積されており、収蔵スペースの不足や、検索性の欠如などの問題が大きくなっています。今後整備予定の松江市文書館の方針に基づき、適切な文書管理に努めます。

### ①美術工芸品（歴史史料以外）

現在、歴史史料以外の美術工芸品は、松江歴史館を中心に、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館などにも収蔵されています。今後も松江歴史館を核として、収集方針に沿って収集保存をしていきます。そのほか市内にある美術館などと連携を図りながら双方の特徴や方針に合わせて、長きにわたり保存・活用することを目指します。

### ②歴史史料

現在歴史史料は、松江歴史館と松江城・史料調査課（旧宍道菟古館に一時収蔵しているものもあります。）で数多く保管しています。また、鹿島歴史民俗資料館、出雲玉作資料館のほか平成の合併前に各町村に設置されていた資料館等にもまだ相当の歴史史料を保管しています。

さらに今後、民家の建て替えや空き家の増加、世代交代などに伴い、貴重な歴史史料が発見されることも予想されます。また地域ごとの調査を実施していく過程で、新たな歴史的文書が見つかることもあると考えられます。

こうした歴史史料は地域の歴史や文化を明らかにしていく上で重要な史料となっていくため、一定の整理を経た上で松江市として収蔵し、保存していくことが必要です。歴史的に重要な史料は収蔵・展示環境が整った松江歴史館が今後も収蔵していきませんが、近代文書をはじめとする多量の歴史史料などは、将来的には開設予定の文書館で収蔵していく予定です。また地域に密着して活用されるべき史料は、鹿島歴史民俗資料館や出雲玉作資料館で収蔵する\*こともあります。

※鹿島歴史民俗資料館・・・海上交通に関わる歴史史料、増田渉に関する歴史史料など

出雲玉作資料館・・・近世、近代の玉作に関する歴史史料、布志名焼に関わる歴史史料など

### ③考古資料（埋蔵文化財のうちの遺物）

松江市では、これまで行った発掘調査で出土した各種考古資料、自然資料等を所蔵しています。また、松江市に寄贈されたり採集された考古資料も合わせて所蔵しています。これらは現在、秋鹿町、鹿島町、島根町、美保関町、玉湯町、八雲町、東出雲町にある収蔵施設で保管しています。施設の中には老朽化等で保存環境が悪化しているところもあり、新たな収蔵施設の整備が喫緊の課題となっています。また発掘調査が行われるたびに出土品は増加するため、長期的展望をもって役割を終えた松江市の施設を収蔵庫として確保していく必要があります。

今後は収蔵施設の確保に加えて資料の活用も頭に入れながら、旧小学校施設など広い面積の施設を、埋蔵文化財の調査や活用の拠点として整備の計画を立てていくことを検討します。

### ④有形民俗文化財（民具）

人々の生活、生業、習俗などに用いられた道具類など、有形の民俗文化財は、おおむね旧市町村ごとに集められ、保管されています。島根町の島根歴史民俗資料館では日本海での漁労に関わる民具が、宍道町の菟古館では宍道湖の漁労に関わる民具が、来待ストーンミュージアムでは来待石加工関連民具が、八雲町には山樵・紙漉き関連民具が集められていますが、基本的に収集方針を定めておらず、各施設でさまざまなものが詰め込まれているのが実情です。近世・近代から高度成長期までの道具等が、機械化・電化されて使われなくなり、持ち込まれたものが多いのが実態と考えられ、その総点数は13,000点に及びます。これからさらに生活様式が変化していけば、初期の電化製品や農工機械も民俗資料となっていきます。

そのような中で、全国が一律に同様のものを収集しても、資料があふれて活用もままならなくなることが予想され、地域なりの収集の考え方(基準)を定める必要があります。その基準の作成には専門家などとの協議を経る必要がありますが、基本的に地域固有の生活様式や生産活動などの特徴を表す資料を収集保管していく方向で検討します。地域の特徴は、そこで暮らす人々の生活圏、流通圏、商圈などの範囲内でまず現れてきますので、第3章で分けした12のゾーンでそれぞれ基準を定めることが最良の方法ですが、ここでは、ゾーンの上位の地域区分となる4つの地域に沿って、それぞれの地域色を勘案した収集方針の考え方を記します。

#### ア. 日本海沿岸地域

北に日本海が迫るこの地域は、土地の沈降による複雑に入り組んだ岩礁と湾の奥に広がる砂浜が特徴で、概して平地は狭く、生業を海に頼る漁村が多いのが特徴です。近海と遠海双方を対象とした魚介類や海藻類の捕獲と、その二次加工や販売が生業の中心でした。背後の丘陵で採取できるものも有効に利用されていたことがうかがわれ、鹿島歴史民俗資料館に所蔵される藤布やそれを編む地機<sup>じぼた</sup>なども貴重なものです。また津々浦々で特色ある習俗や祭礼が残されているのも特徴です。こうした特色を考慮し、次のような有形民俗資料を調査収集していきます。

- ・海を対象とした各種漁労具
- ・背後の山地の産物を利用した自給的道具
- ・魚介、海藻<sup>かいそう</sup>等の加工具
- ・市街地等への行商道具
- ・湾ごとに特色を持つ習俗や芸能の道具

#### イ. 中海・宍道湖北岸地域

南側を宍道湖、大橋川、中海に接し近代以前においては内水面漁業と交通が発達した地域です。北山山系が背後に控えますが、水際から嶺までの距離が長いゾーンが多いため、谷ごとに中小規模の水田稲作も行われてきました。佐太神社や美保神社など、歴史的に広い信仰を集め勢力のあった古寺社が有り、それらにちなむ習俗や祭礼行事が残っているのも特徴です。一方で藩政期以降は松江城を中心に町家が発達しました。また、美保関を代表とする港は、近世から近代にかけて、北前船交易と松江城下町とを中継する役割を果たしました。こうした特色を考慮し、次のような有形民俗資料を調査収集していきます。

- ・内水面を対象とした各種漁労具
- ・内水面交通に関わる民具
- ・松江城下町に特有の道具等(商工業、茶の湯、前近代の都市生活や習俗等)
- ・佐陀神能<sup>さだ</sup>や青柴垣神事<sup>あおしがき</sup>など古社寺等の信仰・芸能、ホーランエンヤに代表される近世以来の習俗や芸能の道具

#### ウ. 中海・宍道湖南岸地域

北側を宍道湖、大橋川、中海に接し、北岸地域と同様に近世以来の市街地と、谷や扇状地での農業が盛んに行われてきました。中海に浮かぶ大根島もこの地域に含めます。上記のような有形民俗資料を調査収集していくとともに、地域の特産品に関わって以下のような有形の民俗文化財を調査収集していきます。

- ・地域特産品生産や流通に関わる民具(メノウ、来待石<sup>きまち</sup>、薬用人参<sup>りゅう</sup>、蠟など)
- ・温泉、名勝など観光や遊興に関わる民俗文化財

## エ. 中国山地北麓地域

400～600m級の山々を背後に控える山村的地域で、高原と八雲町岩坂周辺の比較的広い盆地的な水田地帯、比較的狭い谷底平野で構成されます。水田や畑作農耕のほか、山村特有の産物（木材、薪炭、和紙、山林獣やその加工品、柿などの果樹等）の生産や流通が主要な生業でした。

- ・地域特産品生産や流通に関わる民具（和紙、果樹、油木、蠟、など）
- ・木樵や木材加工、特殊な畑作に関わる民具

以上のような特色ある有形民俗文化財も、同種のを多量に収集保管することは難しくなります。将来的には分類を行い、分類の代表例を保管していくことも考えていかねばなりません。その際、保管を断念した資料については、元所有者への返却や、活用が見込まれる第三者への譲渡等に努め、安易な廃棄処分は避けなければなりません。そのため、これらの検討にあたっては、地域住民の参画を求めます。その上でやむを得ず保管を断念した資料については、記録化し、台帳上で保存していくこととなりますが、三次元デジタル化して、後に復元や画像上で詳細な観察ができるようにし、また使用方法等を聞き取り、状況が許せば使用している場面を動画で残しておくこと、将来の利活用に有効です。

また、上記以外の種類の民具は、個別に調査して代表例を保管場所に配慮しながら保存していくことも必要になります。なお、地域ごとの特色ある民具の選択基準については、時宜を見て更新し、時代の変化に応じて必要な民具の保存をはかっていくことを検討します。

## 2. 調査研究の推進

### ～「文化財の調査研究」の課題に対する方針～

市町村合併により市域が拡大した松江市では、対象となる文化財類型も多様化しています。令和元年度に、11年に及ぶ市史編纂事業が終了し、『松江市史』全18巻が刊行されました。この間の調査研究により、新たな知見の蓄積が進みましたが、各文化財類型や地域による調査実績の偏在がうまれています。今後も継続した調査研究活動を行い、未指定文化財の価値の顕在化を図っていくことが求められています。

また、第3章で掲げるとおり、松江市域を地勢や風土ごとに4つの地域と12のゾーンに分けて、その歴史文化についての調査研究を進めていくことで、地元への愛着や誇りにつなげていきます。また、調査にあたっては、松江市の担当部局を中心に、地域の歴史文化を掘り起こし、歴史史料・民俗・建造物・考古・埋蔵文化財・美術工芸品などの内部・外部の専門家によるチームを組んで実施します。

調査研究を積み重ねることにより、学術的基盤に基づいて地域の歴史を物語るできるようになります。それは時間と空間を絡み合わせながら、文化財を結びつけるものでもあります。このような重厚な物語を本地域計画では、「ヒストリー」と呼びます。松江市はヒストリーを多く紡ぎ、それをわかりやすく発信することを目指します。

### ～「ヒストリー」とは～

“history”という英語は歴史、歴史書、発達史、変遷、来歴、沿革などと訳されます。語源は「知ること、調べることで得た知識」というギリシャ語といわれます。**松江市は調査研究を重ね知りえた事実を使って物語にすることを、historyの語源に重ねて「ヒストリー」と呼びます。**今後の調査研究によりあらわれてくる成果も大きな要素として含みこんでいくとともに、松江市という行政単位を越えて関連の地域の文化財ともネットワークで結ぶことを構想します。

**第6章 「ヒストリー」とその概要** で具体的なヒストリーを提示します。

## 1) 調査研究の考え方

文化財の調査にあたっては、まず第3章で述べた4つの地域と12のゾーンを基本単位として進めていきます。4つの地域は大まかに言えば、都市(城下町)とそれを支える海浜漁村、交通と生産基盤となる内水面地域、山村に区分できます。それぞれの地域は独立して存在しているのではなく、支え合いながらつながっています。そのような地域ごとの特色が、どのような形で文化財に現れてくるのか、調査を通じて明らかになっていくはずです。

このような地域的特色は城下町が発展した江戸時代のことに限らず、中世、古代、先史にまでさかのぼると考えられます。現在の松江市の有り様は、歴史的な積み重ねの上に成り立っていることを、文化財の地域調査が明らかにするでしょう。

地域ごとの文化財や歴史文化は、これまで各地区の「郷土誌」や平成22年度から実施された公民館管区ごとの「わがまち自慢発掘プロジェクト」、令和元年度に完結した『松江市史』などで大要が公開されています。しかし、各地域の関係性はまだ完全に明らかになったわけではなく、特に、旧城下町の調査が比較的進んでいるのに対し、周縁部においては史料の悉皆調査には至っていません。従前の調査成果を踏まえながら、今後は以下のような考え方で調査研究を進めていきます。

### ①市域全体の調査（「地域の文化財調査・発信事業」）

松江市は全域にわたって特色ある歴史文化が育まれ、文化財が残されています。今後は市域全体を網羅的に調査していくことを目指します。特に第3章で示した12のゾーンを念頭に置きながら、公民館や学校を通じて、それぞれの地域から歴史を掘り起こしていくことを目指します。各ゾーンに対応する公民館区については、P51に対応図を掲載します。

その際は地域で一方向的に調査研究を行うのではなく、地域史学習の主体である住民の参加を得て、ともに地域の歴史や文化を明らかにしていくよう努めることとします。

### ②幅広い聞き取り調査と市民参加

これまでの調査は、地域の歴史をよく知っている高年齢の方への聞き取りが中心でした。

今後はそれに加え、幅広い世代から地域の情報を集めていきます。特に小学校を中心とした子どもたちが地域で大切に考えるものを聞き出し、調査をするなど将来地域への愛着が高まる動機付けとなるような調査方法を検討します。

また、前に述べたように地域の中で調査をしていくにあたっては、地元住民とともに調査を行い、成果を共有していきます。

### ③情報のデジタル化

以前の調査、特に「郷土誌」や「わがまち自慢発掘プロジェクト」の成果は、印刷物となって公開していますが、成果の元となった史料類は必ずしも明らかになっていません。今後は集まった資料やこれから発見される資料をデジタル化し、電子データとして保存・活用していくことを目指します。

### ④文化財の座標データ化

古墳や遺跡などは遺跡地図に搭載されていますが、石碑、石塔、祠、樹木、信仰の場、記念碑や銅像などのモニュメントなど一般的に知られていない文化財は、その場所の座標データを取得し、

分布図作成や消滅した場合の復元などに役立てます。また歴史史料や工芸絵画、民俗資料なども発見された場所や保管場所などを座標データに組み込んで保管します。

### ⑤松江市域の古文書悉皆調査

『松江市史』編纂事業において、市域における古文書調査を実施してきましたが、地域ごとの悉皆調査まで至っていないのが現状です。前述の4つの地域と12のゾーンごとに特色を明らかにするため、公民館区を単位として悉皆的に古文書の所在確認調査を行っていきます。

### ⑥松江市職員の専門性の活用

調査の対象は歴史史料や考古資料、美術工芸品、民俗資料、自然や景観など多岐にわたります。松江市の専門職員が、それぞれの専門性を生かして調査を行います。

### ⑦外部の専門家との協力

市内外の専門家の協力を仰ぎ、より深い専門性と幅広い資料の収集を目指します。外部研究者には松江市として調査に参加していただくために、客員研究員制度や、テーマ・分野ごとの調査委員会の設置を検討します。資料のデジタル・三次元化やGIS化には、専門に研究している機関との共同研究を検討します。具体的には、包括協定を結んでいる島根大学や島根県立大学、松江工業高等専門学校とは、あらゆる場面で協働、協力体制を目指します。また文化財や歴史文化のデジタル保存やICT（情報通信技術）を用いた活用については、共同研究連携協定を締結した同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターとの共同研究を進めていきます。

## 2) 松江市が行う調査研究とその体制

地域ごとに集まった文化財や歴史文化資料は、個別にあるいは地域ごとに保存・活用に努めていきます。一方でそれらを総合化して、松江市の歴史文化を研究し深めていくことも重要です。現状の松江市の組織体制の中では、①松江城・史料調査課での集約と総合化研究、と②松江歴史館や各地の資料館等での研究、③文化財課、④埋蔵文化財調査課での基礎的研究の実施を当面目指していきます。これらの調査成果は、見える形で集約し、価値の高いものは、方針に基づき指定等へつなげていきます。

### ①松江城・史料調査課での調査研究

令和元年度まで市史の編纂に伴って調査研究を行っていた松江城・史料調査課は、今後地域の調査やそれらのデータを元にした総合的研究を担っていくことが望まれます。総合的な研究には、松江城・史料調査課の職員だけでなく、松江市の文化財部局全体の職員が、研究テーマに応じて関わっていくことを目指します。また外部の専門家を客員研究員や指導委員として委嘱し、分野やテーマごとの研究会の実施やとりまとめを行うことを目指します。同時に地域史学習の主体としての市民・住民の皆様と一体となった調査研究活動のあり方の構築を進めていきます。

### ②松江歴史館や資料館等が行う調査研究

松江歴史館では条例の設置目的に「郷土の歴史及び文化に関する資料（以下「資料」という）の保存に努め、資料を調査、収集、研究及び展示するとともに（後略）」とあるように、平成23年の

開館以降、職員の専門性を生かした調査研究を行い、その成果を展示公開しています。また、鹿島歴史民俗資料館や出雲玉作資料館も企画展等を定期的に開催するための調査研究とともに、地域の特性に応じた調査研究を行っています。

今後も、各館の役割を明確化した上で、館の特性や職員の専門性を活かし、地域やテーマに関わる歴史文化の調査研究を推進していきます。

### ③文化財課が行う調査研究

文化財の保存や指定・選定等を行う文化財課では、文化財行政のあり方や、文化財の保存・活用についての検討を踏まえ、各部署で実施する調査研究成果を集約し、文化財指定等につなげていきます。また、文化財の保存修理等に伴う調査研究成果についてもとりまとめを行い、関係各部署と情報共有を図ります。

未指定の近現代建造物や民家については、歴史的建造物の登録制度の運用により、文化財的価値の高い建造物の掘り起こしと調査研究による価値付けを進めます。これら建造物調査の蓄積の上に、伝統的建造物群保存地区の設定などの検討も行います。

### ④埋蔵文化財調査課が行う調査研究

埋蔵文化財調査課は、日常業務として開発に伴う発掘調査や保存目的の発掘調査を行っています。発掘調査の多くは開発に伴う記録保存を目的とした調査で、保存が困難な遺跡を次善の策として発掘調査を行い、報告書を作成しています。松江市内の開発は市街地、郊外を問わずひっきりなしに計画されており、迅速な対応が必要です。あわせて適切な記録保存のための過不足ない調査の実施が必要となります。そのため現在、公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団に委託して実施している本発掘調査を、直営で実施する方向で検討します。また、「庁保記第75号平成10年9月29日付け各都道府県教育委員会教育長への文化庁次長通知」「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」で近世の発掘調査対象となる「地域にとって必要な遺跡」・近代以降の「地域にとって特に重要な遺跡」について、松江市として基準を設けることを検討します。また松江市は水と結びついた町です。湖や海の底、堀や川の中にも遺跡が残っているところがあります。このような水中遺跡についても埋蔵文化財と同じ取り扱いを行っていきます。

調査した遺跡は評価をすることが大切で、そのために日々研究を行っています。成果は報告書としてまとめられますが、作成のための調査研究成果を含めてデジタル保存していくこととします。また、過去に調査を行った資料についても見直しを行い、目に見えてない価値を引き出す調査を行うことを目指します。

※現在、近世や近代以降で本発掘調査対象として扱っている事例

○城と城下町(松江城内はすべて発掘調査の対象、城下町は遺構が残っている部分を対象)

○現在の産業に影響を与えている生産遺跡

- ・玉作遺跡
- ・陶磁器窯跡（布志名焼、意東焼など）
- ・製鉄遺跡

※今後、本発掘調査の対象として検討するもの

○戦争遺跡

○産業遺跡（石切場等）

### ⑤無形民俗文化財の調査研究

無形民俗文化財の調査研究に係る業務については、学術的な調査研究体制の構築を図ります。調査研究の実施にあたっては、島根県古代文化センターや文化財保護審議会委員などと連携を図るとともに、松江市としても専門職員の採用・配置などについて検討します。

また、調査研究成果を踏まえ、より一層伝統芸能及び伝統行事の保護育成業務の推進も図っていきます。

### 3) 調査研究成果の発信の継続とさらなる推進

松江市の各部署が行う調査研究成果については、これまで、『松江市歴史叢書』、『松江歴史館研究紀要』、『松江城研究』などの研究紀要や展示図録、市民の皆様向けに分かりやすく伝えることを目的とした『ふるさと文庫』、発掘調査や保存修理事業にかかる各種報告書など数多くの刊行物や、講座の開催などを通じて、最新かつ正確な情報を発信してきました。今後も、継続してこれらの取組を進めるとともに、今後は、エックス（旧ツイッター）やフェイスブックなどの SNS の活用、WEB 講座などの新たな媒体での発信にも努めていきます。

### 4) 文化財で歴史を物語る ～「ヒストリー」を目指した調査研究～

第3章で記したように、松江市の歴史文化は長い歴史の積み重ねと、たがいに関わりあう地理的な空間が組み合わさって、多様な文化財が数多くあります。松江市の「歴まち計画」では、空間的に5つの重点区域と9つの歴史的風致に分け、それぞれで文化財などをつなぐストーリーを設定しています。この地域計画では、個別の「重点区域」と「歴史的風致」をつなぐとともに、調査研究を積み重ねた成果として、松江市の文化財によるヒストリーを紡ぐことを目指します。

#### ①これまでの各機関の研究成果を生かす

松江市はこれまで多くの調査を実施し、その成果は『松江市史』全18巻の刊行や、松江歴史館、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館など松江市所管施設の展示で発信するなど、研究報告を重ねています。

島根県では古代文化センターを中心に、島根県の特色ある歴史文化について基礎研究やテーマ研究を実施し、一般向けとして古代出雲歴史博物館や島根県立美術館での企画展示や県外展示などで成果を発信するとともに、各種調査研究報告書を刊行しています。また、島根県立図書館郷土資料室、島根県公文書センターでは郷土資料や島根県の公文書を整理・収蔵・公開しています。

島根大学は長い間、島根県の歴史や文化財の調査研究をけん引してきました。近年では自治体と協力して調査研究を進めている部分も多くあります。

以上の機関だけでなく、様々な調査研究を継承し、取り込みながらヒストリーを紡いでいきます。

#### ②今後の調査研究を「ヒストリー」に組み込む

地域計画に基づき、これから行う調査では、明らかになった文化財や事実がどのヒストリーのどの位置に組み込まれるのかを意識しながら行います。それにより、調査の現場で地元の人やかかわる人に文化財がなぜそこにあるかを説明することができます。

### ③新たな事実や成果で「ヒストリー」を紡ぐ

新たにヒストリーを紡ぐことを目指して、調査研究を行うことを検討します。たとえば、島根県古代文化センターが行っている「テーマ研究」のような一定の事柄に関して深く研究を行う仕組みを考えていきます。

### ④他の自治体と共同で調査研究を進める

松江市の歴史は、松江だけで理解できるものではありません。テーマによって関わりのある他の自治体と共同で調査研究を行うことで、より深くて広いヒストリーの構築を目指します。

### ⑤市民とともに「ヒストリー」を紡ぐ

「ヒストリー」は積極的に公開し、市民の皆様が文化財を「ヒストリー」の脈絡の中で文化財を理解し、自らがヒストリーを紡いでいけることを目指します。「ヒストリー」は完成したものではなく、市民の皆様とともに成長していくものと考えます。

### 3. 文化財の積極的な活用 ～「文化財の活用」の課題に対する方針～

文化財保護法第1条では、法律の目的として、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあり、保存と共に、活用を図ることが目的として掲げられています。また、同法第4条第2項では、国民、所有者の心構えとして、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。」とあります。

文化財は、それぞれの特質に応じて、それぞれにふさわしい活用の方策があります。今後は、各文化財がその魅力を十分に発揮できる活用を図っていくことが必要です。まただれでも文化財に親しめるように、文化財のバリアフリー化を目指します。バリアフリーの実現のためにも、めざましい発展を遂げている ICT による活用の推進を図ります。

#### 1) 文化財の特性に応じた活用

##### ①地域振興

文化財は重要な地域資源であり、それをうまく活用することで地域振興に生かすことができます。まずは市民の皆様が身近な文化財を知り、触れることによってその価値を知ることが第一歩と考えます。そのために市民の皆様とともに調査研究を進めることで、松江市の歴史的価値を共有して、地域への誇りや愛着につなげていくことができます。文化財は地域の誇りとして地域社会の核としていくとともに、若者や子どもたちにふるさとの魅力としての意識を高めることができます。将来、地域で働きたいという気持ちやU・Iターンの動機づけとしても活用できるはずです。

とりわけ伝統行事などの無形民俗文化財は、文化財であるとともに、その地域の人々にとってのアイデンティティでもあります。これら文化財については、担い手である地域社会を支援し、行事を存続させていくことで、地域振興につなげた活用を推進していきます。

また、宍道エリア、美保関エリア、鹿島エリアでは、それぞれ核となる文化財を中心とした歴史的風致が形成されており、これらを地域振興の核としてまちづくりに活かしていくことも求められます。

地域と共に調査研究を行い、その成果を共有・発信し、地域振興につなげていきます。

##### ②学校教育、社会教育

市内それぞれの地域にはさまざまな文化財があります。それらは地域の歴史を知り、ふるさとを知るためには格好の材料です。今後の地域の調査研究・活用にあたっては、児童生徒の参加を積極的に促し、ふるさと教育の推進によって郷土愛の醸成を図り、将来的な定住人口の拡充を図ります。

また公民館を中心とした地域社会の中で文化財の活用を図ります。まずは基礎的な地域の調査を地域住民とともに進めることに取組みます。そして地域からの情報発信や活用を支援し、重要な文化財や歴史文化に関わることは、松江市としても地域とともにその活用に取り組めます。

とりわけ土地に密接にかかわる史跡や埋蔵文化財等の記念物は地域の中で歴史文化を理解するには効果的な素材です。特に小中学生などを対象としたふるさと教育の場としての潜在的な力は高いものがあります。地域の中の小さな記念物の認識から始まり、松江にある多様で重要な文化財に

思いを広げていくことで、地域への愛着をはぐくむことができると考えます。特に、国府跡周辺エリアについては、古代～中世の出雲を象徴する重要遺跡が密集しており、ふるさと教育の場としての活用を積極的に図ります。

### ③産業振興

地域の伝統産業が継続していくために、歴史文化の調査研究が伝統を裏付ける役割を果たすよう、成果の情報発信を進めます。また産業振興部局とともに、「ヒストリー」との関わりなど、文化財と伝統産業とのつなぎの役割を市として果たすことを目指します。また新たな産業の創出、起業にあたって、松江の豊かな歴史文化を活用できるよう、調査研究を進め、「ヒストリー」を磨き、情報の発信を行います。

そのために関係団体との連携を深め、情報の共有に努めます。観光振興も含めて、文化財が地域経済の好循環につながることを目標に、取組を進めます。

### ④観光振興

松江市の観光は歴史文化に支えられています。大きな観光資源としては、松江城を中心とした近世の文化財やその面影を残す景観や歴史的風致があげられますが、松江の歴史文化はもっと奥深く幅広いものであることは前に述べたとおりです。松江城を中心とした地域資源については、調査研究で磨き上げ、さらなる魅力増大につとめていきます。さらに各地にある文化財を、点でなく線としてつなげ、面として広げることで、背景にある歴史的物語＝「ヒストリー」を顕在化させ、新たな観光資源として開発していくことが求められています。観光部局や関係団体と連携しながら、文化財の価値や魅力を発信し、観光客の増加と関係人口の増加に資していくことを目指します。

#### ア) 文化財担当部局の取組

文化財担当部局(文化スポーツ部)としては、「歴まち計画」で定めている重点区域を中心として、文化財の持つ価値を深めながら、観光の誘客のための情報発信と、訪れた人が満足できる整備を行います。ここでは例示として、松江市の維持向上すべき歴史的風致としている近世の城下町エリアと、古代～中世の国府跡周辺エリアについて記します。

松江城を中心とする旧城下町エリアの文化財については、建造物を中心に視覚的に分かりやすい特質があり、今後も文化財的価値の保存に十分留意した上で、積極的に公開・活用を図り、観光資源としての活用を図っていきます。また、景観政策やまちなみ修景などの手法も積極的に取り入れ、エリアとしての価値の向上に努めます。

同様に、旧城下町エリア以外に所在する社寺建築をはじめとする建造物や、美術工芸品などについては、視覚的に理解しやすいため、観光関係者とも連携を図りながら、積極的な誘客に努めることが、修理に当たっての資金調達の面からも有益です。

松江城下町の南側に広がる低丘陵と平野には、国府跡周辺エリアがあり、古代出雲の中心地となっていく、中世には府中として発展する重要な史跡や文化財が数多く残されています。昭和47年から島根県教育委員会とともに「八雲立つ風土記の丘」として広域の整備と活用を図ってきました。これまでも市内外の歴史愛好家を中心に、風土記の丘展示学習館や整備された史跡には多くの来訪者があります。ただ、多くの史跡が点として整備されていることが多く、本来の地域にまつわるストーリーや面としての活用が不十分な点もありました。また整備そのものがわかりにくい、という

ことも否めません。田和山遺跡や新たに発見された神後田遺跡も含め、総合的な活用を図ることができるよう、島根県教育委員会と協議しながら整備計画を作成していくとともに、積極的な情報発信に努めます。個々の遺跡においては最先端の ICT 技術を活用した整備を検討します。古代や中世の出雲が体感できる全国でもまれなエリアとして、歴史文化を目的とした観光客の来訪が増えていくことを目指します。

そのほか、地域ごとに特色ある文化財やヒストリーにつながる文化財があります。様々なつながりの中で、関係人口の増加を目指します。

#### イ) 観光振興部局の取組

観光振興部局は、常に文化財担当部局と連絡を取り合い、観光資源に関わる歴史的な価値を共有することにより、文化財の観光地としての魅力を高めることに努めます。また、調査研究で現れたあらたな文化財を、観光資源として生かしていく方策を検討します。文化財担当部局はイベントやプロモーションに対し、歴史的なコンテンツの提供を行います。調理にたとえば、文化財担当部局は材料を提供するとともに、場合によっては材料同士の組み合わせや調味料を提案します。観光振興部局は、それらを魅力的な料理として仕立て上げ、内外にアピールする役割となります。

#### ウ) 産業振興部局の取組

産業振興部局は伝統的な工芸品や手仕事などを支援していくうえで、その歴史的背景や経緯の解明を行い、歴史的な価値付けを行うことでブランド力アップなどにつなげます。また、訪れた観光客が、風土に根付いた産業などに魅力を感じるよう、歴史的裏付けなどを文化財担当部局で担います。

#### エ) 関連団体や商工団体との連携

直接観光に携わる団体などとは、歴史文化に関わる観光コンテンツを共有できる仕組みを考えていきます。そのためには、松江市として全庁的な取組が必須となります。

## 2) 博物館・資料館の機能強化と積極的な公開・活用

松江歴史館、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館など文化財の活用の拠点となる市立の博物館・資料館や今後開設予定の文書館では、役割分担や連携を図りながら各館の特性に応じた文化財の展示・公開を促進するとともに、市内所在のほかの博物館・美術館とも企画提携や収蔵品の相互活用など、連携を深めていきます。また館独自の調査研究や、松江市で行うさまざまな調査研究の成果を、企画展・特別展として公開していきます。

あわせて令和元年度に完結した松江市史編纂事業をはじめ、これまでの調査研究成果を松江歴史館の基本展示に反映させるなど、松江の歴史文化の新たな魅力を発信していきます。

また、市内の小・中学校、高等学校や大学などと連携して、幅広い世代に文化財をはじめとする郷土の歴史文化への関心が高まるような教育普及活動を推進していきます。加えて、だれもが文化財に親しむことができるように、バリアフリー環境を充実していきます。

さらに、松江市所有の文化財については、松江歴史館、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館などでの展示に加え、県内外の施設へも引き続き積極的に貸し出しを行い、松江の文化財が広く活用されるようにします。

現状で収蔵環境や活用が不十分な考古資料や民俗資料については、十分な収容能力を有する収蔵施設を新たに確保、整備したうえで、そこで積極的に公開も行います。

一方で、松江市が運営している博物館・資料館は、機能不足が認められると同時に、それぞれ相応に経年劣化が見られます。それぞれの機能や状況に応じて計画的に改修を行うことを検討するとともに、運営体制についても随時見直しを行っていくことで、文化財の公開、活用がさらに進むことを目指します。

### 3) 「ヒストリー」に沿った活用

前項で記したヒストリーに沿った活用を推進することを検討します。そのためには、紡いだヒストリーを情報として発信したうえで、興味を持った人を誘導する仕掛けが必要になります。個別のヒストリーやその絡み合いを、冊子や展示などアナログ的手法と、ICT を利用したデジタル手法を併用して、市民の皆様や世界の人たちにアピールする方向で取組みます。

#### ①博物館、資料館での展示や図録と連動

松江歴史館、出雲玉作資料館、鹿島歴史民俗資料館、他の自治体の博物館等で、調査研究成果であるヒストリーを展覧会として組み、多くの人に松江の魅力を知ってもらいます。

#### ②文化財をヒストリーに沿って整備

文化財の修理やまちなみの修景、遺跡の整備、誘導のためのサイン整備などをヒストリーに関連付け、大きな物語として理解できるような整備を目指します。

#### ③ヒストリーを語る

ヒストリーは調査研究や市民の皆様の探求により、更新され成長していくものと考えます。ヒストリーを紡ぐことがそのまま文化財の活用につながるような仕組みの構築を目指し、市民の皆様がヒストリーを語ることを目指します。

#### ④県内外の自治体や研究機関との連携

調査研究と同様、活用においても連携団体と共同して取組み、松江市からの発信だけではなく、県内外の団体からのアウトプットもできるようにします。松江の歴史文化の魅力を多方面から情報発信できるように取組みます。

#### ⑤観光、産業との連携

豊かな歴史文化が軸となる観光や、伝統的な産業や工芸品の振興に「ヒストリー」が結びついて、今後の発展に資することを目指します。

### 4) IT を用いた文化財情報の整理と積極的な公開

松江歴史館や史料調査課がホームページ上で収蔵品などの一部公開を行っていますが、松江市が有する豊富な文化財に関する情報は、整理・公開が十分でなく、収蔵施設も点在するため積極的な活用が図られていないのが現状です。

今後は、研究連携及び協力に関する協定を結ぶ同志社大学文化遺産情報科学調査研究センターと

連携の上、ICT 導入によるリアルタイムでの市民の皆様との情報共有や成果物の電子公開、文化財情報の整理と積極的な公開を進めます。

なお、市民の皆様はもちろん、各行政施策への反映を意識し、受け取り手のニーズを踏まえた分かりやすい、伝わりやすい形での提供を心がけます。

### ①文化財情報のデジタル化の推進

文化財や調査研究成果のデジタルアーカイブ化を推進し、将来の変化に備えるとともに、WEB 上での積極的な公開につとめます

#### ア) デジタルアーカイブ

これまでに蓄積された調査研究成果は随時デジタル化し、確実な保存をはかるとともに検索を容易にします。また今後取り組む調査研究は、基本的にデジタルでの保存をするようにします。具体的には指定文化財や、各施設の収蔵品などの情報については、データベース、公開システムを構築するなど、積極的にデジタル化などを進め、庁内はじめ、市民の皆様や外部研究者が利用しやすい環境整備を推進します。

#### イ) 調査・研究のデジタル化

第2節で掲げた地域研究については、リアルタイムでのデジタル化を目指し、データ蓄積を適切に行って、地域ごとの特性をより分かりやすく見える化していきます。

### ②ICT を利用した情報発信

文化財はそのあり方が多様で、その内容や価値を直接目にすることができないものや、現状が当時の姿と異なっていたり、周辺の景観が変わったものも多くあります。そのような文化財は、ICT 技術を利用することで現在の姿を見る以上にリアルさを付加し、迫力を増すことで、感動を高めることも可能です。また、普段見ることが難しい本物の文化財が持つリアリティを、ICT を用いて公開していくことを目指します。最先端の技術を利用して、さまざまな形で文化財や歴史文化の情報を発信します。

今後発行する書籍等の成果については、デジタル公開を原則とし、より多くの人が調査研究に参画できる体制を整えます。調査研究成果については、これまでも行ってきた市民の皆様向けの講座や、各種書籍の刊行に加え、今後はオンライン講座などの手法も加えて、積極的に発信していきます。

### 5) バリアフリーの実現による活用の推進

高齢化が進み、社会も複雑化していく中で、人々の属性は一律ではなく、多様な人々が障がいなく社会参加できることが求められています。

障がいのある人や高齢者、外国人などが文化財を楽しみ、享受できるように、バリアフリーを進め、文化財領域においてもユニバーサルデザインを実現させていく必要があります。文化財が持つ本質的な価値を損なうことなく、物理的、社会的な障壁をなくしていくことは困難な場合もありますが、代替的な措置も含めて実現を目指します。

### ①施設等の物理的な障壁への対応

文化財を見学、体験する施設は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくことはもちろん、可能な限り物理的な障壁をなくしていきます。また文化財の整備や見学通路の整備にあたっては、同様の考え方で多くの人が見学できる環境を実現します。段差等の障壁だけではなく、視覚や聴覚に障がいのある人への配慮も実施していきます。

### ②ソフトでの対応

講座や講演会、イベントなど、文化財の活用にかかるソフト事業において、高齢者や障がいのあつる人を含めた多くの人に参加し、楽しむことができる対応をしていきます。

### ③多言語化への対応

日本を訪れる外国人にとって、歴史文化や文化財は日本や地域を知るうえで重要な素材です。誰でも文化財を活用できるようにするため、日本語だけの解説、説明ではなく、多言語での解説を行うことを目指します。具体的には文化庁が示した4つの視点を心がけ、進めていきます。

- ア) 日本語の解説を直訳せず、基本的な用語の解説を補足する等、文化財を理解する上で前提となる情報を解説に盛り込む。
- イ) 外国人の目線での文化財のどこに興味・関心を持つかを把握し、メリハリの利いた解説内容とする。
- ウ) 案内板やパンフレットなどの解説媒体に応じ適切に情報を書き分けるとともに、デザイン上の見やすさや景観との兼ね合いも考慮する。
- エ) 分かりやすい解説のためには、英文執筆・翻訳を委ねることができる優れた人材を確保する。

### ④代替的な措置

文化財はその立地や構造上、物理的な障壁を取り除くことができない場合や、景観などの観点から十分なバリアフリーの措置をとることができない場合があります。国宝松江城天守や史跡田和山遺跡、名勝及び天然記念物潜戸、山上の山城や天然記念物などがその代表例です。これらの文化財については、疑似体験ができるVR（仮想現実）や実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示するAR（拡張現実）、視覚障がい者に対しては触ることができる模型などを用いて、実際に見聞きすることに近い体験ができるよう、順次取組を進めます。

## 4. 歴史文化を生かしたまちづくりの一層の推進 ～「歴史文化を生かしたまちづくり」の課題に対する方針～

今後の松江市のまちづくりにおいては、歴史文化を生かした視点が欠かせません。「歴まち計画」で設定している9つの歴史的風致や、今後、地域調査などにより紡いでいく「ヒストリー」を、広く地域全体で共有し、まちづくりや観光、産業振興など松江市政全般で共有していきます。

### 1) まちづくりにおける文化財保存・活用の視点

国府跡周辺エリアなどの遺跡密集地については、都市計画上でも、開発規制について独自の制度構築を検討します。

また、中心市街地でもある城下町エリアについては、地下に城下町遺跡が良好な状態で残っていることが確認されています。都市計画部署、島根県教育委員会ははじめ関係機関と協議を進め、開発行為とバランスの取れた発掘調査の実施を含め適切な保存措置を講じていきます。

今後の都市計画では、まちの歴史的背景などを生かした歴史的必然性のあるまちづくりを進めます。

### 2) 歴史的まちなみ、景観の一層の保全

城下町エリアについては、景観法による規制や、歴史的建造物保全制度による歴史的まちなみの保全が図られています。今後は、国府跡周辺エリア、美保関エリア、宍道エリア、日本海岸の漁村集落景観、東出雲町畑地区の干し柿集落景観など、多様な歴史的まちなみ、景観について、伝統的建造物群保存地区や、文化的景観といった文化財制度も含めた保全・継承のための取組を検討します。

### 3) 歴史的建造物の一層の保全継承

歴史的まちなみ形成の核となる歴史的建造物については、いかに活用するかが継承していくうえで重要課題です。一方で、活用に伴う改修にあたっては、現行法規への適合が困難な事例が少なくありません。今後は、建築基準法の適用除外はじめ、その対応について建築士会など関係機関と共に、その対応策を検討します。

松江市独自の取組である歴史的建造物保全事業の取組を、関係団体・地元高等教育機関との協力の中で進めていき、都市政策の柱の一つとして、歴史的建造物を含む既存ストック活用、リノベーションまちづくりを進めていきます。

また、近現代建造物を中心とする歴史的建造物の調査研究、情報発信を進めるためのセンター施設・機能の整備についても検討します。

### 4) 地域での文化財に関する取組の推進

松江市では、概ね小学校区を単位として公設自主運営型の公民館が設置され、各種講座の開催のほかに、地域づくり、人づくり活動が積極的に展開されています。各公民館では地域の歴史を学ぶ活動も積極的に取り組まれており、地域の文化財を生かした事業も多く見られます。

その中でも、平成22年度からは「わがまち自慢発掘プロジェクト」(市補助事業)として、地域ごとに歴史文化的価値の高いものを中心に「地域のお宝」を選抜し、それらをつなぐ“まち歩きル

ートマップ”を作成する取組や、地名、町（丁）名の由来などを示す案内板の充実が図られています。

今後、4つの地域と12のゾーンに沿って行う地域の調査研究にあっても、基本単位となるのが公民館です。地域とともに調査研究を行い、その成果を共有し情報発信し、地域づくりに生かしていくことにより、地域単位での歴史文化を生かしたまちづくりにつなげていきます。

## 5. 文化財の担い手の支援と育成 ～「文化財の担い手」の課題に対する方針～

文化財所有者、保持者が一番の担い手で、当事者です。文化財を保存継承していくためには、まずは文化財を保有している人、あるいは技術等を保持している人を未来に向かって支えていくことが重要です。

地域の文化財を保存・活用していくうえで、文化財を支える人への支援と協働が一層必要とされています。

### 1) 文化財所有者、保持者等への支援

担い手として当事者となるのは指定文化財の所有者であり、無形文化財・無形民俗文化財の保持者、保持団体です。保存継承をしていくために、必要な支援をしていきます。

#### ①指定文化財所有者への支援

一般的に文化財を維持・管理していくためには物理的、経済的負担が伴います。特に建造物をはじめとした有形文化財は定期的な修理が欠かせません。その費用にかかる財政的な支援、専門的指導やそれを受けるための橋渡しなどをしていきます。また、文化財の公開活用等による果実で、当該文化財の日々の管理経費を賄うといった経営の仕組みづくりも支援していきます。

#### ②指定無形文化財保持者(団体)、無形民俗文化財保存団体への支援

無形文化財や無形民俗文化財を伝承していくためには、日々の鍛錬や練習、必要な施設・道具等の修理を持続的に行うことが必要です。施設・道具等の修理にあたって、財政的な支援や、専門的指導を受けるための橋渡しを行います。また芸能等の上演機会をつくることに努め、日々の継承のための努力を顕彰するとともに、芸能等の魅力を国内外の人に伝えることに努めます。

### 2) 担い手を支援し、育成する仕組みの構築

#### ①将来の担い手の育成—学校教育、社会教育でのふるさと学習の一層の充実—

地域の文化財を地域で守っていくためには、まずは地域の歴史文化に関心をもつとともに正確に学び、知ることが大切です。特に小中学生に積極的に学びの場を提供することは、地域に対する愛着を深め、後世へつないでいくために欠かせません。

松江市では、松江城授業プロジェクトの取組を進めていますが、今後は、各地域の文化財を中心とする歴史文化を学べる素材を学校教育の場へ提供していきます。

松江市を含む島根県は、全国的にも高齢化の進展が進んでいる地域です。逆に言えば、元気な高齢者が多く存在することでもあり、今後の文化財の担い手として大いに活躍が期待されることです。これまで以上に多くの学びの場を提供し、能動的に文化財の保存と活用に取り組む層を拡大していく施策が必要です。高齢者に限らず、地域の住民が積極的に調査研究や地域史学習に取り組む仕掛け作りや支援を行います。

今後の地域の調査研究にあたっては、学校教育、社会教育の関係者とも十分な連携を図り、人づ

くりの観点からも児童生徒の参加を積極的に促し、ふるさと教育の推進、郷土愛の醸成を図り、文化財の保存・活用を担う人づくりを目指します。

## ②伝統行事の担い手である地域社会への支援

価値が顕かになった伝統行事のうち、伝承していくことが期待できるものについては、文化財指定等による積極的な保護を図り必要に応じた支援を行っていくことが必要です。後継者不足の課題については、歴史展示施設での「紹介・体験」を拡充させ、幅広い年代への啓発と情報発信を行うとともに、松江市の公民館で実施されている各種地域づくり、人づくりの講座や活動の中に親子ボランティア教室などを位置付けながら、地域の文化財は地域で守るという文化財愛護の機運を醸成していきます。

また、これらの活動を誇りとやる気をもって継続できるよう、広く内外に周知し、顕彰の場を設けるなどして活動を積極的に支援していきます。一方で、行事实施に当たり、人手不足が切実な地域については、地域外の担い手との橋渡しの仕組み作りを行い、行事の継承を支援します。

## ③修理技術者の育成

特に木造建築修理などにあたっては、在来工法による技術が求められますが、これらの技術継承についても、後継者不足の課題が顕著になっています。歴史的建造物の修理現場が経常的に発生するよう、歴史的建造物保全の取組を進め、技術継承の場を確保するとともに、建築士会、ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）など関係機関と共に、技術継承に係る講座の拡充などにも取組めます。

## ④伝統工芸の販路拡大

松江市はものづくりの伝統が息づくまちです。近世にまでその起源をさかのぼる高度な伝統技術保持者も多く活動しています。

一方で、生活様式の変化に伴い、これら伝統工芸品の販路は以前に比べて縮小しているのも現状です。今後は、歴史に裏打ちされた高い技術を明確に打ち出すなど、他産地との差別化を歴史の面からもしっかりと支えるとともに、新しい技術や製品などの商品開発、販路開拓の支援を行い、伝統工芸技術者の支援を行っていきます。

## ⑤市民活動団体との共創・協働

史跡の活用や維持管理などを担うボランティア団体の後継者不足、高齢化も深刻です。今後も活動支援や情報提供を行いながら、連携・協力体制をより一層強化していきます。

## ⑥文化財に関わる民間団体の発掘と育成

これまで文化財とかかわりの少なかった商工団体やNPOなどに対しても、積極的に文化財に関する情報を提供していきます。特に、文化財＝規制という概念を取り払うよう、正確かつ広範な情報を提供することにより、今までにない視点での活用・保存の取組につなげていくことが必要です。

文化財修理・活用に係る資金調達としてのクラウドファンディングや、SNSなどを利用した情報発信など、これまでの文化財に関する取組にかけていた要素を担うことのできる関係者の発掘が求められています。

## 6. 文化財を守り伝えるための財源の確保 ～「財源」の課題に対する方針～

文化財を確実に守り伝えていくためには、そのために必要となる財源の確保が必須です。

松江市にとって、文化財が貴重かつ重要な資産であるとの認識を共有し、地域での経済好循環の果実が文化財保護行政にもいきわたる機運醸成が必要です。また、文化財自体の魅力を高め、保存継承のために必要な収入を自らあげていく努力も必要です。

松江市として、十分な財源を確保していくことに努めるとともに、民間所有者の文化財の保存継承にかかる財源確保についても支援を行っていきます。

### 1) 松江市の財源確保

#### ①ふるさと寄附の拡充

松江市では、松江市ふるさとづくり寄附条例を制定し、「ふるさと松江だんだん基金」を創設し、いただいた寄附金を活用して各事業を実施しています。寄附にあたっては使い道のメニューを設定していますが、文化財についても下記の3つのメニューが用意されています。

- ・松江城：国宝松江城を中心とした城下町のまちなみなど歴史的景観の保全、伝統文化の継承を行います。また、これらを生かした観光、産業の振興に活用します。
- ・松江の文化力を生かしたまちづくり：豊富な松江の伝統文化や文化芸術を保存、継承、発展させ、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちづくりに活用します。
- ・宍道湖・中海：宍道湖・中海などの自然景観、自然環境の保全を行います。また、これらを生かした観光、産業の振興に活用します。

今後は、これらメニューへのふるさと寄附の拡充に向けて、返礼品についても、文化財ならではの商品や体験メニューの開発、提供などを検討します。

#### ②国庫補助事業等の積極的な利用

指定文化財をはじめとする文化財の保存修理にあたっては、国庫補助金や、県費補助金の積極的な利用を図ります。文化庁補助金のみならず、観光庁や国土交通省など、様々な補助事業メニューに対する情報収集を行い、その利用に努めます。

また、本地域計画作成により申請が可能となる補助事業や、弾力化要件が得られる地方創生推進交付金などについても、庁内関係部署と情報共有を図り、積極的に利用します。

#### ③文化財長期修理計画の策定による財政負担の平準化

文化財の劣化状況などを適宜把握することにより、市内の文化財全体の適切な修理周期に基づく概ね10年周期の長期修理計画を作成します。これにより、財政負担の今後の見通しを明らかにし、必要に応じて修理の時機を調整することなどにより、財政負担の年度ごとの平準化を図ります。

## 2) 民間所有者の財源確保支援

### ①文化財の活用等による財源獲得の支援

有料施設として公開などを行っている民間所有文化財については、市の観光施策の中でも効果的にPRに組み込み、入込客数の増加を支援します。今後紡いでいく「ストーリー」の中にも適切に位置付けていきます。

また、来訪者の利便性を高めるための施設整備などについても、文化庁の補助事業などに随伴する形で、財政的にも支援を行っていきます。

### ②クラウドファンディングなど新たな財源確保

クラウドファンディングを通じた資金調達など、新しい財源確保の手法についても、必要に応じて、所有者のサポートを行います。具体的には、こうしたノウハウに精通する民間事業者との橋渡しなど、所有者からの要望に対する相談・支援機能を強化します。

## 第6章 「ヒストリー」とその概要

### 1. 「ヒストリー」の考え方

“history”という英語は歴史、歴史書、発達史、変遷、来歴、沿革などと訳されます。語源は「知ること、調べることで得た知識」というギリシャ語といわれます。松江市は調査研究を重ね知りえた事実を使って物語にすることを、historyの語源に重ねて「ヒストリー」と呼びます。今後の調査研究によりあらわれてくる成果も大きな要素として含みこんでいくとともに松江市という行政単位を越えて関連する地域の文化財ともネットワークで結ぶことを構想します。(第5章より再掲)

「ヒストリー」を紡ぐために、松江市は調査研究に力を入れていきますが、市民の皆様が参加する調査研究や他地域の研究者の協力を仰ぐことにより、その厚みが増していきます。これから列挙する「ヒストリー」は完成形ではなく、多くの人々がかかわることで更新され、また新たな「ヒストリー」が生まれることが想定されます。行政では、文化財の保存・活用、観光振興、地域振興、産業振興などの事業や、事業に取り入れられる文化財・歴史文化が「ヒストリー」に根ざしたものになることにより、魅力が高まったり、新たな魅力が生まれるようにします。各施策を通じて、市民の皆様にヒストリーが共有されることにより松江の価値が高まり、松江市民による地域づくりにつながり、継続的な関係人口の増加につながっていくことを目指します。

具体的には、①松江の歴史文化を伝える手段(ツール)として、②今後の調査研究テーマとして、③活用の素材として(地域振興素材、教育素材、産業振興素材、観光素材として)、「ヒストリー」を生かしていきます。

### 2. 「ヒストリー」の構成

松江には多くの文化財があり、それらを通じて豊かな地域像を物語ることができます。一つ一つの文化財を線で結んで、面を作ることで特色ある歴史文化のストーリーを形作ります。ストーリーは一つの時代、一つの空間、一つの事柄などで完結します。ストーリーは互いに関連性を持たせることで、時代に厚みが増し、空間や事柄の幅が広がります。ストーリー同士をつなぎ、第3章で述べた8つの視点を基本視座としながら、ヒストリーを紡いでいくこととなります。

松江市は、中心市街地南側の「八雲立つ風土記の丘」周辺を島根県教育委員会と調査・整備を進めてきました。また松江城天守国宝指定を機に、堀尾氏に関わる県内外の市町と共同研究を行い、成果を上げてきました。まずは、現在進行中の2つの事業を「ヒストリー」として再構成し、今後の計画実践のための基盤としていきます。

次に、松江にある重層的で幅広い歴史文化とそれに関わる文化財を活用していくために、文化財をつないだストーリーとそれをつなげたヒストリーの積み上げが必要となります。これから紡いでいく「ヒストリー」を例示し、市民の皆様とともに調査研究を実施していくなかで成長させていきます。

さらに、さまざまな地勢の異なる地域が融合した松江は、地域単位ごとに特徴的な文化財が存在し、それぞれにストーリーがあります。地域の悉皆的調査を基盤として、大きな松江の歴史文化をつむぐヒストリーを構想します。

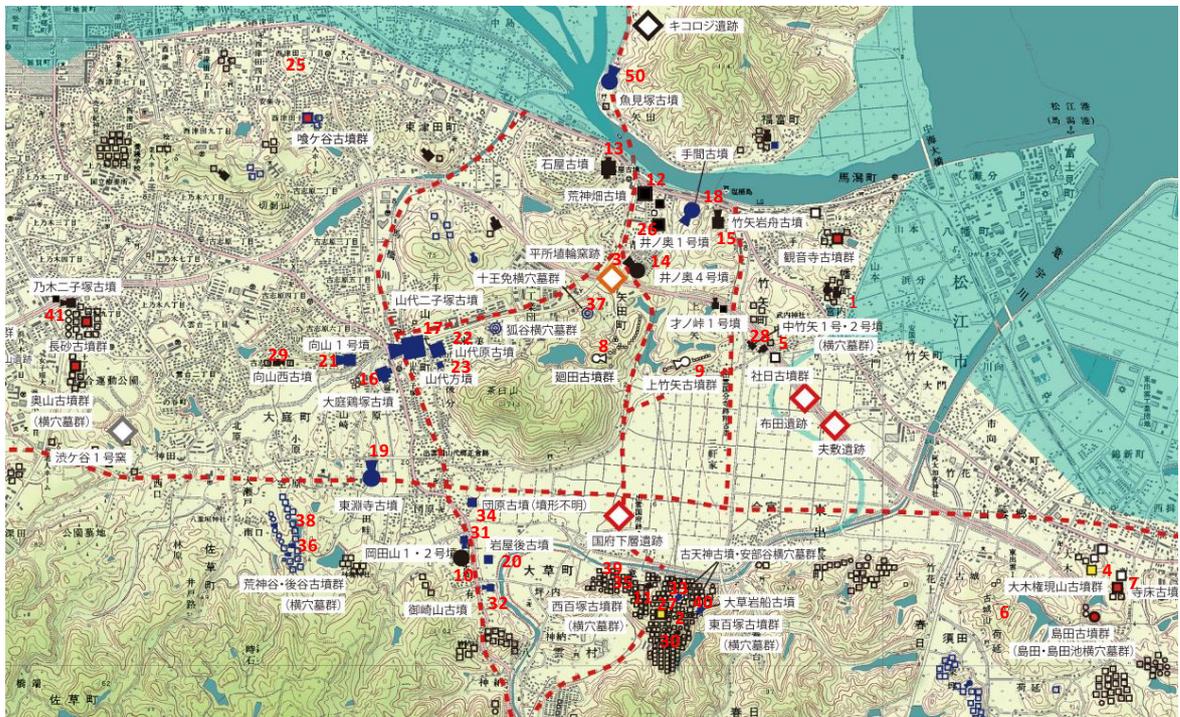
## 3. これまでの調査研究成果から紡がれる「ヒストリー」

ヒストリー	ストーリー
1) 古代出雲の王墓のヒストリー 【視点4) 古代出雲文化発祥の地 松江】	ア) 四隅突出墓と方墳のストーリー(1世紀~4世紀前半)
	イ) 前方後円墳(廻田1号墳)の登場と出雲トップへの道のヒストリー
	ウ) 方墳と形象埴輪のストーリー
	エ) 古墳時代後期の前方後方墳のストーリー
	オ) 古墳時代終末期の石棺式石室のストーリー
	カ) 周辺地域の古墳から見えるストーリー
2) 堀尾氏入国とまちづくりのヒストリー 【視点2) 城下町 松江】	ア) 松江城築城と城下町形成のストーリー
	イ) 堀尾氏ゆかりの城館を辿るストーリー
	ウ) 堀尾吉晴とその一族の石塔のストーリー

## 1) 古代出雲の王墓のヒストリー

松江市街南郊の八雲立つ風土記の丘周辺には数多くの古墳があります。国・県指定史跡だけでも14件含まれています。これまでの松江市や島根県の調査研究により、4世紀後半から7世紀前半まで約300年間にわたり、東部出雲・出雲の大首長の代々の墓が時代を追って分かるようになりました。大首長を支えた人の古墳も含め、古墳の変遷の意味付けを具体的に行い、葬られた人物の姿が思い浮かべられるようにします。

さらに、同時代の松江市内の首長との関係、出雲地域の中での首長との関係、ひいては大王墓との関係などにも広げ、大きな視点で松江の古墳のヒストリーを感じてもらいます。基本的な調査研究は、島根県古代文化センターや島根大学はもとより、関連地域とも連携し、協力して情報発信や整備を進めることで相乗効果を狙います。



松江市街地の南郊には、4世紀後半の廻田1号墳を端緒に、出雲最大級の古墳(大首長墓)が7世紀半ばまで連続して築かれます。その形や内容は時代によって変化しますが、それはヤマト王権との関係と出雲内部の地域間関係の中で変化しました。このような古墳のあり方は、出雲の他地域や隣接地域、近畿地方、遠くは九州や関東の豪族も関わっていたことがわかっています。

### ア) 四隅突出墓と方墳のストーリー (1世紀～4世紀前半)

弥生時代後期(1世紀頃)に、それまで集団祭祀の象徴だった銅鐸や銅剣などの青銅器が姿を消し、出雲では四隅突出墓という集団の首長を葬る墓のマツリが生み出されます。後期後半(2世紀後半頃)には出雲市の西谷墳墓群や安来市の荒島墳墓群で、長辺が40mを超えるような同時代の日本列島で最大級の四隅突出墓が造られます。松江周辺では、10～25m程度の中小規模の四隅突出墓が小地域ごとに造られており、小地域を束ねる有力な首長が各地で生まれていたことがわかります。

3世紀の中ごろ(古墳時代初期)にヤマトに巨大な前方後円墳が生まれ、日本列島各地に同様の墳墓が造られることで、のちの国家の前身となる大きなまとまりができたと考えられます。出雲では、弥生時代以来の伝統的な四角い形の古墳(方墳)を造り続け、荒島墳墓群に60mクラスの大規模方墳が築かれます。松江周辺では、弥生時代に続いて中小規模の方墳が築かれました。出雲でNO.2クラスを保ち続けたとも考えられます。

### イ) 前方後円墳(廻田1号墳)の登場と出雲トップへの道のストーリー

古墳時代前期後半(4世紀後半頃)、茶臼山の東の山上に全長62m、当時の出雲最大の前方後円墳、廻田1号墳が現れます。出雲で初めての前方後円墳で大和北部の特徴を持つ円筒埴輪が立てられた古墳です。ヤマトと最も関係性の深い地域が、荒島から松江南郊の意宇<sup>おう</sup>に変わったともいえます。その後、古墳時代を通じて出雲の中心部の地位を、意宇の地が担うこととなります。

### ウ) 方墳と形象埴輪のストーリー

古墳時代中期、5世紀になると大橋川をはさんで南北に、大型の方墳が現れます。西尾町の<sup>びょうしよ</sup>廟所古墳、観音山1号墳、東津田町の石屋古墳、矢田町の<sup>こうじんぼた</sup>荒神畑古墳、井ノ奥1号墳などがそれで、古曾志町の<sup>たんげあん</sup>丹花庵古墳や法吉町の塚山古墳も同様の例です。これらは30mから最大60mを超える大型方墳で、同じ時期の畿内地方の大王墓に伴う<sup>ばいちよう</sup>陪冢(主墳に付属する古墳)の形と連動しているという理解が有力です。中央の大王の側近・重臣的な役割を担っていたかもしれません。あわせて、精巧な形象埴輪が古墳のマツリに用いられることも重要です。特に石屋古墳からは、当時の最高の技術で作られた馬や家、楯、武装した人物、力士、玉座に座る人物などの埴輪が出土しています。力士などの人物は地方では最古級の埴輪で、『日本書紀』に出雲の<sup>のみのすくね</sup>野見宿禰が陪葬の代わりに土製の人物を並べることを考案したとする埴輪創出伝承との関わりも注目されます。



石屋古墳出土の形象埴輪

中国の歴史書によると、5世紀には当時の日本である倭から5代の王が外交を求めて朝貢したとされます。「倭の五王」と呼ばれる国際化に対応した時代の大王墓は、世界遺産となった百舌鳥・古市古墳群と言われており、出雲の中心地とのかかわりを探るストーリーです。

ヒストリーに直接かかわる古墳一覧表					
	首長墓級		その他の古墳		
1	的場墳墓	四隅突出？	25	東城の前墳墓群	四隅突出
2	東百塚山20号墓	四隅突出	26	井の奥1号墳	前方後円墳
3	間内越墳墓群	四隅突出	27	東百塚山1号	方墳
4	大木権現山墳墓	四隅突出	28	中竹矢1号墳	前方後方墳
5	社日1号墳	方墳、木槨ほか	29	向山西古墳	前方後方墳
6	古城山1号墳	方墳	30	大草岩船古墳	前方後方墳、石棺
7	寺床1号墳	方墳	31	岡田山1号墳	前方後方墳、横穴式石室
8	廻田古墳	前方後円墳	32	御崎山古墳	前方後方墳、横穴式石室
9	上竹矢1号墳	前方後円墳	33	古天神古墳、	前方後方墳、石棺式石室
10	岡田山1号墳	円墳	34	団原古墳	方墳？、石棺式石室
11	西百塚山19号墳	円墳	35	東西百塚山古墳群	前方後方墳、方墳他
12	荒神畑古墳	方墳	36	荒神谷・後谷古墳群	前方後方墳、方墳
13	石屋古墳	方墳、形象埴輪	37	十王免横穴群	横穴墓群
14	井の奥4号墳	前方後円墳	38	荒神谷後谷横穴群、	横穴墓群
15	竹矢岩船古墳	前方後方墳、石棺	39	西百塚山横穴群	横穴墓群
16	大庭鶏塚古墳	方墳	40	安部谷横穴群	横穴墓群
17	山代二子塚古墳	前方後方墳			
18	手間古墳	前方後円墳	41	乃木二子塚古墳	前方後方墳
19	東淵寺古墳	前方後円墳	42	田和山1号墳	前方後円墳、横穴式石室
20	岩屋後古墳	方墳？、石棺式石室	43	増福寺裏山古墳群	方墳他
21	向山1号墳	前方後方墳、石棺式石室	44	雨乞山古墳	方墳、石棺式石室
22	山代方墳	方墳、石棺式石室			
23	山代原古墳	方墳、石棺式石室			

### エ) 古墳時代後期の前方後方墳のストーリー

5世紀の終わり頃、出雲東部の首長墓は、この時期には全国で唯一、前方後方墳を採用します。中央では雄略朝の時期にあたり、地方の首長たちを「人制」と呼ばれる制度に組み込む政策がすすめられた時代です。そうした古墳の変動期に、出雲意宇の首長たちは独自の古墳の形で地域の連合関係を強めました。ヤマト政権からは、他地域とは違う形の古墳を作ること容認されたとも言えます。

6世紀になると、<sup>けいたい</sup>継体天皇、<sup>きんめい</sup>欽明天皇の時代を通じて、<sup>こくぞう</sup>国造制、<sup>べみん</sup>部民制といった制度による地方や豪族の統治が進んでいきます。6世紀半ばころに築かれた全長94mの巨大前方後方墳、山代二子塚古墳はこの地域の国造（中央から任命された地方長官）だった可能性が高いと考えられます。山代二子塚は新たに出雲型子持壺のマツリを取り入れるなど、出雲東部の中の豪族たちを束ねる古墳のマツリを作り出し、地域内の結合の強化を図った記念碑的古墳と考えられます。彼らは中央で絶大な権力を持った蘇我氏との関係性も強めながら、地域の中での力を高めていったと考えられます。



山代二子塚古墳



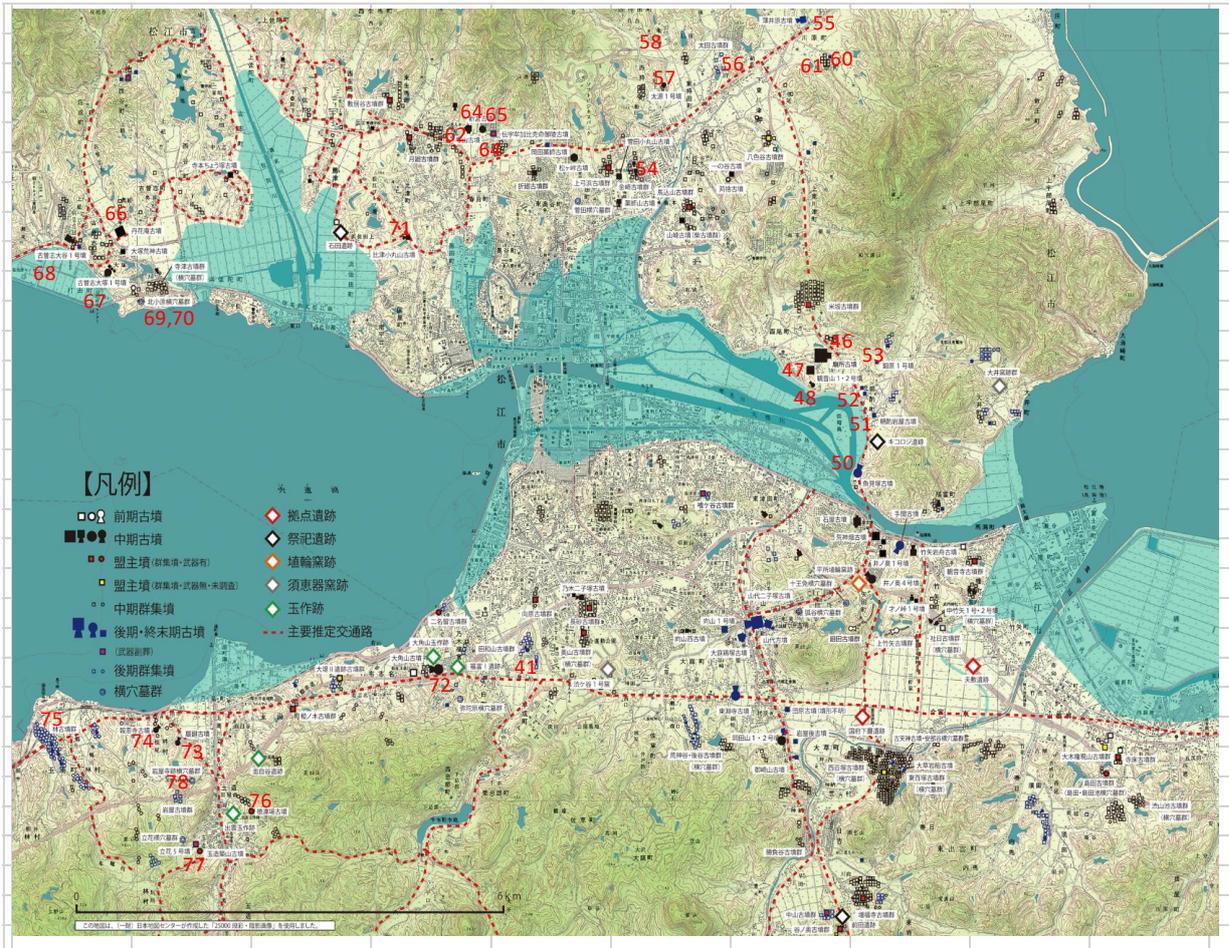
岩屋後古墳石棺式石室

#### オ) 古墳時代終末期の石棺式石室のストーリー

6世紀末頃、「意宇国造」一族の首長たちは、「石棺式石室」という特徴的な石室を編み出し、古墳の埋葬施設として取り入れます。前項で述べた子持壺と相まって、石棺式石室はおよそ半世紀にわたり、意宇の領域の中で首長墓として続き、地域豪族連合の結束を表し続けます。6世紀後半頃に新たに表れた出雲西部の新興勢力への影響力も強めていき、7世紀前半には「出雲国造」に成長したと考えられます。7世紀の終わり頃には、意宇平野の南に出雲国府がおかれ、8世紀半ばには出雲国分寺が建立されたのです。

#### カ) 周辺地域の古墳から見えるストーリー

王墓が築かれ続けた中心地としての松江市南郊は、その地域だけで成り立っていたわけではありません。中海、大橋川、宍道湖をはさんで、その北岸地域や東西に隣接する地域との関係性の中で、中心としての役割を担っていきます。



出雲中枢の周辺にある主要古墳分布図

ヒストリーに関連する、周辺地区の古墳一覧表

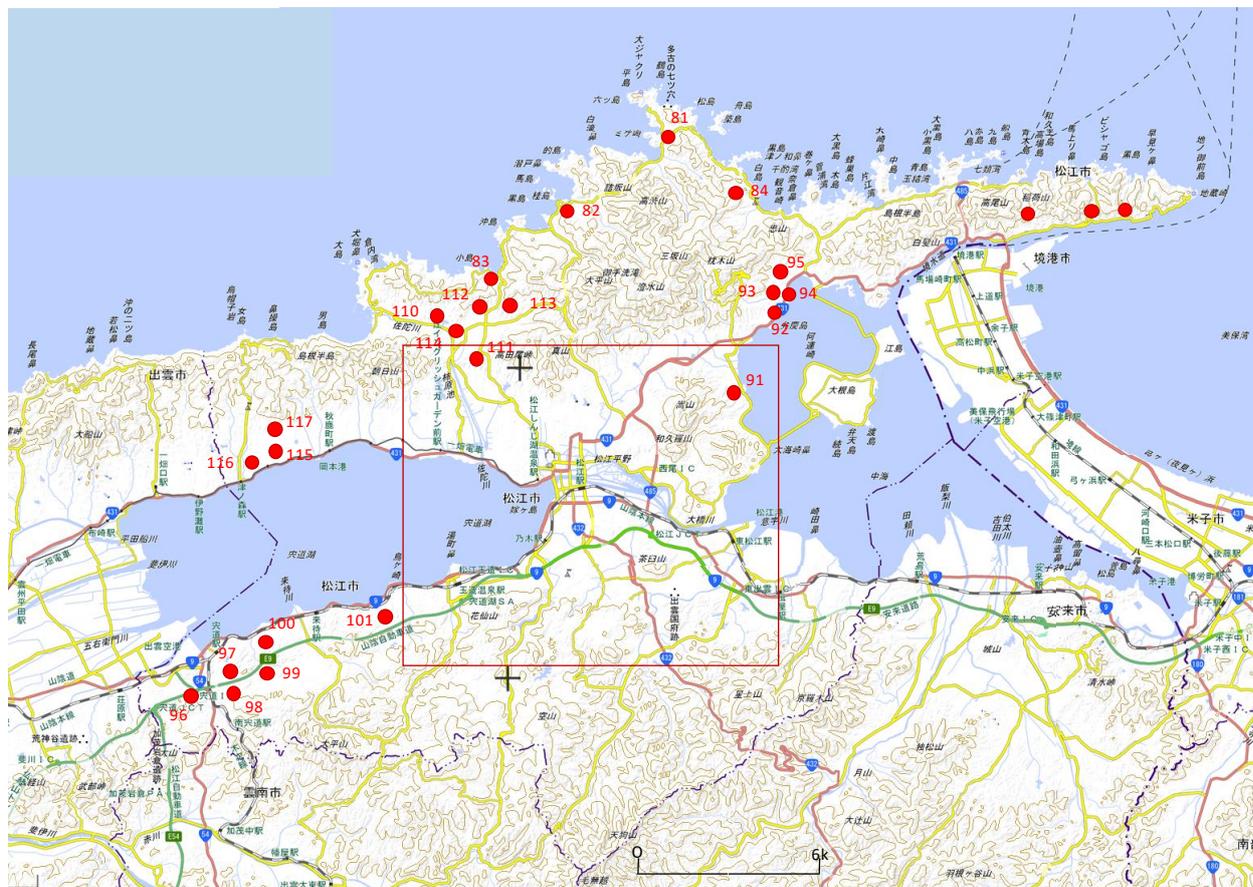
朝酌地区		川津・持田地区	
46	廟所古墳	方墳	54 金崎古墳群
47	観音山1号墳	方墳	55 薄井原古墳
48	観音山2号墳	前方後円墳	56 太田古墳群
49	米坂古墳群	方墳他	57 太源1号墳
50	魚見塚古墳	前方後円墳	58 日吉垣ノ内古墳
51	朝酌岩屋古墳	方墳	59 金毘羅谷古墳
52	朝酌小学校古墳		60 西宗寺古墳
53	廻原1号墳	方墳	61 川原古墳
法吉・生馬地区		古江地区	
62	塚山古墳	方墳	66 丹花庵古墳
63	田中谷古墳	前方後方墳	67 古曾志大塚古墳群
64	伝宇牟加比売陵古墳	方墳	68 古曾志大谷1号墳
65	新宮古墳	円墳	69 北小原古墳群
			70 北小原横穴墓群

中海・宍道湖北岸地域は、弥生文化の導入期からいち早く水田稲作をはじめ、拠点集落を営んでいました。古墳時代に入っても、日本海や中海・宍道湖に面して交通の要衝にあり、比較的大規模な前方後円墳や円墳、方墳を築いてきました。古墳時代前期（4世紀）には大野地区や鹿島地区に大型古墳が築かれていましたが、中期（5世紀）には古曾志周辺と朝酌周辺に大型方墳が築かれ、同様の古墳を作る松江市南郊地域と強く結びつきました。その関係はその後も続き、6世紀に任命される国造の最も近いパートナーであり続けたのです。

ヒストリーに関連する松江市全域の古墳一覧表

日本海沿岸地域		中海北岸・東岸ゾーン (美保関地区)		
81	亀田横穴墓群	横穴墓	85 天神社裏山古墳群	円墳、石室
82	牛谷古墳	方墳、石棺	86 海崎古墳群	方墳、石室
83	宮尾横穴墓群	横穴墓	87 法田峠古墳群	方墳、石室
84	岩山古墳群	方墳、横穴式石室		
中海北岸・東岸ゾーン (本庄地区)		宍道湖南岸ゾーン (宍道地区)		
91	八日山古墳	方墳	96 上野古墳群	円墳、方墳
92	山ノ神古墳群	前方後円墳、方墳、円墳	97 才横穴墓群	横穴墓
93	測切古墳群	前方後円墳、前方後方墳	98 水溜古墳群	方墳
94	藤田古墳群	前方後円墳、前方後方墳	99 椎山1号墳	前方後円墳
95	善尾古墳群	方墳	100 伊賀見1号墳	石棺式石室
			101 鏡北廻古墳	石室
宍道湖北岸ゾーン (鹿島地域)				
110	名分丸山古墳	前方後方墳	114 鶴灘山古墳群	前方後円墳、円墳、方墳
111	奥才古墳群	方墳、円墳	115 大垣大塚古墳群	方墳、円墳
112	講武岩屋古墳	石棺式石室	116 平廻古墳	前方後方墳
113	堀部古墳群	前方後円墳、方墳	117 鍛冶屋谷古墳群	円墳

松江市南郊地域の西側、宍道湖南岸ゾーンは、中海・宍道湖北岸地域とはやや異なる動きをします。特に玉湯町周辺は、古墳時代の初めころから玉作を始めることもあって、石棺を重視するなど独自の古墳を築きます。しかし6世紀終わり頃には、南郊地域と共通する石棺式石室を首長墓に取り入れるなど、出雲東部の大きな枠組み中に取り込まれていきました。



## 2) 堀尾氏入国とまちづくりのヒストリー

現在の松江城下町と周辺地域の歴史的風致の形成は、17世紀初頭に堀尾氏が出雲国、隠岐国を与えられて富田城に入り、慶長13年(1608年)に松江に居地を移して、松江城とその城下町を形成したことが大きな契機となっています。松江城下町の基本的構造は、堀尾期に形成され、現在もその地割りや普請の痕跡がよく残っています。城下町の文化財は「歴まち計画」でさまざまな歴史的風致と旧城下町エリアとして重点区域に位置づけられています。

一方で堀尾氏は松江城築城までには富田城に入り、築城後も富田城をはじめ三刀屋城、赤名瀬戸山城、三沢城などを支城として構え、出雲国の支配を行っていました。また中世以来の伝統的な寺社勢力とも手を結び、杵築大社(出雲大社)の慶長14年の造営にも大きく力添えをしています。また松江城築城を知るには入国以前の堀尾氏の歴史が深く関わります。出雲入国前に領していた浜松や出生地の大口町などの関連文化財が重要な手がかりです。松江市だけではなく、県内外の自治体や機関と共同研究を進め、お互いにつながりが分かる情報発信や整備を行うことで、広がりを持ったヒストリーを紡ぎ、活用を進めます。

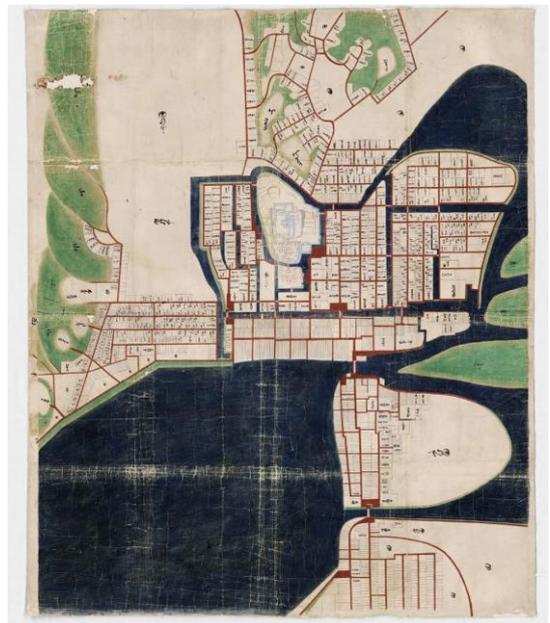


堀尾吉晴公共共同研究会報告書

### ア) 松江城築城と城下町形成のストーリー

堀尾吉晴が亀田山に松江城の築城を開始したのが慶長12年(1607)からで、城下町の造成も城造りと平行して行われました。慶長16年(1611)には天守を始め、城と城下町の大半ができあがったと考えられます。城はその後大きな普請は行われていないため、堀尾期の姿をおおむね留めていると考えられます。

当時の松江城と城下町の様子は、「堀尾期松江城下町絵図」で知ることができます。城普請のために、末次に向けて南北に延びていた丘陵を赤山と亀田山に分断して内堀とし、城下町全体を堀で区画して大枠を形作りました。この堀割は、現在の松江城下のまちなみを潤すとともに、観光のツールとして大きな役割を担っています。城下町形成の詳細は、発掘調査により明らかになってきています。城下町東端の田町川の外側には、「堀尾期松江城下町絵図」で描いてあるとおり



堀尾期松江城下町絵図  
(島根大学附属図書館蔵)

に土手が見つかり、湿地帯にシダ類タケ、カヤ、マツなどを敷いた上に土を盛って作られていることが分かりました（敷葉工法）。城下町内部は、素掘りの大溝、区画境大溝、屋敷境大溝を順に掘り進め、町割り区画を溝で区切り、道路や屋敷地内は盛り土をして造成しています。堀尾吉晴は、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康に仕え、戦国時代から安土桃山時代の最先端の築城に関わって来たことで得た城普請のノウハウを用いて、現在に至る町の基礎を形作ったのです。



城下町遺跡の発掘で出てきた  
東端の土手の跡



松江歴史館部分の発掘調査風景



松江城東側の内堀（亀田赤山の切割り）

### イ) 堀尾氏ゆかりの城館を辿るストーリー

堀尾吉晴は尾張国丹羽郡御供所村（愛知県丹羽郡大口町）で生まれ、堀尾氏邸宅跡（発掘調査され保存整備されています）で青年時代を過ごします。のちの豊臣秀吉に仕え、築城にかかわるようになったのは近江の長浜城です。琵琶湖沿岸に新しく形作られた城と城下町を目の当たりにし、築



愛知県大口町、堀尾氏邸宅跡



遠江国（静岡県）で堀尾吉晴が築いた城

城技術にも触れました。やがて明智光秀亡き後の丹波黒井城へ入り、初めて城と城下町を自ら支配しました。天正13年（1585）に吉晴は豊臣秀次の宿老として近江国佐和山城に入城しました。天正18年（1590）年の小田原の戦い後は、遠江国浜松12万石を任せられるようになりました。吉晴は前代の徳川家康の時の「土の城」から、石垣の城に変貌させたと考えられます。また支配地の交通の要衝に、支城として二股城、鳥羽山城を築きました。

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い後、吉晴は徳川家康より出雲・隠岐両国24万石を賜り、安来市富田城へ入城します。富田城在城期間中にも、城の改修を行い、麓に城下町を築きました。当時の城下町の様子は、富田川河床遺跡の発掘調査により知ることができます。やがて吉晴は松江を支配の拠点と定め、松江城築城を始めると同時に、出雲国内の支城として三刀屋城と赤名瀬戸山城の改修も行いました。尾張国御供所村おわりくにごごしよの土豪の方形区画の居館で生まれた吉晴は、信長、秀吉、家康に仕え、合戦、政治、築城に携わり、戦国時代の武士として最先端の技術と向き合い、実践しながら経験を積んできました。その集大成が松江城とその城下町だったのです。



浜松城天守台と模擬天守



堀尾吉晴が設けた出雲の居城と支城



富田城跡



三刀屋城天守台跡

#### ウ) 堀尾吉晴とその一族の石塔のストーリー

堀尾氏にかかわる石塔は、松江周辺、雲南市三刀屋町、安来市広瀬町を中心に数多く残されています。堀尾一族の石塔は五輪塔、宝篋印塔といわれるものが大多数で、周囲を石の壁と屋根で覆った石廟と呼ばれる丁寧なしつらえのものも見られます。堀尾氏が出雲に入って以降、石塔の多くは来待石に集約され、特徴的な形の宝篋印塔ほうきょういんとうが数多く作られるようになります。堀尾氏の出雲入部をきっかけとして、遠江国浜松を祖型として、組織化された石工集団により来待石を使った石塔政策に変化したものと考えられます。

堀尾氏は出雲国内のほかに、京都、高野山、江戸に一族の墓所をおき、数多くの石塔を建立しました。墓所や石塔の在り方は、堀尾吉晴とその一族の精神性を色濃く反映したものとと言えます。京都では妙心寺春光院に堀尾家墓所があります。堀尾吉晴は、小田原攻めの時に陣中で病没したと伝えられる息子金助の菩提を弔うために妙心寺に俊厳院を創建し、のちに改称して春光院となっています。来待石の石塔が13基あり、わざわざ出雲から運ばれたものです。高野山奥之院に堀尾家墓所があり、13基の石塔が確認されています。これらの石塔群は、堀尾吉晴、忠氏の出雲国入府後に、堀尾家当主及びその一族のために建てられたものです。江戸の養源寺本堂裏に堀尾氏関係の5基の石塔が残されています。堀尾氏にとって、養源寺は仮の菩提寺としての性格があったものと考えられています。

没年	人物名	戒名	墓所										
			広瀬		松江		玉湯	三刀屋	赤名	京都	高野山	江戸	
			巖倉寺	富田城内	圓成寺	慈雲寺	報恩寺	(殿様墓)			春光院	奥之院	養源寺
1599 (慶長4)	堀尾泰晴	天徳院殿高菴世崇大居士◆								宝篋印塔			
1604 (慶長9)	堀尾忠氏	忠光院殿天軸世球大居士◆						宝篋印塔		宝篋印塔▲	五輪塔		
1607 (慶長12)	堀尾泰晴妻	龍翔院殿芳嶽宗葩大姉◆								宝篋印塔			
1608 (慶長13)	堀尾勘解由	桂岩院殿祥雲世端大居士◆			宝篋印塔							宝篋印塔	
1611 (慶長16)	堀尾吉晴	法雲院殿松庭世栢大居士◆			五輪塔						宝篋印塔▲	五輪塔	
1611 (慶長16)	奥平家昌妻	法明院殿慧光正圓大禪定尼◆									宝篋印塔▲		
1614 (慶長19)	奥平家昌	六通院殿天眼道高大居士◆									宝篋印塔▲		
1618 (元和4)	堀尾吉晴娘 (「勝山」)	靈照院殿高月宗松大禪定尼◆										五輪塔▲	
1618 (元和4)	堀尾吉晴娘 (「三刀屋」)	清涼院殿金壹宗蓮大禪定尼◆											
1619 (元和5)	堀尾吉晴妻	昌徳院殿俊芳宗英大姉◆									宝篋印塔▲	五輪塔▲	
1620 (元和6)	堀尾民部	實山榮眞大居士※						宝篋印塔				宝篋印塔	
1627 (寛永4)	堀尾忠氏妻	長松院殿眞諦紹聖大姉◆									宝篋印塔▲		
1627 (寛永4)▲	堀尾采女母 または妻▲	芳□□大姉※										五輪塔▲	
1632 (寛永9)▲	牧志摩	慈眼院日雄大居士※					宝篋印塔						
1633 (寛永10)	堀尾忠晴	圓成院殿高賢世肖大居士◆				五輪塔					無縫塔▲	五輪塔	宝篋印塔
1633 (寛永10)	松村監物	大恕玄忠居士◆									舟形石塔▲	五輪塔	宝篋印塔
1634 (寛永11)	堀尾忠晴娘	法光院殿玄貞全心得大姉◆										宝篋印塔	宝篋印塔
1636 (寛永13)	堀尾頼母助政家	為□□院 切岩□□□※										宝篋印塔	
1644 (寛永21)	堀尾但馬	最勝院殿天叟世光居士※				五輪塔							
1644 (寛永21)	堀尾采女	大用浄輔居士※											宝篋印塔
1650 (慶安3)	堀尾忠晴妻	雲松院殿長天正久尼大姉◆											
1667 (寛文7)	堀尾但馬妻	慈堂良慰大姉※				五輪塔							
1688 (貞享5: 元禄元)	堀尾勝明 (堀尾式部)	發心院殿正山世覺大居士◆											無縫塔

▲印は没年や人物比定が推定

◆印は春光院所蔵「春光院三時回向」に記された戒名

宝篋印塔 伝松田左近墓 石廟は笏谷石 [凡例] 太字：2mJ

## 4. 今後の調査研究とそこから紡がれる「ヒストリー」(案)

松江の豊かな歴史文化を描き出すためには、今後地域の調査やテーマに沿った研究を進めて、「ヒストリー」として情報を発信し、活用していく必要があります。今後松江市としてその歴史の特性を生かし、構築していくヒストリーを事例としてあげます。それぞれ調査研究の状況により、深度の違いがありますが、将来紡ぐだろうと考えられるヒストリーも含めて表に列挙します。

ヒストリー	ヒストリーの概要	ストーリー
1) 松江の石をめぐるヒストリー 【視点 1) 交通・交流の拠点 松江】 【視点 7) 地質遺産の宝庫 松江】	松江で産出する石は、先史以来さまざまな目的で用いられ、全国に広がったものも少なくありません。代表は玉湯町花(か)仙(せん)山(ざん)を中心に採集できる玉髓めのう、碧玉と、宍道町来待を中心に切り出された来待石です。他の石材も合わせ、松江と他地域の関わりと時代のヒストリーを紡ぎます	①めのうのストーリー
		②来待石のストーリー
		③様々な石材
2) 水がはぐんだ松江の文化のヒストリー 【視点 3) 水がはぐんだ豊かな 松江】	松江は、北は日本海に面し、中央を東西に中海・宍道湖・大橋川が貫く地質環境、自然環境にあります。海や内海に面した湾には、しばしば潟湖が形成されました。水に囲まれた松江は、歴史の中で様々な形で水にかかわり、水の恩恵を受けてきました。水辺の景観を生かしていくことが、現在のまちづくりのコンセプトの一つでもあります。水に関わる松江の歴史と文化をヒストリーとして紡ぎます。	①先史時代の水上交通・交流のストーリー
		②掘割と湖、川、池のストーリー
		③景勝地 宍道湖のストーリー
		④水害と防災のストーリー
3) 松江南北統合のヒストリー 【各視点】	湖と川が松江を南北に分ける地勢は、分断のように見えて、先史時代から絶妙な地域間関係を保って、広域の中心的役割を担う背景になっていました。分断された南北がどのように地域的統合を果たしたのかは、松江の歴史文化を考える上で重要なヒストリーです。	①旧石器時代 ～南北がつながるストーリー～
		②弥生時代 ～南北それぞれに稲作文化が広がるストーリー～
		③古墳時代 ～南北の地域統合をはたすストーリー～
		④古代・中世 ～制度と土地支配による南北交流のストーリー～
		⑤江戸時代 ～南北に広がる城下町と在郷のヒストリー～
4) ものづくりのヒストリー ～手仕事と産業のはざま～ 【視点 5) ものづくりの伝統が息づく 松江】	私たちの生活の中には、当たり前にものがあふれていますが、それらは歴史の積み重ねの中で、日本の、松江市の文化として次第に成り立っていった物質文化です。その背景には原料を作る人、製品を作る人、運ぶ人、売る人がいて、それぞれに歴史的背景があります。今松江に残るものづくりをヒストリーとして紡ぎます。	①先史・古代のものづくりストーリー
		②江戸時代のものづくりのストーリー
5) 『出雲国風土記』に描かれたヒストリー 【視点 4) 古代出雲文化発祥の地 松江】	『出雲国風土記』は、ほぼ完全な形で伝わる唯一の風土記です。記述された施設や道路などが遺跡として残り、地名や山河なども多くが現実と照合することができます。特に松江市には、出雲国の国府が置かれていたこともあって、記述内容がとても豊富です。遺跡や登場する歴史景観などの可視化を行い、奈良時代の出雲の中心を体感できるようヒストリーを紡ぐことを目指します。	①「佐太国」「閩見国」「三穂埼」「意宇国」のストーリー
		②「カンナビ」と山のストーリー
		③ジオパークと津々浦々・入海のストーリー
		④マツリのみなもとと古社成立のストーリー
		⑤考古資料が語る風土記のストーリー
		⑥温泉と遊興のストーリー
6) 特色ある松江の食と名物のヒストリー 【視点 3) 水がはぐんだ豊かな 松江】	日本列島に伝統的な食文化がある基盤には地域地域の食文化があり、和食としての食文化と相互に関連しながらはぐまれたものと考えられます。松江の風土や気質、歴史文化に基づいた食をヒストリーとして紡ぐことを目指します。	①松江の地域的特色が形作った食の歴史のストーリー
		②『出雲国風土記』の食のストーリー
		③江戸時代の特産品のストーリー
		④国際文化観光都市と名産、お土産のストーリー
7) 町・村などの始まりのヒストリー 【各視点】	現在の松江市内の各町村名や町村域は基本的にはいずれも中世になって新たに成立したもの(中世荘園・国衙領)です。また大字や小字名などの多くも中世に遡ります。町・村の成立のヒストリーをたどることにより、現在の私たちが暮らす居住空間を歴史的に捉えています。	①町・村の成立のストーリー(市内各町・村)
8) 中世松江の交通・交易のヒストリー 【視点 1) 交通・交流の拠点 松江】	中世になると、生産や流通の担い手に専門的な職人や商人が深く関わるようになり、交通や交易のあり方に変化が現れます。松江は日本海の要所に位置するとともに、大きな中海・宍道湖での内海交通を発達させることで、出雲の中で重要な役割を持ち続けます。このような交通・交易がもたらした文化財をつなぎ、ヒストリーを紡いでいきます	①日本海の物流と松江のストーリー
		②中海・宍道湖を介した交通・交易のストーリー
		③山城から見た交通・交易のストーリー
	江戸時代には松江城下町が形成され、更新されてきました。城下町遺跡の発掘調査は、現在の町の下に何層にもわたって整地土があり、中世以降の変遷が追えることを明らかにしました。明治以降、	①江戸時代の城下町の変遷のストーリー
		②県庁所在地としての松江 近代の町のストーリー

<p><b>9) 城下町から始まる 松江のまちを語るヒ ストリー</b> 【視点 2) 城下町 松 江】</p>	<p>県庁所在地として新たな町が造られていきます。松江城下の変遷と近代以降に残された町並み、建物を追いながら、現在の松江の市街地を形成していくヒストリーを、時代を追って紡いでいきます。</p>	<p>②現在に残る歴史的建造物と記念物のストーリー</p>
<p><b>10) 近代化を遂げる 松江のヒストリー</b> 【視点 8) 国際文化観 光都市 松江】</p>	<p>明治維新以降、近代化の波が押し寄せる中でまちは大きく変化し、その痕跡はさまざまなおとこに残っています。一方、近世までの文化を継承し、発展させようとしたのも松江の近代の特色と言えるでしょう。現在につながる文化、文化財を中心に、近代化を遂げる松江のヒストリーを紡ぎます。</p>	<p>①インフラ整備—水道と電気のストーリー ②近代教育のはじまりと学都松江の形成のストーリー ③歩兵第六十三聯隊と戦争の記憶のストーリー ④小泉八雲の足跡のストーリー ⑤近世から近代へ—武家文化継承のストーリー</p>
<p><b>11) 暮らしに根づく茶 の湯の文化のヒストリ ー</b> 【視点 6) 茶どころ 松 江】</p>	<p>松江市は、平成 30 年に茶の湯の文化と産業の基礎を築いた松江藩松平家 7 代藩主治郷公(号:不昧)の没後 200 年を迎え、茶の湯の文化と産業を守り、育み、将来へ発展的につなげていくため「松江市茶の湯条例」を制定しました。現在でも松江城大茶会が毎年開催され、多くの来場者を集めています。松江に息づく茶の湯の文化の歴史とその背景をヒストリーとして紡ぎます。</p>	<p>①茶の湯の始まりのストーリー ②藩政とお茶のストーリー ③松平不昧と茶の湯のストーリー ④近代の不昧顕彰と伝統復活のストーリー ⑤松江市茶の湯条例とともに文化をつなぐストーリー</p>
<p><b>12) 地域のストーリー をつないで松江のヒ ストリーを紡ぐ</b> 【各視点】</p>	<p>松江市は広い市域を持ちながら、地域それぞれが関係し合って長い歴史を歩んできました。松江のヒストリーを紡ぐためには、地域ごとのストーリーを組み立て、関連性を見いだすことで、これまでの歴史文化をさらに奥深く幅広いものとし、さらに新たな松江像(ヒストリー)が見いだせると考えます。それぞれの地域の調査研究を積み重ねて、松江の総合的ヒストリーを紡ぐことを目指します。</p>	<p>各地域のストーリー</p>

## 第7章 文化財の保存・活用を推進するための体制整備

### 1. 所有者・市民（支援団体等）・行政それぞれが担う役割

文化財を適切に保存・活用していくためには、文化財の所有者や各文化財愛護団体、教育機関、観光やまちづくり、商工に関する各種団体、民間企業、行政が、それぞれの役割を果たしながら、連携して文化財を取り巻く様々な課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

ここでは、文化財の保存・活用を推進していくために各主体に期待される役割を整理します。その上で、松江市として今後あるべき体制について記します。

#### 1) 行政の役割

公有の文化財については、所有者としての責務として、適切な保存と積極的な公開に努めます。

民間所有の文化財については、まずは相談窓口としての機能を充実させ、文化財所有者の課題に真摯に向き合い、確実に継承していく方策を共に考えます。

具体的には、文化財の保存・活用に関する各種の制度を整備するとともに、関係部局が連携し、文化財の魅力向上と歴史文化を核としたまちづくり・地域づくりを推進します。また、市民の皆様一人ひとりが主役となった文化財の保存・活用が円滑に進むよう、コーディネーターとしての役割を担うとともに、一人でも多くの方に松江市の歴史文化に興味を持ってもらえるよう、そのきっかけづくりに努めます。

指定文化財は、確実に未来へ伝えていく責務があります。所有者等への経済的な援助も含め、技術的支援や地域の中で守り伝える仕組み作りに取り組めます。未指定の文化財は、まず地域の調査を行い、市民の皆様とともに文化財の掘り起こしと新たな価値付けを行います。その成果を積極的に公開し、地域住民の文化財に対する価値や意味について認識を高めてもらった上で、地域ぐるみで必要な文化財を守り伝える取組を支援します。地域調査は、第3章で述べた「4つの地域と12のゾーン」を基本として取組めます。

#### 2) 文化財所有者（民間）の役割

文化財保護法第3条第2項には、所有者の心構えとして、以下の条文が掲げられています。

「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。」。

一方で、文化財の維持管理、保存修理に係るコストは増大の一途をたどっており、上記の保存・活用を適切に行っていくことは益々難しくなっているのが現状です。行政はじめ、地域社会が、文化財を保存継承してきた所有者への敬意を改めて持つとともに、これら課題に対して、所有者が孤立することなく、ともに守り伝えていく体制を構築することが必要です。

#### 3) 市民の役割

地域にあるさまざまな文化財が今に残されてきたのは、所有者をはじめとする市民の皆様、地域住民の力です。今後も保存・継承し、活用していく主役は市民の皆様です。文化資源である文化財は、そこに暮らす人々のところを豊かにするものです。資源を生かすためには、市民の皆様自らが

保存・活用の担い手になることが最良の方法です。指定文化財は行政が直接保護の手立てを打つことができますが、それだけでは不十分で、所有者や周りで支える人の力があって未来に保存・継承ができます。また私たちの身の回りには数々の未指定文化財があり、それらも含めて何らかの継承をしていくことで、歴史文化に支えられた松江らしいまちづくり、人づくりが可能となります。

地域の身近な歴史文化に興味関心を持ち、それぞれの地域の歴史文化に対する理解を深めることで、その特徴・魅力を再認識し、地域の文化の継承、文化財の保存・活用などの活動に市民の皆様一人ひとりが、積極的・主体的に参加することが期待されます。

#### 4) 松江市文化財保護審議会の役割

松江市文化財保護審議会条例第2条において「審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。」と定められています。重要な役割の一つとして、松江市が将来にわたって保存・継承していくべき文化財を指定することについて審議し答申する、ということがあります。指定等をしていく基準や候補のリストを作成する場合も、文化財保護審議会での審議が求められます。そのほか、文化財に関わる重要な施策や問題について、審議する役割があります。

#### 5) 企業・各種団体の役割

地域の文化財の担い手の一員であることを認識し、それぞれの立場と専門性を活かしながら、今日まで伝承され発展してきた文化財を保存・活用していくための知恵とアイデアを出し合い、文化財の保存・活用とそれを生かした地域の活性化を実現していく役割が期待されます。

特に、文化財継承のための、経済の好循環を構築するため、文化財を活用したビジネスなど、行政が不得意とする分野での役割が大きく期待されます。

#### 6) 有識者・教育機関の役割

有識者は、その専門知識を生かし、文化財の調査・研究を行うとともに、保存・活用に際し、文化財の価値が損なわれないよう指導・助言を行う役割が期待されます。具体的には、文化財の調査研究において委員会を設置したり、調査研究の途上で専門的な意見、助言が必要な場合には、その分野に応じて委員や指導者として助言をすることが求められます。また、施策の具体化のために専門的な意見、助言が必要な場合も同様です。

また、教育機関においては、地域社会と協働し、身近にある歴史文化に親しみ触れる機会を創出する役割が期待されます。学校教育においては、児童生徒がいつそ文化財に興味、関心を持つような手法を検討し、子どもの時から生まれ、育った地への愛着をはぐくむ「ふるさと教育」の中に生かす取組が求められます。また公民館など社会教育機関は、地域に所在する文化財を住民とともに発見、顕彰し、地域総掛かりで文化財を保存伝承していく取組が期待されます。

文化財の保存・活用や文化財を核としたまちづくり・地域づくりの継続的な実施は、行政だけ、所有者だけ、市民の皆様だけ、あるいは企業・各種団体だけの取組では実現が不可能です。それぞれに期待される役割を認識しお互いに補完しあうことは、地域全体で文化財を支えていくことにつながり、更には、愛着や誇りの持てる独自性のある地域づくりの実現にもつながっていきます。

## 2. 松江市の体制

### 1) 文化スポーツ部内（文化財関係部署）の役割分担と体制整備

現在、文化スポーツ部内の4課1館1内室において、文化財関係事務を行っています。現在の組織体制は第4章のとおりです。

今後は、それぞれの役割分担を明確にした上で、より効率的かつ実行力のある体制を構築する必要があります。今後の体制整備の考え方は下記のとおりです。

#### ①関係部署の役割分担の明確化と全体コーディネート役の常設

関係部署の役割分担を明確化するとともに、文化財行政全体を俯瞰し、全体をコーディネートする部署も明確化します。

当該部署は、文化財や歴史文化の調査・研究、保存・継承、活用を総合的に主管し、各課や室、機関の様々な業務を統括的に企画、管理していきます。

現在の文化スポーツ部内の役割分担は、以下の表のとおりとします。

松江市文化スポーツ部での役割分担

	保存・継承	調査・研究	活用	その他
文化振興課	・伝統行事の保護育成 ・無形民俗文化財の保存、活用		・文化施設の活用 ・学術的成果に基づく情報発信	・ジオパークに関すること
文化財課	・指定、登録等の推進 ・指定文化財等の保存・継承 ・歴史的建造物の修理	・指定のための調査研究 ・修理に伴う調査研究	・指定等文化財の活用 ・「歴まち計画」にかかる活用 ・資料館等で行う文化財の活用	・歴史まちづくり事業の企画、調整 ・松江市文化財保存活用地域計画に関すること
埋蔵文化財調査課	・出土品の保管・保存 ・埋蔵文化財の保存	・埋蔵文化財の調査研究 ・松江市の考古資料に関する調査研究 ・出土品の保存にかかる調査研究	・埋蔵文化財の活用 ・考古資料の活用 ・発掘調査の情報発信	
松江城・史料調査課	・歴史史料の収集保存 ・公文書の評価選別 ・国宝松江城天守の保存 ・史跡松江城の保存 ・松江城関係史料の保存	・松江市の歴史文化に関する総合的調査研究 ・市内各地域の歴史史料の調査研究 ・松江市の歴史公文書の調査研究 ・松江城天守にかかる調査研究 ・松江城に関する総合的調査研究 ・松江城の世界遺産登録にかかる調査研究	・歴史史料、歴史公文書の活用 ・地域調査の成果の活用 ・松江城の活用	文書館(仮称)の設置に向けた検討
松江歴史館	・博物館資料の収集、保存 ・松江にかかわる美術工芸品、歴史史料等の収集・保存	・博物館資料の調査研究 ・展示にかかわる調査研究 ・美術工芸品にかかる調査研究	・展覧会および関連する事業の実施 ・学校教育、社会教育でのふるさと学習の推進	

#### ②指定等文化財の保存管理体制の整備

現在松江市には指定や登録文化財が約300件あります。また「歴まち計画」に定められた歴史的

風致が9件、歴史的風致の維持向上を重点的に取り組む重点区域が5か所あり、それぞれに保存・伝承すべき文化財や修景等に取り組むべき風致があります。それらの状況を把握し、管理や修理を計画的に行っていくため、所属を超えて専門職員の知識・経験を生かすことができる体制を目指します。また、市職員だけの力ですべての文化財を即時に把握することは難しいので、地域の住民で組織された文化財の保護団体や愛護団体、専門的知識や技術を持つ人々によって組織された団体、ガイド団体など、民間団体と連携する体制を構築することを目指します。

### ③調査研究体制の整理と強化

文化スポーツ部の文化財関係部署において実施している各種調査研究について、松江城・史料調査課を中心に情報の一元化を図り、文化財価値が明らかになったものについては、「ヒストリー」に組み込むと同時に、重要なものは文化財指定に結び付く体制を構築します。

歴史史料調査については、松江歴史館と松江城・史料調査課が実施していますが、整備予定の松江市文書館（仮称）の機能検討も含め、調査の効率化・集約化を進めるため、より実効的な連携体制の構築に努めます。美術工芸品についても、松江歴史館を中心に調査研究体制の強化を図ります。

また、無形民俗文化財関係業務については、文化スポーツ部内で調査研究体制の構築を図るとともに、調査研究成果を踏まえ、より一層伝統芸能及び伝統行事の保護育成業務も推進していきます。

### ④松江城関係業務の集約

令和3年度から、それまで観光振興部で担っていた松江城管理業務を歴史まちづくり部（現・文化スポーツ部）に移管しました。令和4年度には、松江城に関する調査研究業務、整備業務、管理業務、現状変更事務、保存修理事業、石垣保存修理事業などは、文化スポーツ部内の各部署で分散実施しています。

今後も、重複する事務の集中執行や、関係情報の一元化、調査研究に基づく整備事業等を行うべく、しかるべき部署に業務を集約することを検討します。

### ⑤埋蔵文化財調査体制の見直し

埋蔵文化財の調査は重要な遺跡や史跡を保存・活用するために行う調査と、開発によって失われる遺跡の記録を後世に残す記録保存のための発掘調査に分けることができます。保存のための発掘は、重要な埋蔵文化財を残していくために重要な調査で、今後増やしていく必要があります。一方で松江市は新たな道路の建設などの公共的基盤整備や、宅地開発などの民間の開発が続いており、記録保存のための発掘調査が追いついていない状態です。記録保存のための発掘調査を効果的に進めていくためには、開発計画に沿って分布調査、試掘・確認調査、本発掘調査を効率的に実施していく必要があります。それぞれの調査を、専門的知識を持った職員が適切に行う必要があります。計画的な体制整備が必要となります。

これまでは、埋蔵文化財の調査体制は、分布調査、試掘確認調査を松江市埋蔵文化財調査課が行い、本発掘調査を松江市スポーツ・文化振興財団に委託する形をとっていたため、当該財団の専門職員の確保が難しい状況にありました。そこで、令和4年度から、本調査を直営実施に移行し、持続的な埋蔵文化財調査体制をとっています。

### ⑥松江歴史館及び文化財関係施設、及び収蔵施設の機能見直しと活用

松江市内には市町村合併により引き継いだ資料館・収蔵施設や、合併後新設した博物館などが多く存在しています。松江歴史館、鹿島歴史民俗資料館、出雲玉作資料館のほか、宍道菟古館や、島根町と美保関町に民俗資料の収蔵庫があります。これらの施設の機能と役割分担を明確化し、未来に向けての各種文化財の保存と活用に資するように検討と整備を行います。

## 2) 文化スポーツ部全体を通じた人財の確保と養成

この地域計画を実行していくためには、現状の組織・人員配置では難しいと考えられます。各部門の専門的業務を執行していくにあたり必要な人員を整理した上で、その配置や人財養成について検討していきます。

基本的な考え方として、専門職員はスペシャリストとしての素養を高めていくとともに、行政を担うジェネラリストとして活躍することが求められます。そのためには、ジョブローテーション（戦略的人事異動）を考慮した配置をしていく必要があります。また専門職の退職等に伴う欠員補充を確実に実施していくことが重要です。

### ①人財育成計画

今後の文化財行政の推進にあたっては、個々の職員の能力向上が欠かせません。歴史文化を生かしたまちづくりを進めていくうえでは、文化財の専門知識に加え、一般行政領域の知識や、庁内外の幅広い関係者との関係構築・強化が不可欠です。こうした能力獲得のための、専門職員の育成計画に基づいて、計画的な人財育成に努めます。専門職員の「松江市文化財系人財育成プログラム」を令和2年（2020）3月に策定しています。今後の人財確保・育成の基本的方向性は次の5点を挙げています。

- ア) やる気を高め、主体性を大切にする人事管理制度
  - イ) 適材適所の人事配置とジョブローテーション・・・複線型人事制度
  - ウ) 専門職員と専門的職員のバランスがとれた配置
  - エ) 専門職員の計画的な配置（採用）
  - オ) 働きがいがあり、満足感と安心感にあふれる職場づくり
- 人財育成に向けた取組としては、次の4点を挙げています。

- ア) 成長意欲に応える効果的な教育（研修）の展開
- イ) 専門的に獲得すべき能力（キャリアレベル）
- ウ) 国・県・関係機関・文化財所有者・保存団体との連携、役割分担
- エ) 松江市文化財系人財育成プログラムの点検

### ②文化財専門職員の配置の考え方

#### ア) 埋蔵文化財専門職員

市内の開発行為にあたっては、埋蔵文化財の有無確認や法的措置を行っていくための事前の調整担当者が必要になります。この担当者は、法の通知や届出を受け、措置判断を行う島根県教育委員会との調整・協議も担います。

事前調整を受けて、最終的に埋蔵文化財の有無や状態を確認するため、試掘調査を行います。この調査で文化財保護法における周知の埋蔵文化財に対する県が行う指示内容が決まります。開発はひっきりなしに起こりますので、早急な対応が必要となり、複数名の配置が必要です。

調整の上で、開発によって埋蔵文化財に影響がある場合は、記録保存のための発掘調査を行わなければなりません。失われる遺跡を記録として後世に残すための調査ですので、一定の時間をかけて現場の調査と報告書作成を行う必要があります。発掘調査ができないと公共・民間を問わず事業が滞ってしまいますので、適切な専門職員の配置が必要です。

また、4つの地域と12のゾーンを計画的に調査していくためには、調査・研究部署にも埋蔵文化財の専門職員を配置して、専属として業務にあたらなければ有効な調査にはなりません。

あわせて松江歴史館も近世の考古学の視点が必要で、学芸員資格を有する専門職員についてはジョブローテーションの一つの配置部署として位置づけることも想定されます。加えて、鹿島歴史民俗資料館や玉作資料館を企画・運営する担当者としても位置づける必要があります。

#### イ) 文献史学専門職員

松江市内の旧家の代替わりや建て替えなどに伴い、大量の文書が発見されることがあり、その対応のためには文献史学、特に近世・近代史の専門職員が必要です。また、地域・ゾーンで実施する計画的調査にも、複数の文献史学の専門職員が必須です。

あわせて松江歴史館でも多くの文書を収蔵し、展示する機会もあります。学芸員資格を有する専門職員についてはジョブローテーションの一環として、学芸員として勤務することも想定されます。

松江市文書館（仮称）の設置準備及び開館後の保存や運営には、文献史学の近代史・現代史の専門職員の配置が必要になります。

#### ウ) 民俗学専門職員

松江市は多くの有形民俗文化財を所蔵しています。これらを整理し、収蔵したうえで保存・活用していく必要があります。またユネスコ無形文化遺産に登録されている佐陀神能を始め松江市内には多くの無形民俗文化財が残されています。いずれも基礎的な調査を実施したうえで、保存継承していく方針を立てていく必要があり、民俗学の専門職員の配置が必要です。

#### エ) 美術工芸専門職員

絵画、彫刻、刀剣、陶磁器、漆芸品など有形文化財の中核をなす美術工芸品は、その取扱いに専門的な知識や技術が求められます。美術工芸品を多く収蔵・展示する博物館にはそれらを取扱う専門職員として学芸員が配置されていますが、公開承認施設の松江歴史館ではより高い専門性と経験を有する学芸員が複数必要になります。

なお、地域に残る美術工芸品を守り伝えるためには幅広い知識や経験が求められることから、文化財関連部署へのジョブローテーションも想定されます。

#### オ) 建築専門職員

松江市内には数多くの指定文化財・登録有形文化財の建造物、未指定の歴史的建造物があります。それらは日常的な保存、管理をしていくとともに、適切な修理計画を立てていかなければなりません。また、新たな価値付けを行って指定等を進める必要があり、建築専門職員が必要となります。ジョブローテーションの一環として、公共建築課をはじめとする建築技師配置職場の協力の中での異動等も必要です。

### カ) 文化財総合職

専門職員は自らの専門領域だけではなく、文化財担当職員としてあらゆる文化財行政についての知識と執行スキルを身につけることが望まれます。また、一般行政の事務職員においても、文化庁派遣経験のある職員や、市の文化財保護部局に配属経験のある職員が、定期的・継続的に文化財保護事務に従事することも、全体の人事計画の中で重要です。

### キ) その他の分野

そのほかにも、自然科学、保存科学、歴史地理学、文学などの専門的知識が必要な場面が想定されます。すべての分野の職員を市職員として配置することは難しいため、研究機関の協力を得ながら、文化財担当職員があらゆる分野の文化財に対応していくよう、組織的に養成していく必要があります。

## 3) 文化スポーツ部以外の役割分担

歴史文化を生かしたまちづくりを推進していくうえでは、文化財関係部署だけの取組では不十分です。本計画の意義を十分に市内で共有した上で、各部署の施策に反映していきます。

また、松江の文化力を生かしたまちづくり条例の推進のため、文化財を含む文化行政全般が横断的に行われるための組織の改編も検討します。

文化スポーツ部以外で実施する取組は、次の表に掲げるとおりです。

担当部	取組の具体例	
政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松江市が実施する政策全般において、松江市の歴史や文化の特性を積極的に反映させること。</li> <li>・ 市民に松江市の歴史や文化を理解し、興味と誇りを持ってもらえるような広報をすること。</li> </ul>	
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な文化財専門職を採用すること。</li> <li>・ 文化財の保存・活用の施策を実施しやすい組織編成をすること</li> <li>・ 松江市の歴史や文化の理解を深める職員研修を推進すること。</li> </ul>	
防災部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財や歴史的まちなみの防災等について施策を検討すること。</li> </ul>	
財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の保存・活用のための財源を確保すること。</li> <li>・ 文化財建造物の保存修理工事的设计監理の担当。</li> </ul>	
産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統産業や伝統工芸の需要拡大、振興に努めること。</li> <li>・ 天然記念物（動物）の保護に努めること。</li> </ul>	
観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史や文化の魅力を生かした観光施策を講じること。</li> <li>・ 海外の都市との交流において、積極的に松江市の歴史や文化をPRすること。</li> </ul>	
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財に関する活動を行う各種市民団体を支援すること。</li> <li>・ 伝統行事の担い手である地域社会の振興に努めること。</li> </ul>	

各支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域所在の文化財の保存・活用に、地域住民と共に積極的に取り組むこと。</li> <li>・地域の文化財の掘り起こしを行うこと。</li> </ul>	
環境エネルギー部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全に努めること。</li> <li>・天然記念物（植物）の保護に努めること。</li> </ul>	
まちづくり部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化の視点を加味した都市計画を推進すること。</li> <li>・歴史的建造物の建築基準法適用除外の検討を行うこと。</li> <li>・交通体系の整備にあたり、文化財所在地を考慮すること。</li> </ul>	
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁などの都市基盤整備について、埋蔵文化財に十分配慮すること。</li> <li>・道路、橋梁などの都市基盤整備において、その意匠について、歴史的景観に十分配慮すること。</li> <li>・文化財の保存修理工事（土木工事）の設計監理の担当。</li> </ul>	
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育における文化財学習の場を確保、拡充すること。</li> <li>・公民館活動など、生涯学習における文化財学習の場を積極的に提供すること。</li> </ul>	
その他の部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化に係る全職員の意識を啓発すること。</li> <li>・地域の歴史文化は地域のたからであることを認識し、周辺環境まで含めた文化財の総合的な保存・活用（文化財を核としたまちづくり・地域づくり）を念頭においた上で、各事業を進めること。</li> </ul>	

## 第8章 文化財の保存・活用のための具体的取組

本計画の目指すべき将来像「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」を実現するためには、計画に掲げる方針を多様な主体で共有するとともに、いかに実行していくかが何よりも重要です。本章では、方針に基づく措置について、実施主体、期間、財源（市費・県費・文化庁補助金などの国費・民間資金）を可能な限り明らかにし、スピード感をもった計画推進を図ります。

また、本章に記載する具体的取組については、毎年度その状況に応じて内容を更新するとともに、概ね3年を目途に全般的な見直しを図ることとします。

### 1. 文化財の適切な保存と指定等の推進の措置

#### 1) 指定、選定、登録された文化財の保存の措置

##### 新規及び重点的措置

#### ①指定文化財の定期的現況把握【主体：市（文化スポーツ部） 検討開始：令和4年度】

文化財類型ごとに特性に応じた点検仕様・体制を整備し、定期的な指定文化財の現況把握を行う。

#### ②指定等文化財の保存修理

指定等文化財については、適切な修理周期に合わせ、保存修理事業を実施する。

- ・国宝松江城天守保存修理事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～8年度】
- ・重要文化財木幡家住宅保存修理事業【主体：個人 期間：令和4～11年度（令和元年度から継続）】
- ・重要無形民俗文化財佐陀神能用具等修理・新調事業【主体：佐陀神能保存会 期間：令和4～5年度（令和3年度から継続）】
- ・史跡松江城石垣修理事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（継続事業）】
- ・史跡松江藩主松平家墓所整備事業【主体：月照寺 期間：令和4～11年度（平成30年度から継続）】
- ・史跡小泉八雲旧居土塀修理事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和2～3年度】
- ・市指定田原神社随神門保存修理事業【主体：田原神社 期間：令和4年度（令和3年度から継続）】
- ・県指定真名井神社本殿保存修理事業【主体：真名井神社 期間：令和5年度】
- ・市指定野原町八幡宮の七十五膳神事用木椀製作事業【主体：野原町八幡宮七十五膳神事保存会 期間：令和6年度】

#### ③指定文化財の保存活用計画の策定【主体：市・所有者 実施目標：下記のとおり】

個別の指定文化財の保存管理と活用・整備の指針となる保存活用計画を策定する。

- ・史跡小泉八雲旧居【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和6～8年度】
- ・重要文化財木幡家住宅【主体：個人 期間：令和4年度～11年度】
- ・史跡田和山遺跡【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和6～7年度】
- ・重要文化財美保関灯台【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和5年度】

#### ④指定文化財（建造物）の防災施設整備事業

松江市版「国宝・重要文化財（建造物）防火対策5か年計画」に基づき、民間所有者への集中的支援を行い、設備更新などを推進する。

- ・国宝神魂神社本殿防災施設整備事業【主体：神魂神社 期間：令和4年度、令和7年度】
- ・国宝松江城天守防災施設等整備事業  
【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～6年度（令和2年度から継続）】
- ・重要文化財佐太神社防災施設整備事業【主体：佐太神社 期間：令和4年度（令和3年度から継続）】
- ・重要文化財木幡家住宅防災施設整備事業【主体：個人 期間：令和4～令和11年度（未定）】
- ・県・市指定建造物防火対策事業  
【主体：市（文化スポーツ部）・民間所有者 期間：令和2年度～6年度】
- ・県指定真名井神社本殿防災施設整備事業【主体：真名井神社 期間：令和5年度】
- ・市指定お成りの間周辺支障木伐採事業【主体：華蔵寺 期間：令和6年度】

#### 実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
市所有文化財の管理運営事業 松江城・武家屋敷・小泉八雲旧居・明々庵・美保関観光ビュッフェなどの指定等文化財の管理運営事業	市（文化スポーツ部・観光部）	令和4～11年度（経常事業）
史跡等維持管理事業 大庭鶏塚・出雲国分寺跡など市所有史跡等の維持管理事業	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
史跡公園管理運営事業 田和山遺跡、堀部遺跡、出雲玉作遺跡など史跡公園の維持管理事業	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
国有文化財看視事業 潜戸・美保の北浦・多古の七つ穴を対象とした看視事業	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
民間所有文化財の維持管理事業 所有者が行う指定文化財の防災設備保守点検・建造物小修理・名勝庭園荒廃防止等の維持管理事業への補助	所有者	令和4～11年度（経常事業）

#### 2) 文化財指定等の推進の措置

##### 新規及び重点的措置

##### ①文化財指定候補のリストアップ及び指定・登録等の方針づくり【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～5年度（令和3年度から継続）】

松江市文化財保護審議会の指導のもと、個別の文化財調査を行い、松江市にとって重要なものの指定を順次進める。あわせて、松江市指定文化財の指定基準の明瞭化を図る。

##### ②学術調査の実施

###### ア. 新指定

- ・有形民俗文化財漁労用具調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4年度～】  
島根歴史民俗資料館及び宍道菟古館で収蔵する漁労用具について、学術調査を行う。
- ・選択無形民俗文化財蒼柴垣神事調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和6～8年度】  
選択無形民俗文化財蒼柴垣神事の学術調査を行う。
- ・選択無形民俗文化財松江のホーランエンヤ調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和

10年度～12年度】

選択無形民俗文化財松江のホーランエンヤの学術調査を行う。

・市街地南郊の開発で残された古墳（史跡）調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和5～11年度】

・美保神社拝殿ほか建造物調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4年度～】  
近代に造営された拝殿・神門・南北回廊・神饌殿についての学術調査を行う。

イ. 追加指定

・史跡出雲国分寺跡：【主体：市（文化スポーツ部）】

・史跡松江城【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（令和3年度から継続）】  
保存活用計画に基づき、城郭内民有地の追加指定及び公有地化を図る。

**実施及び継続中の措置**

事業名／実施概要	取組主体	期間
松江市文化財保護審議会開催事業 松江市の文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するために開催。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）

3) 文化財の収蔵とその環境整備の措置

**新規及び重点的措置**

①松江市文書館（仮称）機能整備事業【主体：市（文化スポーツ部・総務部） 開設：令和8年度】

歴史的に重要な公文書と、地域に所在する歴史史料（古文書等）を等しく収集・整理・保存し、市民の利用に供することを目的とし、「松江市文書館（仮称）整備構想」に基づき、文書館の3つの機能（①歴史公文書・地域の歴史史料の調査、収集、整理、保存 ②調査研究・歴史編纂 ③史料・情報の公開と提供）を整備する。

②埋蔵文化財収蔵施設整備事業と拡充【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～7年度（令和3年度から継続）】

各市町村に存在する収蔵施設はいずれも老朽化かつ飽和状態にあることから集約化を図る。特に老朽化が著しい東出雲と八雲の収蔵施設は廃止し、収蔵遺物を旧恵曇公民館に集約し管理を行う。また、引き続き遊休施設の確保を続ける。

③埋蔵文化財調査センター機能施設整備事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和7～8年度】

市役所新庁舎整備に伴い遊休施設となる環境センターを、埋蔵文化財の調査・研究が一体となった発掘調査拠点機能を有する施設として整備する。

④歴史ガイダンス・交流拠点施設整備事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～8年度】

埋蔵文化財の適切な管理と有効活用、松江市内遺跡の総合的な活用のため、遊休施設を活用し、歴史ガイダンス・交流拠点施設の整備を行う。施設の機能は、①国史跡である田和山遺跡、出雲国分寺跡をはじめとする市内遺跡のガイダンス機能、②地域資源、歴史文化の紹介、③埋蔵文化財の調査・研究が一体となった発掘調査拠点機能、とする。

**⑤民俗資料（有形民俗文化財）収集基準の作成【主体：市（文化スポーツ部） 期間：下記のとおり】**

現在収蔵している有形民俗文化財を整理調査し、活用方法等の検討の上で収集基準を作成する。

整理調査の実施目標：令和5年度～令和7年度

収集基準の作成目標：令和8年度

**⑥収蔵・展示施設の集約・機能移転（松江市公共施設適正化計画に基づく）**

- ・八雲郷土文化保存伝習施設機能移転事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～5年度（令和3年度から継続）】

休止した八雲郷土文化保存伝習施設について、その展示機能を八雲複合施設へ移転するとともに、八雲町の民俗資料の整理を行い、貴重な資料の有効活用を図る。

- ・出雲玉作資料館分室機能移転事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～7年度（令和3年度から継続）】

施設の廃止に伴い、収蔵機能の移転を検討する。

**⑦民間所有文化財の収蔵環境整備事業**

民間所有文化財の収蔵環境整備を進める。

- ・重文木造薬師如来坐像ほか4躯保存施設整備事業【主体：佛谷寺 期間：令和5～6年度】
- ・重文木造薬師如来坐像保存施設整備事業【主体：華蔵寺 期間：令和5年度】

収集基準の作成目標：令和8年度

事業名／実施概要	取組主体	期間
市所有博物館等管理運営事業 松江歴史館・小泉八雲記念館・来待ストーン・鹿島歴史民俗資料館・出雲玉作資料館・松江ホーランエンヤ伝承館などの管理運営事業。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
埋蔵文化財等収蔵施設管理運営事業 特に発掘調査による遺物などの収蔵施設の維持管理事業。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
松江歴史館資料取得事業 松江の歴史や文化に関わる貴重な財産を後世に引き継ぎ活用を図るため、購入・寄贈・寄託などによって取得・保存する。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）

## 2. 調査研究の推進の措置

### 1) 調査研究の考え方

#### 新規及び重点的措置

#### ①地域の文化財調査・発信事業【主体：市（文化スポーツ部）・公民館・市民 期間：下記のとおり】

現在実施している調査事業の一部を再編し、3章で述べた12のゾーンを単位として、年次計画を作成したうえで、調査を実施。具体的な実施方法としては、公民館管区ごとに地元の文化財や歴史文化について調査研究を順次進めていく。

実施目標 調査計画の作成：令和3年度

調査の実施：令和4年度から順次実施（経常事業）

#### 実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
歴史資料保存活用事業 松江市内に残る古文書等の歴史史料の所在や内容を調査し、その実態把握と保存の措置をとる。調査の成果は、各種刊行物の発刊、松江歴史館での展示等に反映させる。	市（文化スポーツ部）、外部専門家	令和3年度

### 2) 松江市の調査研究体制の整備の措置

#### 新規及び重点的措置

#### ①松江城の世界遺産登録を目指した調査研究【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～世界文化遺産登録まで（平成28年度から継続）】

松江城天守を含む近世城郭の天守群について、ともに国宝天守を有する松本市、犬山市とともに共同研究に取組、暫定一覧表への記載を目指す。登録推進にあたっては、「松江城を守る会」など市民団体とも連携して、機運醸成にも取り組む。

#### ②民俗芸能調査【主体：島根県古代文化センター 期間：令和4～6年度（令和2年度から継続）】

平成期の民俗芸能の変容を調査することを目的に実施する、島根県内の民俗芸能調査について、協力をを行い、松江市内における民俗芸能の現況を幅広く把握する

#### 実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
歴史資料保存活用事業 ※再掲 松江市内に残る古文書等の歴史史料の所在や内容を調査し、その実態把握と保存の措置をとる。調査の成果は、各種刊行物の発刊、松江歴史館での展示等に反映させる。	市（文化スポーツ部）、外部専門家	令和3年度
国宝松江城調査研究事業 国宝天守のみならず、城郭、城下町までを調査研究範囲とし、建築史・城郭考古学・文献・絵図地区・自然科学など多様な分野の専門家と共に、調査研究を行い、松江城の文化財的価値の向上を図る。	市（文化スポーツ部）、松江城調査研究員会	令和4～11年度（経常事業）
松平治郷（不昧公）調査研究事業 松江藩の藩政改革と、新しい松平治郷（不昧公）像について、史実に基づき検証するため、治郷や松江藩の藩政改革に関する資料調査・研究を進め、治郷の果たした役割を追求する。その成果は「書簡集」・「史料集」としてまとめ、今後の研究基盤を整える。	市（文化スポーツ部）、松平治郷（不昧公）研究会	令和4年度（平成30年度から継続）
松江歴史館調査・研究事業 松江の歴史や文化の調査研究により、松江の新たな魅力を掘り起こ	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）

し、その成果を魅力ある展覧会として公開する。		
埋蔵文化財分布・試掘・本調査事業 埋蔵文化財内容確認調査事業 開発事業等に伴う埋蔵文化財の調査。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
歴史的建造物登録事業 歴史的建造物の調査及びその成果に基づく登録を推進する。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（平成28年度から継続）
島根半島・宍道湖中海ジオパークにかかる学術研究 高等教育機関などが実施するジオパークにかかる調査研究（大地の成り立ち、独自の生態系、ジオパークに関わる歴史文化など）に対して助成を行う。	島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会	令和4～11年度（平成30年度から継続）

### 3) 調査研究成果の発信の継続とさらなる推進の措置

#### 新規及び重点的措置

##### ①民間団体との連携による情報発信【主体：各種団体 期間：令和4～11年度】

市主催のみならず、市民団体、民間企業、NPO 団体との連携により、より市民ニーズに沿った情報発信を行う。

#### 実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
各種刊行物の発行 研究紀要、市民向けブックレット、資料集、企画展図録、発掘調査報告書。	市（文化スポーツ部・観光部）	令和4～11年度（経常事業）
市民向け講座の開講 シンポジウムを含め、最新の調査研究成果などを主に市民向けに発信する講座。	市（文化スポーツ部・観光部）ほか	令和4～11年度（経常事業）
WEB 講座の開講 松江市公式サイトにおいて、文化財に関する講座を開講する。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（令和2年度から継続）

### 4) 文化財で歴史を物語る措置

#### 新規及び重点的措置

##### ①調査研究の目的や成果をストーリーに結びつける措置【主体：市（文化スポーツ部）、各種団体 実施目標：令和4～11年度】

実施主体が、調査研究をストーリーの中に組み込み、成果が物語の中に反映できるように、事業を実施していく。

##### ②ストーリーを構築し、厚くしていくためのテーマ性のある調査研究の立ち上げ【主体：市（文化スポーツ部）、各種団体 実施目標：令和6～11年度】

展覧会をはじめとした情報発信などの活用をより奥深く、効果的なものにしていくため、ストーリーを念頭に置いたテーマ性のある調査研究を立ち上げることを検討する。

### 3. 文化財の積極的な活用の措置

#### 1) 文化財の特性に応じた活用の措置

##### 新規及び重点的措置

#### ①国宝松江城から学ぶ環境学習会【主体：まつえ環境市民会議 期間：令和4～7年度（令和2年度から継続）】

松江城や城下町の歴史文化を関連づけた環境活動を通して環境保全意識の拡大を図る。

具体的には、①お堀の水草清掃と生息する生き物の学習会、②松江城に関連した生態や環境などのクイズを解きながら楽しむウォークラリー、③電動堀川遊覧船の静かさを活用した野鳥等の自然観察会など。

#### ②島根町潜戸遊覧船更新事業【主体：（一社）加賀潜戸遊覧船、市（観光部） 期間：令和4～7年度】

国指定文化財の潜戸や多古の七ツ穴を巡る観光遊覧船について、老朽化の進む船舶の更新を行い、民間事業者による文化財の活用、歴史文化を生かしたまちづくりを推進する。

#### ③史跡田和山遺跡再整備事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～9年度（令和元年度から継続）】

整備後、15年以上経過したため、必要な部分の修理や再整備を行う。また新たに発見された関連遺跡である神後田遺跡を含め、ICTを利用した分かりやすく、バリアフリーも考慮した整備を行う。

#### ④歴史ガイドンス・交流拠点施設整備事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～8年度】 ※再掲

埋蔵文化財の適切な管理と有効活用、松江市内遺跡の総合的な活用のため、遊休施設を活用し、歴史ガイドンス・交流拠点施設の整備を行う。施設の機能は、①国史跡である田和山遺跡、出雲国分寺跡をはじめとする市内遺跡のガイドンス機能、②地域資源、歴史文化の紹介、③埋蔵文化財の調査・研究が一体となった発掘調査拠点機能、とする。

#### ⑤史跡シンポジウム、講演会などの開催【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4年度～（令和3年度から継続）】

松江市内には国指定史跡だけで22件、県・市指定を含めると50件の史跡がある。指定後の周年記念のタイミングなどを見計らって、シンポジウム・講演会や史跡巡りなどの関連事業を行う。

実施計画 令和3年度：出雲国分寺跡史跡指定100周年記念シンポジウム、田和山遺跡史跡指定20周年記念シンポジウム

令和4年度：出雲玉作跡史跡指定100周年記念シンポジウム

#### ⑥松江城授業プロジェクト

【主体：市内小学校、市（教育委員会・文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（平成28年度から継続）】

市内の全小学6年生を対象に、松江城及び松江歴史館の現地学習を実施。

## 実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
松江武者行列 堀尾吉晴公とその一行が松江城に入城する様子を再現した市民参加型イベント。	松江武者行列実行委員会	令和4～11年度(平成19年度から継続)
松江水燈路 松江城及び塩見繩手周辺を起点に主要な観光施設でライトアップを実施し、夜間の賑わいを創出する。	松江ライトアップキャラバン実行委員会	令和4～11年度(平成15年度から継続)
松江藝行列振興事業 藝保有町内及び藝保有団体、小学校が参加。例年17団体程度が参加。藝を打ちながら市内を練り歩く。 あわせて、藝行列保存会の運営、用具の新調などへの支援。	松江市藝行列保存会、市(文化スポーツ部)	令和4～11年度(経常事業)
「怪談のふるさと松江」事業 「怪談のふるさと松江」事業として、①松江怪談談義、②酒林堂八雲など、怪談にちなんだ対談や朗読会の開催。	市(観光部)	令和4～11年度(平成25年度から継続)
嫁ケ島観光利活用事業 嫁ケ島への渡航イベントやPR事業をはじめとする嫁ケ島を活用した観光振興事業。嫁ケ島万灯会、歩いて渡る嫁ケ島、仲秋の嫁ケ島などのイベント実施、及び嫁ケ島ライトアップ。	NPO法人水の都プロジェクト協議会、市(観光部)	令和4～11年度(経常事業)
大山隠岐国立公園満喫プロジェクト推進事業 大山隠岐国立公園を国内外の来訪者に「楽しんでもらう」ための事業(外国人観光客向け商品・滞在型旅行商品・体験プログラムの開発、モニターツアーの実施など)。	大山隠岐国立公園満喫プロジェクト島根半島東部協議会	令和4～7年度(平成30年度から継続)
堀川遊覧船運航事業(ぐるっと松江 堀川めぐり) 松江城の堀川を遊覧船でめぐる。	公益財団法人松江市観光振興公社	令和4～11年度(経常事業)
ぐるっと松江レイクラインバス運行事業 松江城をはじめとする市内中心部の多くの文化財スポットをレトロ車両でめぐる。	松江市交通局	令和4～11年度(経常事業)
ホーランエンヤ継承事業 ホーランエンヤの継承事業。	ホーランエンヤ五大地連合保存会	令和4～11年度(経常事業)
椿文化観光振興事業 松江市の市花である「椿」の開花時期(3月)にあわせ、松江城で「松江椿まつり」を開催。	市(文化スポーツ部)	令和4～11年度(経常事業)
松江菊花展開催事業 菊花愛好家が育てた菊花の展覧会・品評会を松江城で開催。	松江菊花会市(文化スポーツ部)	令和4～11年度(経常事業)
茶会開催事業 市民や観光客が、気軽に松江の茶の湯文化に触れることができる茶会「松江春茶会」・「松江城大茶会」の開催。	山陰中央新報社、市(文化スポーツ部)	令和4～11年度(経常事業)
総合的・体験的な学習充実事業 「ふるさと松江」に誇りと愛着をもつ児童生徒を育成するため、総合的な学習の時間又は校外活動において、地域にある教育資源「ひと・もの・こと」を活用した学習活動を充実させる。	市(教育委員会)	令和4～11年度(平成24年度から継続)
「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業 地元企業・事業者の方から仕事に対する思い、やりがい、誇り、自分の生き方や夢、ふるさと松江で働くことの意味について語っていただき、児童生徒に将来に対する夢や希望を育み、キャリア教育の推進に資する。	市(教育委員会)	令和4～11年度(平成26年度から継続)
「ふるさと松江」学習推進事業 身近な地域やふるさとである松江を取り上げた副読本や伝統工芸品について、小学校の中学年の授業等で活用することにより、「ふるさと松江」について理解を深める。	市(教育委員会)	令和4～11年度(平成24年度から継続)
ジオパーク体験旅行商品造成事業 ジオパークを舞台とした体験型旅行商品の造成(①ジオパーク探検	島根半島・宍道湖中海(国	令和4～11年度(令和2年度から継続)

隊、②アドベンチャージオツアーなど。	引き) ジオパーク推進協議会	
島根半島・中海宍道湖ジオパーク普及事業 ジオパークの魅力を伝える講座、フィールドワークなどを地域住民とともに開催。	島根半島・宍道湖中海(国引き) ジオパーク推進協議会	令和4~11年度(平成30年度から継続)
まつえ農水商工連携事業 農林水産業と商工業者の連携を促し、松江特産の農産品や水産品を活用した新商品の開発を支援するとともに、その販路の拡大を図る。	まつえ農水商工連携・特産品推進協議会	令和4~11年度(平成22年度から継続)

2) 博物館・資料館の機能強化と積極的な公開・活用の措置

**新規及び重点的措置**

①松江歴史館の基本展示内容の更新【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4~9年度 ※予定（令和3年度から継続）】

松江市史編纂など、近年、松江の歴史や文化の調査研究が進展したことに伴い、松江歴史館の基本展示の内容を再検討し、更新していく。

**実施及び継続中の措置**

事業名／実施概要	取組主体	期間
市所有博物館等管理運営事業 ※再掲 松江歴史館・小泉八雲記念館・来待ストーン・鹿島歴史民俗資料館・出雲玉作資料館・松江ホーランエンヤ伝承館などの管理運営事業。	市（文化スポーツ部・観光部）	令和4~11年度（經常事業）
松江歴史館展示企画事業 松江の歴史や文化の調査研究により掘り起こされた松江の魅力を展覧会として公開し、郷土愛の醸成を図る。	市（文化スポーツ部）	令和4~11年度（經常事業）
松江ビジターセンター（島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及施設） 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパークの魅力を発信する拠点施設。	島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会	令和4~11年度（平成30年度から継続）

3) 「ヒストリー」に沿った活用の開発の措置

**新規及び重点的措置**

①古代出雲の王墓のヒストリーに沿った文化財の整備と活用【主体：市（文化スポーツ部）、島根県教育委員会 実施目標：下記の通り】

松江市南郊の古代出雲の王墓が集中する地域は、島根県教育委員会とともに「八雲立つ風土記の丘」として整備を進めてきた。今後、島根県教育委員会と協議しながら全体整備の考え方をあらためて整理したうえで、ヒストリーにかかわる重要な文化財を新たに史跡に指定し、整備していく。また、個別の史跡解説だけでなく、物語として古墳を語られるよう、ソフトの開発を進める。

実施目標 全体の基本計画の見直しと作成：令和4年度~5年度

史跡指定への取組：令和4年度から順次実施

②堀尾氏入国とまちづくりのヒストリーに沿った文化財の整備と活用【主体：市（文化スポーツ部・政策部）、安来市、愛知県大口町、浜松市ほか 期間：令和4~11年度（令和3年度から継続）】

松江城天守の国宝指定を機に、堀尾吉晴の生地である愛知県大口町、安来市と共同で「堀尾吉晴

公共共同研究会」を設立して共同研究を開始。やがて浜松市も加わり、その成果を令和3年3月に報告書として刊行。今後、その成果を基盤にさらに調査研究を深め、成果を基にした整備や観光振興・地域振興に活用していく取組を進める。

### ③ヒストリーの磨き上げと公開【主体：市（文化スポーツ部）、各種団体 期間：令和4～11年度】

第6章で例示したヒストリーを、市民参加の調査研究で磨き上げ、事業の実施に向けての準備を進める。そのために、それぞれのヒストリー案を順次公開し、具体的な調査研究や活用につなげていくための情報収集を行う。将来的には「松江のヒストリー集」のような冊子（紙と電子媒体）の発行を目指す。

## 4) IT を用いた文化財情報の整理と公開の措置

### 新規及び重点的措置

#### ①文化財や収蔵品のデータベース、公開システムの構築【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】

未指定も含めた文化財をデータベース化し、費用対効果を検証しながらシステム構築と公開手法を検討する。各資料館等の館蔵品については、それぞれで計画的に整理と分類を進め、順次公開していく。

#### ②調査研究のデジタル化【主体：市（文化スポーツ部） 実施目標：令和4～11年度】

調査研究では、同時進行でデジタル化を進める。

#### ③遺跡台帳のデジタル化【主体：市（文化スポーツ部） 実施目標：令和4～11年度】

現在紙ベースで管理している遺跡台帳をデジタル化し、広く一般に公開する。

#### ④オンライン講座の導入【主体：市（文化スポーツ部） 実施目標：令和4～11年度（令和元年度から継続）】

令和元年度から実施しているオンライン講座を、より幅広く実施する。

#### ⑤史跡田和山遺跡再整備事業【主体：市（文化スポーツ部）、同志社大学 期間：令和4～9年度（令和元年度から継続）】 ※再掲

田和山史跡公園の再整備を行い、史跡公園としての魅力の向上を図る。加えて、展示、学習機能の強化として、AR・VR技術を用いた遺構、出土遺物の紹介や弥生時代の周辺環境の映像復元を行う。

#### ⑥国宝松江城天守のVR作成と設置【主体：市（文化スポーツ部）、同志社大学 期間：令和4年度（令和3年度から継続）】

天守内を三次元で計測、撮影し、実際に天守に登ったように感じることのできるVR作成を行い、現在、松江歴史館にて試行運用を行っている。今後は、施設、学校等に持ち運びして体験できる可搬型の運用を目指す。

**実施及び継続中の措置**

事業名／実施概要	取組主体	期間
松江歴史館収蔵品データベース 館蔵品をデータベース化し、可能な限りの公開を行う。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（平成30年度から継続）

## 5) バリアフリーの実現による活用の推進の措置

**新規及び重点的措置****①国宝松江城天守のVR作成と設置【主体：市（文化スポーツ部）、同志社大学 期間：令和4年度（令和3年度から継続）】 ※再掲**

天守内を三次元で計測、撮影し、実際に天守に登ったように感じることのできるVR作成を行い、現在、松江歴史館にて試行運用を行っている。今後は、施設、学校等に持ち運びして体験できる可搬型の運用を目指す。

また、作成したデジタルデータを活用し、視覚障がい者でも触れて楽しむことのできる松江城天守模型などの製作、展示の検討も行う。

**②観光施設のバリアフリー化推進事業【主体：市（文化スポーツ部・観光部）、民間団体 期間：令和4～11年度】**

松江バリアフリーツアアセンダーを運営するNPO法人プロジェクトゆうあいなどと連携して、文化財を含む観光施設のバリアフリー化の検討を行う。

**③多言語化推進事業【主体：市（文化スポーツ部・観光部）、民間団体 期間：令和4～11年度（経常事業）】**

文化財の説明媒体については、より一層の多言語化を推進し、外国人にとっても分かりやすい、楽しめる環境整備を行う。

## 4. 歴史文化を生かしたまちづくりの一層の推進の措置

### 1) まちづくりにおける文化財保存・活用の視点の措置

#### 新規及び重点的措置

#### ①白潟地区都市構造再編集中支援事業【主体：市（都市整備部） 期間：令和4～6年度（令和2年度から継続）】

寺院・神社、小路、町割りといった歴史的なまちなみの残る白潟地区と大橋川周辺において、既存ストックと水辺空間の活用による魅力的なエリアの創出や、地域資源を巡るまちあるきルートの創出、水辺や都市的空間と調和した落ち着いたあるまちなみの形成を図る。

具体的には、水辺の賑わい拠点整備、出店基盤整備、景観照明整備、電線類地中化、住宅等修景支援及び公共空間における社会実験などを行う。

#### ②職人商店街創出事業【主体：市（産業経済部） 期間：令和4年度～ ※予定（令和3年度から継続）】

中心市街地に多彩な伝統工芸などが集まる「職人商店街」の創出を目指し、令和3年度に市内商店街の実態、他市の先行事例等を調査した。調査結果を踏まえ、松江ならではの「職人商店街」創出に向け、職人の技の「観える化」「ものづくり体験」を提供するための店舗のリノベーション促進、空き家、空き店舗を活用した拠点づくりなどに取り組む。

#### ③都市再生推進法人制度【主体：市（まちづくり部） 期間：令和5～11年度】

都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う団体を指定する。まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を行い、まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）による積極的な活用を図る。

### 2) 歴史的まちなみ、景観の一層の保全の措置

#### 新規及び重点的措置

#### ①伝統的建造物群保存地区検討事業（美保関町美保関地区）【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（令和元年度から継続）】

美保関町美保関地区への伝統的建造物群保存地区制度導入の可能性について、住民と共に検討を行い、制度導入の可否も含め、まちづくりの方向性の合意形成を行う。住民説明会、住民との勉強会、先進地視察、主体となる住民組織立ち上げ支援などを行う。

#### ②文化的景観の検討【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】

松江市内に所在する農村景観（東出雲町畑地区の干し柿集落など）や、島根半島の浦々の漁村景観など、松江の特徴的な景観について、地域住民の意向を確認しながら、後世に伝えていくための保護措置として文化的景観などの手法の検討を行う。

### ③まちの Re-project 事業【主体：市（まちづくり部） 期間：令和4～11年度 ※予定（令和元年度から継続）】

空間資源である遊休不動産と歴史文化等の潜在的な地域資源を組み合わせ、新たに経済合理性の高い事業が生まれるよう、民間が所有する小規模の遊休不動産の利活用を推進する。

特に、中心市街地においてリノベーションまちづくりが推進されるよう、「まちづくりを担うプレイヤーの発掘・育成」、「遊休不動産の掘り起こし」、「不動産オーナーと事業者のマッチングを促進する仕組みの構築」といった3つの柱を立てて各種の取組を実施する。

#### 実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
<b>伝統美観保存区域等整備事業</b> 松江市景観計画に定める伝統美観保存区域及び北堀町景観形成区域などで、市民が行う松江市固有の伝統美観の保全、城下町の風情等の維持向上を目的とした修景行為に対して、支援を行う。	地域住民、市（まちづくり部）	令和4～11年度（昭和48年度から継続）
<b>堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業</b> 堀川にかかる橋梁を、近世城下町の風情を感じさせるデザインに整備し、橋の往来や堀川遊覧船から見る景色をより風情のあるものに充実させていく。	市（都市整備部）	令和4～11年度（平成23年度から継続）

### 3) 歴史的建造物の一層の保全継承・活用の措置

#### 新規及び重点的措置

#### ①建築基準法の適用除外の検討【主体：島根県建築士会、市（文化スポーツ部、まちづくり部） 期間：令和4～11年度（令和2年度から継続）】

歴史的建造物の活用促進に向けて、建築基準法の適用除外にかかる条例制定などの検討を行う。

#### ②登録有形文化財カラコロ工房整備事業【主体：市（産業経済部） 期間：令和4～6年度（令和3年度から継続）】

カラコロ工房は、昭和13年に「日本銀行松江支店」として建設された登録有形文化財。施設の老朽化に対応するため改修工事を行い、良好な状態で保全を図る。合わせて、中心市街地の拠点として、中心市街地の回遊性向上と賑わい創出に向けて取り組む。

#### 実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
<b>歴史的建造物保全継承事業</b> 松江の歴史的なまちなみを構成する歴史的建造物（未指定）について、所有者との協働によって適切に保全継承するとともに、それを核として歴史的なまちなみの面的な再生につなげていく。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（平成26年度から継続）
<b>歴史的建造物を生かしたまちあるきイベントの実施</b> 中心市街地に残る「蔵」をめぐるツアー「蔵：Re」や、松江市の登録歴史的建造物をめぐるツアーなど、歴史的建造物を生かしたまちあるきイベントの実施。	民間団体、市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
<b>かやぶき交流館管理運営事業</b> 茅葺古民家の維持管理・活用事業。	NPO 法人あしぶえ	令和4～5年度（令和3年度から継続）

4) 地域での文化財に関する取組の推進の措置

**新規及び重点的措置**

**①地域の文化財調査・発信事業【主体：市（文化スポーツ部）・公民館・市民 期間：下記のとおり】**

**※再掲**

現在実施している調査事業の一部を再編し、3章で述べた12のゾーンを単位として、年次計画を作成したうえで、調査を実施していきます。具体的な実施方法としては、公民館管区ごとに地元の文化財や歴史文化について調査研究を順次進めていきます。

実施目標 調査計画の作成：令和3年度

調査の実施：令和4年度から順次実施

**②歴史まち歩きの実施【実施主体：公民館・市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（令和3年度から継続）】**

まち歩きマップや、地域調査の成果を活用した公民館と松江市の共催による市民対象の歴史まち歩きの実施。

**実施及び継続中の措置**

事業名／実施概要	取組主体	期間
わがまち自慢発掘プロジェクト事業 平成22～25年度に全29公民館区で作成されたまち歩きマップの更新・増刷。	公民館	令和4～11年度（平成22年度から継続）

## 5. 文化財の担い手の支援と育成の措置

### 1) 文化財所有者、保持者への支援の措置

#### 実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
民間所有文化財の維持管理事業 ※再掲 所有者が行う指定文化財の防災設備保守点検・建造物小修理・名勝庭園荒廃防止等の維持管理事業への補助	所有者	令和4～11年度(経常事業)

### 2) 担い手育成の仕組みの構築の措置

#### 新規及び重点的措置

#### ①郷土芸能継承発展経費【主体：松江市伝統芸能文化保護育成協議会、市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（経常事業）】

「松江市伝統芸能文化保護育成協議会」の活動に対して助成を行う（加盟団体：23団体）。  
当協議会が行う伝統芸能等の啓発・発信に係る取組や、後継者の確保・育成につながる事業等に対し助成を行い、伝統芸能等に対する市民の理解を深めるとともに、保存・継承を図る。  
また、伝統芸能の担い手（三味線や笛）不足などに対しては、地域外での担い手と伝統芸能を行う地域の橋渡しを行う人材バンク制度などの創設などを検討する。

#### ②松江工芸の魅力発信と担い手育成事業【主体：市（産業経済部） 期間：令和4年度～（令和3年度から継続）】

市内の多様な工芸品について、情報発信や異業種連携による付加価値創出、販路開拓等に取り組むことにより、作り手の支援及び担い手の育成を図る。

#### ③地域版まちづくり総合戦略事業【主体：市（市民部）、地域住民、NPO法人等 期間：令和4年度（令和2年度から継続）※毎年度、単年度終期として補助要綱を改訂】

地域の魅力向上を図るとともに、住民のふるさとへの誇りと愛着を育み、全市を挙げた持続可能なまちづくりの機運醸成を図る。具体的には、世代間交流や伝統文化の継承など、地域の課題解決や新しいアイデア実現を図る事業などを対象に助成を行う。

#### ④学校でのジオパーク授業支援【主体：島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 期間：令和4～11年度（平成30年度から継続）】

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会で学習補助資料を作成し、松江市及び出雲市内45カ所で小学校高学年を対象に大地の成り立ちを教えるジオパーク授業に取り組んでいる。併せて現地での課外授業のために小学校が借り上げるバス料金の補助制度も設けている。

#### ⑤島根半島・宍道湖中海ジオパークガイドの養成【主体：島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 期間：令和4～11年度（平成30年度から継続）】

毎年、島根半島・宍道湖中海ジオパークガイド養成講座、認定試験を行い、ジオパークの魅力を伝えるガイドを養成している。

**⑥島根半島・宍道湖中海ジオパークにかかる地域活動支援【主体：島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 期間：令和4～11年度（平成30年度から継続）】**

住民団体、自治会、NPO等が行う島根半島・宍道湖中海ジオパークの普及啓発活動に対する支援。

◇助成団体（例）：島根半島四十二浦巡り再発見研究会、神社ガールズ研究会、加賀まるごと博物館、八東公民館、一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団

**⑦埋蔵文化財教育普及事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】**

生涯学習や学校教育と連携し、学校における考古学の体験学習などを通じて、文化財保護思想の普及と市民文化の振興に寄与する。

**⑧松江の文化力体験推進事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】**

子どもとその保護者が、本市が誇る伝統文化などを体験する機会を創出することで、次世代への継承に繋げる。

**⑨地域に根づく伝統文化継承事業補助金【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4年度～11年度】**

地域に根づく伝統文化の活動を行う団体が、記録・保存を行う場合に、市が助成金を支出するもの。

**実施及び継続中の措置**

事業名／実施概要	取組主体	期間
総合的・体験的な学習充実事業 ※再掲 「ふるさと松江」に誇りと愛着をもつ児童生徒を育成するため、総合的な学習の時間又は校外活動において、地域にある教育資源「ひと・もの・こと」を活用した学習活動を充実させる。	市（教育委員会）	令和4～11年度（平成24年度から継続）
「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業 ※再掲 地元企業・事業者の方から仕事に対する思い、やりがい、誇り、自分の生き方や夢、ふるさと松江で働くことの意味について語っていただき、児童生徒に将来に対する夢や希望を育み、キャリア教育の推進に資する。	市（教育委員会）	令和4～11年度（平成31年度から継続）
「ふるさと松江」学習推進事業 ※再掲 身近な地域やふるさとである松江を取り上げた副読本や伝統工芸品について、小学校の中学年の授業等で活用することにより、「ふるさと松江」について理解を深める。	市（教育委員会）	令和4～11年度（平成24年度から継続）
郷土行事等振興事業 松江市藝行列保存会・松江菊花会などのへの支援事業。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
松江市伝統産業支援事業 松江市の手作り産業に従事し、伝統的な技能を習得するとともに、技術の改善に努め、産業発展に貢献している優良な技能者を表彰することにより、松江市が誇る伝統産業の継承・発展を図る。	市（産業経済部）	令和4～11年度（平成7年度から継続）

## 6. 文化財を守り伝えるための財源の確保の措置

### 1) 松江市の財源確保の措置

#### 新規及び重点的措置

##### ①ふるさとづくり寄附事業【主体：市（産業経済部） 期間：令和4～11年度（平成20年度から継続）】

松江市ふるさとづくり寄附条例に基づき、ふるさと納税による寄附の使途として、「松江城」、「松江の文化力を生かしたまちづくり」及び「宍道湖・中海」などを設けており、これらの使途にいただいた寄附金を活用して、各事業を実施していく。また、これらの使途への寄附の拡充に向けて、返礼品について、松江でしか手に入らない、文化財ならではの商品や体験メニューの開発、提供などを検討する。

##### ②国庫補助事業等の積極的な利用【主体：市（各部） 期間：令和4～11年度（経常事業）】

文化財の保存修理にあたっては、地域計画作成により申請可能となる補助事業等も含めた、国庫補助金、県費補助金などのより一層の利用を図る。

### 2) 民間所有者の財源確保支援の措置

#### 新規及び重点的措置

##### ①民間所有者の文化財の維持管理、保存修理にかかる財源の確保支援【主体：所有者、市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】

クラウドファンディングの利用など、民間所有者の様々な財源確保手段について支援を行う。

## 第9章 文化財保存活用地域計画を実効あるものとするために

### 1. 見直し・改訂

今後の文化財を取り巻く環境の変化などを踏まえ、計画の内容を定期的に見直していく必要があります。関連する国の法令の改正や文化財保存活用地域計画に関する新たな指針等の公表、「松江市総合計画」や「歴まち計画」など関連行政計画の見直しとあわせ、「松江市文化財保存活用地域計画」の内容も見直し、必要に応じて改訂を行い、内容の充実を図っていくこととします。

特にアクションプランにあたる第8章の内容については、毎年度内容の更新を図るとともに、概ね3年を目途に全面的な見直しを行うことにより、実効性を常に担保することとします。

今後実施される文化財調査の結果や新たな指定文化財等については、随時リストを更新し、公表していくなど、文化財に関する情報の管理と公開を継続して図ります。

加えて、地域計画の改訂にあわせ、文化財保護施策についても随時見直しを実施していきます。

なお、地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化財保護法の規定により島根県を通じて文化庁長官による変更の認定を受ける必要があります。軽微な変更とは、①計画期間の変更、②市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更、以外の変更で、これらの変更を行った際は、島根県を通じて報告を行います。

### 2. 計画の進捗管理と自己評価の手法

地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その結果を次期地域計画に反映させます。個々の事業等の進捗状況などを踏まえ、計画全体の評価を行います。

進捗管理にあたっては、松江市文化財保存活用地域計画協議会を開催し、幅広い関係者の意見も反映させていくこととします。

### 3. 「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」の実現に向けて

松江市文化財保存活用地域計画は、文化財行政版総合計画であり、松江市の文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねたものです。

今後、松江市文化財保存活用地域計画に基づいて行う各種の取組において、市民の皆様と行政、企業・各種団体が連携し、周辺環境まで含めた文化財の総合的な保存・活用に取り組むことのできる仕組みづくりを行い、市内の身近な文化財の保存・活用を担う人材を育成していくとともに、将来にわたり「地域のたから」である文化財を地域全体で活用しながら後世に伝えていく気運を醸成することを目指します。

松江市が誇る文化財、歴史文化を守っていくためには、これに関わる人の輪を広げ、関わる人を支援していくことが何よりも必要とされます。地域社会総がかりで、歴史文化都市としての磨きをかけ、「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」の実現を図ります。